中小Aクラスの期末斗争妥結

前期に一、〇〇〇円をプラス

×××××××

中小第五回集団交渉は、十六日午後五時から開催し、第二次回答が提示されたが、従労側はこれを不満として再考を促し約三〇分で終了した。連盟は直ちに分科会案を提唱し、従労も平和解決をめざして分科会に応ずることにきめた。午後十時半から十七日午前五時まで各社毎に話合いをすすめた結果、共同を除いて了解点に達しストを中止。共同も午後三時半に至って妥結しA級の期末斗争は終了した。

×××××××

労使。独自解決でのぞむ

第一次案の回答をうけた交渉委員は、内部処理の為立と楽後のため各支部に引揚げていった。一方経営者は十六日福岡に集結し第二次案について検討を行い、午後五時から再度交渉を行った結果次のような提案を示してきた。

立川　一八八〇〇円
飯野　一八〇〇〇円プラス一時金

一時金については円満解決を前提として分科会に於いて両者誠意をもって話しあいたい。

共同　一七〇〇〇円
早良　一七八〇〇円
山口　一七八〇〇円
新屋敷　一七八〇〇円
九株　一七〇〇〇円

その他細部については前回提案通り

この提案ののち、業者としてお従労の要求通り中小検討で解決したいと考えているので、これを基礎に分科会で最終的につめていきたい旨の申入れがあったが、われわれの要求額からは相当はなれている。何故分科会におとさねばならないのか理解に苦しむ。見にきせて金をだしてやろうというのか。従労側は分科会を否定するものではないが、このまゝではいられないので、さらに再考慮を促してひきあげた。

前期を足場に分科会へ

午後八時から今後の交渉方式と、その態度について検討した。その結果、このまま無為にすごすのも問題がある。もう一度集団交渉という手もあるが、業者が分科会におとしたいということであれば、われわれは前期妥結額プラスαの基本方針で臨むことをきめ、この線で午後十時から約一時間にわたり幹事折衝を行い、十七日午前一時から五時まで各社一斉に分科会に入った結果、共同を除いて了解点に達したので直ちにストを中止した。

尚、共同石炭はこの分科会で提示された一九、〇〇〇円を蹴ってストに突入したまゝ交渉を続け二一、二〇〇円まででたが、支給について年内八〇％、残りは来年にまわすという提案に組合は激昂して交渉は決裂した。従労は事態収拾のため折衝を重ねた結果、午後三時三〇分飯野の線で全額年内に支給ということで妥結し、午後四時、最終的に分科会における了解事項を集団交渉で正式に確認した。

共同も解決

立川
一、期末手当は大手十二社の期末手当妥結額の九八・五七％とする
二、大手十二社の妥結額が著しく遅延する場合は一部仮払とし残額は大手妥結後支払う。
三、その他はすべて前回提案通り

飯野
一、期末手当二一、二〇〇円（税込）、但し大手十二社の期末手当が二三、〇〇〇円で解決した場合とする。大手妥結額が二三、〇〇〇円に満たなかった時は二一、〇〇〇円とする。
二、その他はすべて前回提案通り

共同
一、期末手当は二一、二〇〇円（税込）、但し大手十二社の期末手当が二三、〇〇〇円で解決した場合とする。大手妥結額が二三、〇〇〇円に満たなかった時は二一、〇〇〇円とする。
二、その他すべて従来の慣行に従い山元別途取扱とする。

早良
一、期末手当二〇、五〇〇円（税込）、別途一人当二五〇円（税込）これは大手解決後考慮する。
二、その他すべて山元別途取扱とする

山口
一、期末手当二〇、五〇〇円（税込）、大手十二社の各妥結状況を勘案し別途一括三四万円（税込）を支給する。
二、その他すべて前回提案通り

新屋敷
一、期末手当二〇、五〇〇円（税込）。別途一人当二五〇円（税込）を支給するが、これが支給については早良、山口に準ずる。
二、その他すべて山元別途取扱とする。

九株
一、期末手当二〇、三〇〇円（税込）
二、その他すべて前回提案通り。

No. 59　情報　九州炭労　1958年 12月 24日

小倉労組は正月返上で斗う！

中小期斗 三支部を残すのみ

××××××××××

中小の期末斗争は、順調に解決した中労共の成果を足場に、B、C級の期末斗争に移っていき、B級は二〇日から無期限ストライキを決定し、C級も大体これにならって、交渉をすゝめた結果、二〇日午前零時五〇分、岩屋の妥結を最初に逐次解決をみ、二四日現在、小倉、京の上、新北松、の三支部を残すのみとなったが、二一日から無期ストに入っている小倉労組では、会社のつよい抵抗をうけ正月返上の長期態勢を確立して斗っている。

××××××××××

A級の成果を足場に

「B・C級も妥結」

中労共を足場に斗いをおこしたB、Cクラスは新山野、伊岐須、浜紫、仁保、木武、新向山、福美、岩屋（B級）が一九日正午迄の期限付回答を要求、二〇日からの実力行使をきめて交渉を進めた結果、新山野、伊岐須、浜紫、岩屋がそれぞれ二〇日午前零時から六時にかけ妥結したが、木武、新向山、仁保が額の突上げと分割払いの問題でこじれストに突入したが、二〇日午後七時三〇分一一、五〇〇円（年内一〇、〇〇〇円、残額を三、四、五月の分割払）、仁保一〇、五〇〇円（年内五〇％残額二月から四月の間に分割払）、新向山一〇、三〇〇円（年内九、〇〇〇円、残額を三月から五月の分割払）で解決し、C級もこれにつゞいて逐次に解決したが現在斗っている支部は次のとおりである。

小倉

要求額六〇〇〇円、二〇日に第一次案四、〇〇〇円、組合員は二一日からの無期ストに突入したが二一日の交渉で四五〇〇円の第二次案を蹴って完全に決裂スト続行中であるが、会社側の抵抗ははげしく長期化の構想を固めてきた。二三日にはケッ起大会を開らき長期態勢の確立をはかり、二四日午後一時から現地で炭地共会議を開らき正月返上で斗う対策を協議することになっている

京の上

要求一四、〇〇〇円、二二日の交渉で額の提示はなく、二四日交渉を続けることになっているが第二組合との共斗で解決の方向をめざしており、こゝ一両日中には解決するだろう。

久保

要求一二、〇〇〇円、一四日に一次案六、〇〇〇円、一九日に七、〇〇〇円の提示がなされ会社は前期が多すぎたということで五〇〇〇円下廻った金額をだしたため完全に決裂、二二日から無期ストに突入して斗った結果二四日午前七時八、五〇〇円で解決した。

新北松

要求一四、〇〇〇円、で現仕八、〇〇〇円を提示、第一、第二組合が分裂以後はじめて今次期末で共同斗争を組織しているので炭労はこれを側面から支援する態勢をとり、共斗の成功に努力している。

深江

要求七、〇〇〇円であるが、同鉱は炭層劣化のため企業の見透しがつかず、期末妥結額には相当時間を要すると思われたが、地区事務所からの斡旋で二三日五、〇〇〇円で解決したことが分った

期末妥結状況

33年下期

支部名	前期要求額	前期妥結額	今期要求額	妥結額	妥結月日
立川	26.000	20.700	26.000	21.700	17/12
飯野	25.700	20300	25.700	21.200	〃
共同	25.700	20.300	25.700	21.200	〃
早良	24.500	19.750+200	24.500	20750	〃
山口	24.500	19.750	24.500	20.750	〃
新屋敷	24.500	19.750	24.500	20750	〃
九採	24.500	19.300	24.500	20300	〃
小倉	21.000	4.000	9.000		4.500交渉中
岩屋	18.000	15.100	18.000	16.100	20/12
新山野	18.000	12.800	18.000	13.500	〃
亀山	15.200	11.800	15.000	13.100	21/12
伊岐須	18.000	12.700	18000	13.350+α	20/12
木武	18.000	11.000	18000	11.500	〃
新向山	18000	9.800	18000	10.300	21/12
仁保	18000	10.000	18000	10.500	20/12
吉の浦	15.500	12.600	15.500	13.000	〃
浜紫	17.000	12.400	17.000	12.700	〃
京の上	13500	7.850	14.000		交渉中
深江	11.000	7.100	7.000	5.000	23/12
上肥浦	12.000	12.000+1.388	15000	13.800	19/12
宏安	11.500	6.000	10.000	6.800+200	21/12
新北松	13.000	8.300+200	14.000		8.000交渉中
三昌	9.500	6.000	10000	7.300	20/12
福美	18.000	12300	18000	12.900	22/12
福久	9.300	6.000+500	11.800	7.000+500+300	23/12
山田	11.430	9.100	12000	10.100	〃
伊賀	12.000	7.800	14000	7.900	21/12
久保		7.500	12000	8.500	24/12

No. 60

情報

九州炭労

1958年 12月27日

健保附加給付…結婚貸金の引上げ 電氣設備改善など

―髙松支部…福利厚生斗爭―

高松では十月九日福利厚生関係の要求項目を決定し、十月十日交渉申入れと同時に要求書を提出した。火災、長斗、期末斗争の間隙を縫って交渉を行ったが、会社は譲歩せず、十二月二五日からの無期限ストライキを決定した。ストライキを前にした十二月二四日の第四回団交は、夜を徹しておこなわれ、二五日午前四時三〇分、次のような内容で妥結した。

要求内容

（一）各坑の分科会で交渉し解決した事項

1. 一般社宅小修理の促進を行え。
2. 一坑のスレート屋根を改造すること
3. 一坑々口浴場の改築を行え
4. 新口社宅の完全排水を行え
5. 三坑硬山流出の対策を行え
6. 梅ノ木区に子供遊園地を作れ
7. 三坑高海寮を集会所にせよ
8. 梅木、古賀八久保線路例外柵を改善せよ
9. 三坑長谷アパートの改善を行え
10. 鯉口、宮前町、浅川浴場施設の改善を行え
11. 大吉成々口ボイラーの改修を行え。
12. 不完全な集会所の整備を行うこと

（二）当初より本部交渉をおこなった事項

1. 電気設備を改善し電気器具を使用できる設備をおこなえ
2. 社宅入居希望者に社宅を与えよ
3. 高松炭鉱附近の屋根改造と鉱害補償せよ
4. 結核患者の傷病手当金の給付を一年延長せよ
5. 家族入院費を現行の全費の半額を保障せよ

妥結内容

1. 前期調査した事項について（特殊工事を含む）修理を進め具体的には厚生小委員会で協議して行う。
2. スレート屋根は今期三棟、三四年度に五棟を改造し成功すれば全般的に行う。
3. 浴場を拡張し通勤者ロッカー、洗濯場を設置する
4. 実体調査を行い三四年度上期に技術検討を行い、雨期までには完成させる。
5. 高尾一ケ所は大吉成業所が行い一ケ所は二坑営業所が行う。古賀の例については千代田鉱業と話合って行う。
6. 昭和三四年三月迄に完成させる。
8. 実施するがやり方については今期中に会社・組合と話合う。
9. 三三年下期五戸、三四年上期十戸、三四年下期五戸を改築する。
10. 鯉口女浴場は三四年上期に拡張する。浅川浴場は三四年三月着工する。
11. 現在三・五トンの給水タンクを拾トンのタンクに切替える。
12. 整備、改善をおこなう。

1. 電気設備を改善し、電気器具が使えるよう設備する。但し、その工事着手時期、施行期間、電気料金その他具体的事項については別途専門委員会を設けて検討する。なお、会社組合双方共三月末日までにその改善がまとまるように努力する
2. 社宅が必要と認められる者については通常社宅の五十戸の外、非在籍者の社宅明渡しを行い昭和三四年四月末日までに貸与できるよう努力する。
3. 高松炭鉱附近社宅の屋根の改造及び飛砂防止設備は実施する。前項の社宅居住者の鉱害による災害についてはその都度協議して善処する。
4. 結核患者の傷病手当金の延長給付は現行より一ケ年延長しその期間の給付額は現行の八割とする。（三四年四月より実施）
5. 家族入院患者に対しては法定の本人負担額の三分の一を附加給付する。（三四年四

（うらにつづく）

6．結婚貸金貸与を一三、〇〇〇にせよ
7．結婚式に必要な備品を完備し管理を充分行え
8．霊柩車を購入せよ

6．結婚貸金は一一、八〇〇円とする。
7．結婚式に必要な備品什器は現存のものを整備し不足分は購入する。花嫁衣裳二式、什器へ一級二級クラブ共夫々一組三〇人分
8．霊柩車は会社に於て購入しないが、町部で葬祭施設を新設するよう努力し、霊柩車を使用した場合は基本料金の半額を支給する。

以上

目尾 ストの圧力で山元諸要求かちとる

目尾支部は本年八月以降第六次山元要求の集約を開始、一一月一二日、一三日の部会代表者・居住区委員会代表の討議を経て、一一月一八日二百項目に及ぶ要求書を出し交渉を進めていたが、中途で警職法反対斗争に重点がうつり一時交渉が中断していたが、一一月二四日要求書の説明を行ってからは団交が次々に重ねられた。しかし会社は「要求の半数以上が賃金に関係があるので、会社としては回答できない」とゼロ回答を行った。このため団交はついに決裂し、

二二日一番方より四八時間全面スト　に突入。

さらに交渉が重ねられたが、会社のにえきらない態度はそのあともつづき、さらに組合は、二五日よりの第二波全面ストに突入した。が、二六日午前六時四五分了解点に達しストを中止した。

妥結内容の詳細については後報するが、目尾支部の今次山元交渉は賃金増収に関係ある要求を、最後まで取下げず勝ちとったことは、今後の職場要求に与える影響は大きいものがある。

中小支部の賃金圣過措置

二十六日連盟に申入れる

九州炭労では、中小支部の新賃金について、年内にブロック斗委をひらいて検討する予定であったが、期末斗争の解決がおくれ、現在京の上、小倉が未解決のまゝ、小倉では正月返上の決意をかため無期ストをつづけている現状であるのでブロック斗委は来年に入ってから開らくことにしたが、今年一杯で協定が切れるので、二十六日とりあえず左記の通り経過措置について連盟に申入れを行った。

団体交渉並に経過措置に関する申入書

当方組合員の昭和三十四年一月以降鉱員賃金を、貴方と当方との間に於ける団体交渉をもって取りきめたい。

尚、新賃金決定迄の経過措置については、左記により取りきめたいので、右交渉申入れます。

記

一、新賃金決定迄の経過措置については、現協定によって仮に支払っておき、協定成立後遡及して精算するものとしたい。

二、要求書及び交渉委員名簿については、改めて提出いたします。

更に具体的なことについては、別に協議いたします。

以上

No. 61

情報

九州炭労

1958 年
12 月 27 日

××××××××××××××××

雪だるまとふくれ東京へ大行進！

一食一〇円！　こんな生活は、もう一日もがまんできません。

厚生省白書でさえ一一七万人もいるという日本全国の飢困者を代表して、私達は要求します。

人間なみの衣食住を！

働く意志と能力を持つすべての者に、無条件で就職の機会を！

働く能力のない病人・年より・未亡人などには社会保障の確立を！

私達は知っています。これが決して無理な要求ではないことを。政府が戦争政策をやめ、タンクや飛行機、軍艦を造ることをやめて、そのまま国民生活の安定にまわすならば、明日からでも実現できる要求であることを。（全日自労大牟田分会機関紙「ぜんしん」より）

××××××××××××××

失反は企業の枠を離れて

炭鉱の労働者数は、昭和二三年の秋に四六万人いたのが、現在では二八万人になっている。従ってその間に一八万人が失業者となった。

今日の労働運動の中で失業反対斗争が特徴的な弱点として出てきている。

失業反対斗争というのは、いわゆる首切り反対斗争だけでなく、

失業者をちゃんとした職につかせること。

新卒業者に職を与えること。

臨時工・請負工を安定したものにする。

組織労働者をちゃんと筋の通ったものにする。

という意味であり、そういう意味での、反失業の斗争が不充分であることが、日本の労働運動の一つの弱い環をつくっている。

この反失業斗争は、われわれにはそれをさせるだけの力はない。だからせめてわれわれの組合からは、炭労からは首切りを一人も出さないでやって行くんだ。ということで実際には行こなわれている。しかし企業の中で首切りを起さないということだけでは、すぐかべにぶち当ってしまう。失業反対斗争は企業をはなれた階級的な立場に立って取組んで行かなければならない。（九大・正田）

福岡県の失業者数

われわれは失業反対斗争について、正田氏の指摘された欠点をもちながら進めてきたが、いま福岡県下に、一体どの位完全失業者がいるかを県職業安定課「労働市場の状況」の九月〜一〇月号をみると、次の通りである。但しこの数字には潜在失業者、不完全就業者、[illegible]労働者としての[illegible]は含まれないから、実数はこれを相当上まわるものとなる。

失業状況

公共職業安定所の窓口より見た失業者数の推移

32年1月	72779
2	69506
3	67552
4	64732
5	65269
6	63604
7	65876
8	65775
9	65034
10	65316
11	66570
32年12月	62076
33年1月	71339
2	76012
3	69242
4	69208
5	72216
6	74630
7	76267
8	78642
9	81234
10	79317
11	77191
12	

（註）この数字には、一ヶ月のうち一日でも就労期間でも働いたものは含まない。

戦争と失業に反対する

来年の対策を政府が…

こうした失業の組織体である全日自労に対して、いま政府は来年四月から激増する失業者対策として高度失対をおしつけようとしている。

その正体は、政府がいままでやってきた失業対策事業を一般失対と雇用対策事業の二本立にし、本来の失業者救済という名目をすてて、不況合理化で増大する若年層の失業者を使って、道路・港湾・河川工事をやるための労働者に仕立てあげようとする意図をもつものである。

低賃金で本格工事

現在失対事業に働く人達は、その仕事は自分達に適した能力で働く仕事と思っていない。失業し働くところがないかぎり、やむをえず失対事業にいく。

ところが政府は、自分の責任で多くの労働者の職場を奪っておきながら、職場を与えることをそっちのけにして[illegible]技術工も一緒くたにして安い賃金で本格的な土木工事をやらせようとしている。

体力のないものはやめろ

そのため体力のない者は一般失対へ入れ、体力のある者は雇用対策へ入れると労働省はいっている。だが失対事業に働く人達は、労働省が狙っている重労働をやれる体力のある者はごく一部で、大半は不適格者ばかりだ。

【うらにつづく】

No. 61 情報 九州炭労 1958年12月27日

倉石労働大臣は体力のない「老令者や婦人は、生活保護法のワクで解決したい」といっているし、日経連の早川常ム理事は「雇傭対策事業は、合理化のうけ入れ対策だから賛成だ」とヌケヌケといっている。この言葉から、政府、資本家の意図がハッキリしている。

この要求をつらぬこう

いま一般失対をなくするといえば、組合の反対や社会的な大問題になるので、緊急失対（高率失対）と誘って、全日平均三〇七円が三八五円になるからいいだろう。と、一生懸命宣伝し、カゲで選別基準をきびしくして、首切りをやり自然に体力のある者だけを残そうとキバをといでいる。

このやり方はかってドイツで、ヒットラーが政権をとった時とにている。

軍事費を社会保障に廻せ！

全日自労では、このドレイ的な失業対策でなく、八〇円の賃上げ・一ケ月二五日就労させよ・全産業に八〇〇〇円の最低賃金制を確立せよ。の要求で、働くことのできない者には戦争準備の金を社会保障費へ廻し、充分に喰えるようにしろという要求をもって国民大行進に結集した。

〈注〉この国民大行進についての九州炭労の具体的方針は次のようになされている。

(1) 失業反対・社会保障確立大行進要綱に関する指示
（九炭一四六号発六四、一二月六日）

(2) 戦争と失業に反対する国民大行進と九州大会の開催について
（九炭一五六号発六九、一二月二七日）

No. 62

情報

九州炭労

1959年 1月 13日

聞け！ふみにじられた者の誇り高き足音を

山に海に野に平和を築きあげる歓呼の声はひびく

戦争と失業に反対する国民大行進

北は稲員を起点に、南は福岡から、全国の闘志が三月十日の国会をめざし、三月七日まで六十三日間を歩き続け、全国各地で集会を持ち、各地方自治体に要求しながら全国の結集した力を政府にぶっつける「戦争と失業に反対する国民大行進」は、一月六日午前十一時三十分より福岡市警固公園に於いて九州大会を県下各単産の参加を得て・田川・直方大会飯塚、筑豊の大会と合流した一隊・並びに大牟田、八女、久留米、鳥栖の各大会を結集した一隊を迎えて開かれた。

野良犬なみの賃金で仂かされている失対労仂者、そしてこの失対労仂者さえもうらやましがる失業者や貧困者の激増しつつある悲惨な現実、及び国民生活の破壊は必然的に戦争につながってゆく現実を全国民に訴え、岸反動内閣の戦争政策に対し一大鉄槌を加えんとする国民大行進は午後一時十分警固公園を起点として開始された。

以下はこの大行進に参加、門司港まで四日間を同行した九州炭労代表団の同行記である。

~~~

小雪をついて出発！

市内自労組合は勿論のこと、炭労、国鉄、西鉄、全逓、全金属、全岩同盟、九電、福岡県、並に市平和委員会等市内各単産の代表者二〇〇名と、見送りの自労組合員その他の大会参加者は、東京まで歩き続ける九州各県代表団十一名（団長く全日自労大牟田分会委員長渡辺勇氏）を先頭に、折からの寒風をついて東京まで、延々一四〇〇粁を踏破する第一歩を力強く踏み出した。途中市内をデモ行進しつつ東公園に到着、こゝで行進参加者の隊伍を編成、各県よりの参加者並に各単産代表者、一般市民の見送りを受け、午後二時四十分東公園を出発した。炭労代表として、三菱九全労（水町）西鉄連（松浦）同鉄二瀬労（中村）早良労（木倉）、九州炭労（田中）の五名が、門司港まで県内四日間を共にこの行進に参加した。

沿道には市内各地区の自労組合員が整列し、小旗をふつて迎えてくれたが、老いの目に涙を一ぱいため、流れる涙をぬぐいもせずに、声を限りに叫んでいた老婆の姿は、折からふり出した小雪の中を、一歩一歩ふみしめる行動隊員一人一人の胸に限りない勇気と確信を与えずにはおかぬものがあつた。門司港まで行進に参加する約一二〇名の隊員の中には女性四名、宮相小学校五年生一名が参加しており、総評のニュースカーを先頭に、隊尾に福岡地区労の救急車が随行しつつ、四時二十五分第一日の宿泊地香椎に到着、会館香椎荘に最初の夜を憩つた。

歓呼の紙吹雪をあびて！

翌七日は八時三十分香椎駅前に集合、第二日目の朝の決意新たに八時五十分出発。黙々と一二〇名の隊員は東京まで一四〇〇粁を歩く同志の身を案じてか、この行動を決意せしめた岸反動内閣の売国政策に対する怒りの故にか、たゞ黙々と粉雪の舞う筑紫路を歩き続けた。途中小休止をとり十一時古賀に到着。こゝで高千穂製鉄労組の心づかいで同所内の集会所で昼食をとり同町内の主催する激励大会に臨んだ。古賀地区代表、高千穂製鉄労組代表らの激励のあいさつの後、渡辺町助役長のあいさつがあり、十二時過ぎ大会を終了し同所を出発した。途中福間町役場前に於て茶菓の接待を受け、午後四時二十分第二日目宿泊地である赤間駅前に到着、旅装を解いた。（山野労組より西田氏到着）

第三日目は午前八時三十分赤間駅前に集合、同地区の共産党代表の激励あいさつあり、同四十分出発した。漸やく疲労を感じ出した足を励ましてか、自然と労働歌の合唱となり、東京までゆく代表者の足どりとは別の踏むすぎた感のある足どりで隊員相互の同志的親しみも出て、行進は全く快調のペースを保持しつつ、午前十時海老津に到着、同町村々長、村会議長から公共団体初めての激励あいさつを受け、この地方の農民組織のあり方がにじみ出ている感じを受けた。終つて直ちに出発、沿道に三々五々並んで出迎えてくれた自労の人達、併行して走る鹿児島本線の列車数両中の乗客の歓声、手を大きくふつてくれる野畑の温い友情を胸にかみしめながら午前十一時北九の一角水巻町に一歩を印した。水巻町役場前に於て西尾町長、吉村県議の激励あいさつがあり、十二時十分日炭高松労組前に到着、松尾副組合長の激励あいさつの後、同労組心づくしの豚汁に舌づつみをうち昼食をとる。

水巻町よりふくれ出した隊列は約八百名位となり、午後一時三十分高松労組を出発して三時十五分黒崎駅前に到着する間、隊列は続々と増加し、沿道の自労組合員の歓迎の紙吹雪と歓呼をあびて黒崎駅前に到着。竹村黒崎地区労事務局長、鍋方県議、県平和委員会代表）等の激励あいさつの後、「平和うどん」の接待をうけ四時二十分八幡中央区に到着、五時より同地区労組歓迎大会に臨む。八幡市長、社会党代表、共産党代表、八幡東水域代表の激励あいさつの後、渡辺団長の答辞及代表団の紹介を行い、六時二十分大会を終了、八幡駅前に第三日目の旅装をといた。
~~~

情報
No.
九州総評
年　月　日

小雨の関門海峡に赤旗なびかせ東京へ

才四日目は、西鉄八幡駅前に午前八時三十分集合、八幡製鉄の巨大な鎔鉱炉を左に見て遠く夜明を覚えた足どりを労仂歌の合唱によって全員の意志を統一し元気よく八時四十分同駅前を出発、途中、八幡地区各単産並に自労組合員が隊列に参加し、約三十名の大行進となった。午前中は天候もよく、歓迎の紙吹雪をあびて市内行進を行つた。

途中、牧山ガラス工場労組員の熱狂的歓迎をうけ、午前十時戸畑市役所に到着、同市役所の湯茶の接待の後、台木市長、天野市会議長等の激励のあいさつ等があり、同市役所前を出発、十一時三十分小倉市役所前に到着、休憩の後昼食をとる。十二時四十分より同市役所主催の歓迎大会に臨んだ。八幡市長をはじめ、社会党、共産党、各政党代表のあいさつを受け、一時一五分小倉市役所を出発し二時十五分門司駅前に到着、遂に待望の対岸下関の港を眼下に見た時の感激は、この行動を共にした隊員各人の胸をしめつけたことであった。四時一〇分県内行進の最終地点である門司港老松公園に到着した。

この公園に於て四時四十分より九州地区最後の激励大会が開催された。北九労評議長のあいさつをはじめ、各県代表の紹介、スローガンの「日米安保條約の反対」等五本を採択、折からの小雨の中に、一人の落伍者もなく、総決に頰を涙でぬらしつ、「戦争と失業に反対する決議」並に大会宣言を満場われるよう拍手で決議し、大会の幕をとじた。東京までの行進参加者十一名は、明十日連絡船で対岸に渡り、いよく本土へその一歩を踏み出すことになった。

「新中国は日本の敵であり、平和憲法をあらためて再軍備を促進し、海外に軍隊を派遣すること」を公言する岸首相は、一握りの独占資本のモウケの為に公然とその戦争政策を前面におしだしてきている現在、堂々と「歩くし」という最も原始的な行動によって、一般労働者、国民大衆の悲願である戦争なき社会、失業なき社会建設のため、雨の中を、嵐の中をついて、東京へ東京へ、と県民の一大行進は、今日も今も歩き続けられているのである。

以上

情報

No. 63
九州炭労
1959年1月13日

共同島廻：再びスト態勢確立！

配置転換の人員問題で！

共同労連では企業整備反対斗争を果敢に行い、昨年十二月八日長計画撤回を斗いとり、七ケ月ぶりで一応了解点に達した。しかし設備その他細部の具体的実施方法については、山元交渉に移していた後、会社の人員計画について両者の見解に喰い違が生じて、配置転換人員について再び紛争が発生、島廻労組は実力行使をもつて斗う事を大会で決定した。

一斉に職斗を組織化

細部問題について山元交渉に移し、妥結後会社と話合いを進めていたが、計画人員について大きな人員差が出て来た。

一、会社案　八四〇名
　　組合案　八六〇名
二、臨時夫を本採用切換えについては、会社は拒否。
三、高齢の退職者による賃金是正（組合は三三年七月一日の改定額分方法を差額を支給）

以上の三点について先ず組合は職場要求を行い、各課別に交渉を精力的に行う。

一月十一日臨時組合大会を開催し、次のように決定した。

一、一月十二日より十五日まで課別毎に一斉交渉を行い、組合案による計画人員の獲得、突き上げ斗争を展開する。
　十五日に全職場の集約を図り、山元交渉に移す。
二、十六日以降、部分ストの実力行使に突入する。

小倉労組期斗妥結

正月返上の成果

会社の第二組合育成を粉砕…

×××××××××

小倉労組では、会社回答四、〇〇〇円を不満として、正月返上を決意し、古谷労務政策打破の指揮の下に、断乎強力な斗争を進めた。会社は水害事故を理由に山口同列を（古谷提案、矢野、沖田）主張し、賃金水準の低い山口炭鉱をおしつけ、第二組合を年内妥結させ、第一組合妥結額支給を約し、第一組合員の切崩し策を行って来た。小倉労組は職場斗争の攻撃をはね返し、会社の第二組合育成の野望を粉砕し、第二組合との較差で五〇〇円を斗いとった。

×××××××××

会社側誠意の小出し

会社は小倉水害を理由に、山口並の低額をおしつけ、実力の前に数度案を次々と提示して来た。

十二月	二〇日	四、〇〇〇円
	二一日	四五〇〇円
	二九日	五、三〇〇円
	三〇日	五五〇〇円
一月	五日	六、〇〇〇円＋二〇〇円
	六日	七三〇〇円
	七日	七五〇〇円

七日の数回交渉により会社は七五〇〇円を提示し、組合も一応額の点については了解したが、会社は第二組合に対して労組同額支給を明らかにした。

組合の弱体化を断乎排撃

組合は七日夜一応額について七五〇〇円を了解したが第二組合は（一七名）暮二十九日五、三〇〇円で妥結し第一同額支給という条件で年内支給を受けた。組合側は妥結条件として次の点を条件として交渉を進めた。

一、七五〇〇円の額は了承する。但し期末手当は六、〇〇〇〇円であり、第二組合に対しても期末同額の六、〇〇〇〇円支給は階級的立場から認める。
二、一五〇〇円は越年手当である。従って妥結した際二に対し一五〇〇円を酒代として支給する事は拒否する。

以上を妥結条件として会社と交渉を続けたが会社はあくまで第二組合支給の態度を固執した。

組合は直ちに全体会議に図り、一五〇〇円第二組合支給は買収金であり会社の野望粉砕を県本統一し次の基本態度を決定した。

一、第二組合に対する一五〇〇円支給は買収金である。
二、第二組合に一五〇〇円を支給すれば期末手当外であり、組合も同額を要求する。

以上をもつて会社と交渉を行い、会社事務所の時代組合員を交渉場に誘導し、大衆行動による圧力をもつて第二組合育成を断念させ、組合の初志を貫徹し、累期スト以来十九日でストを中止した。

決定内容

一、期末手当一人当り六、〇〇〇円を支給する。
一、一五〇〇円を手当として支給する。

覚

小倉労組は七五〇〇円の期末手当を支給する。但し、益貫（第二）組合は六、〇〇〇円とする。　以上

No. 64
情報
九州炭労
1959年 1月27日

三井資本 独善的な再建案を提示

★炭労全体にかけられた攻撃★

××××××××

三井資本は企業再建という美名の下に、経営の不手際の責任を三鉱連傘下組合員五万に一方的におしつける独善的な合理化を、一月一九日午前二時三鉱連に対し提案してきた。もちろん三鉱連はこのことを予想して斗争体制を固めてきていたが、この斗いはこの攻撃は炭労全体におしつけられた合理化であることを理解し、組織の総力を結集して会社側の企図する企業合理化を粉砕しなければならない。

××××××××

提案内容

本日（二二日）午前一〇時炭労技術委員会に対し、三鉱連・三社側より一九・二〇日にわたつた再建案についての中間報告をうけた。提案内容は次の通り。

一、作業完備関係

1. 一方の組ムについては始業・終業時間を各所ごと作業の実体に応ずる如く変更いたしたい。
2. 出勤向上について従来以上の組合の協力をお願い致したい。
3. 配置転換・応援については不円滑な面もありますので、円滑に行なわれる様御協力願いたい。
4. 請負作業の中で仕事の性質上外部委託しくは請負作業にて支障のないものについては逐次実施致したいので御協力願いたい。

二、福利関係

1. 起業費中福利施設に関する工事は今期以降当分の間延期したい。
2. 社宅その他修繕工事は当分の間最小限の維持にとどめることと致したい。
3. 文化体育娯楽費は当分の間従来の予算指示額の限度内で実施致したい。
4. 鉱業学校の新規補充は三四年度以降中止したい。

三、人員関係

採用については必要最小限度の特殊技能者の補充殉職者の子弟などの遺家族の即時採用及び打切り補償けい肺退職者の家族の即時採用を除き中止致したい。

四、賃金関係

1. 超過労働時間については最小限度にとどめたい。
2. 三池・美唄の鉱員繰込者の超過労働時間の支払算式を是正し、時間割賃金は取りやめのことと致したい。
3. 美唄の満稼働者に対する補給制度は中止致したい。

五、その他

1. 賃金支払いについては支払日を変更致したい（翌月二〇日に各山統一したい）
2. 社内預金については預金利率を変更致したい
3. 退職手当については経過措置を講じたい。

京の上労の統一斗争すゝむ

～四〇名復帰

京の上労組（炭労）は、豊質直轄炭地共及び九州炭労の指導をうけ、第二組合と機会あるごとに統一斗争をよびかけ行っていたが、二六日第二組合員四〇名が連署して第一組合の京の上労組に加入を申入れてきた。組合は加入者をふくめ今後の組合運営について協議しているが、二月一日大会を開いて正式に決定することになった。

会社に一任する第二組合

四〇名が脱退した第二組合は、工作関係一二名と新丸に八名を残すのみとなり、実質的に組合としての機能を失ってしまった。四〇名の人たちが脱退し炭労に帰ったことは、われわれの正しさが認められたものである。発端は三三年下期々末斗争時第一組合幹部は配分を会社に一任し、何ら組合員の討議を行なわなかったことにあるが、その根本には「全炭鉱が指導する第二組合は会社のヒモつきであり最初から労働者の権利を放すている」ことに対しての不満の爆発らしい。

鞍手町長選挙で勝つ！

保守・革新の鋭どい対立の中で行なわれた、福岡県鞍手郡鞍手町々長選挙は二五日投票即日開票の結果、新入労組を中心とした民主勢力が、予想を裏切り革新候補を当選させた。

当選 東知天（社会党・炭労推せん、新入労公認）

落選 栗田弥盛（前町長・保守系無所属）

No. 65
情報
九州炭労
1959年 2月6日

飯野に危機対策出る

……炭労・賃斗の中で迎えうつ……

飯野炭鉱では二月二日「危機対策」ということで合理化案を組合に提示してきた。これは下期々末手当の交渉のときから会社はほのめかしていたもので、今次賃斗における集団交渉成立のための折衝中にも再三合理化をほのめかし逆に連盟を脱退していった。炭労としてはあらかじめこのことを予想して今賃斗中にでてくる企業整備にたいし斗いを組結するため、中央に斗争指令の申請を行った。

危機対策案

既に何回となく御説明申し上げておるように益々重大な事態に当面致して参りました。資金面については既に御説明致しましたように、このまゝではもう赤字融資の見透しは全然なく、資金ゆき詰りの対策を講じて根本的に自主的赤字減少策と絶対に取り組まねばならぬ絶対絶命の段階を迎えたのであります。従って現在迄、度々会報に従って対策を検討致してまいりましたが、労務、資金、採対策と赤字減少とは不即不離の表裏上の内外の事態に対して早急に両面に亘っての対策以外にはないとの結論に達し、資金繰りの行き詰りについては甚だ申し訳ないことだと存じますが、一時、以下に申し上げる方法で御協力御辛抱願いこの両にその実現と更に断る全山協力一致の対処の全力を自主的根本の力として残余の資金対策及び三十五年四月迄を絶対目標として根本的コスト引下げ即ち、能率向上更に真に一丸となって邁進する決意を致した次第であります。即ち真に文字通り全山一丸となって資金行詰りの対処と、コスト低下等に取組み現危機に対処し更に将来の存続発展に邁進する以外にないので以下申し述べる事の中に種々問題もあると存じますが、この際一時当方の意を察とされ、唯存続の一点に全執念を一致集中して御考慮お願いしたいと存じます。

尚本件については明三日午後一時より説明乃至御協議申しあげ一日も早く本協労に至りたいと存じますので宜しく御願い致します

一、生産目標に関する件

月平均二五、〇〇〇屯に基く月出炭目標は絶対確保致したい
一〇～一月の出炭成六一、五〇屯、二月目標二四、一五〇屯、一日当一、〇〇六屯、三月予定二五、四五〇屯、これに一〇～一月の生産減を可能な限りいくらでもとりもどしたい。四月以降については三月に各月目標をお知らせする。

当方としては当然のことであるが幹部率先して現場指揮に当り確保のために凡ゆる努力を傾注致すので貴方に於いても特に次の点について充分の御協力を御願い致します。

イ、各月生産目標の確保の決意を組合員に充分浸透すべく御協力願いたい

ロ、坑内一斉休憩を当分中止し、従って坑内外一斉中食一時間の処四十五分に御考慮願いたい。

ハ、各月一回少くとも生産を中心とした労使協議会をもち目標乃至予定の説明、隘路の打開、生産確保に関し充分なる意見の疎通と実行を図りたい

ニ、出勤にムラのないように各員に協力ねがいたい。

ホ、今後払状況により生産確保、コスト低下のため、箇所無枕等適時適切に時を失せずに実行致したいのでその際は充分の御理解をねがいたい

へ、資材は有効適切に無駄なく使用し一応の節減と図りたいので御協力御指導をお願い致したい

ト、生産幹部特に主任以上については、業ムにできる限り専念させたいので労務問題の処理は、できる限り四時以後に協力願いたい

チ、事故及び災害の絶滅に更に一層注意を促進するので保安、機械の点検、使用、整備、規定の遵守について皆様に一層の御協力を御願いいたします

リ、その他できる限り出炭の確保と能率の向上に更に全力を傾注致したいので凡ゆる面に亘って御協力をねがいたい

二 賃金預り制度実施の件

資金繰りのゆき詰りを打開しひいてはコスト低下、能率の向上策のための諸施策を可能にするため本制度の実施に御承認を得たい

イ、預り額

各人一ケ月所得額中基準外について
残業・D払及関係手当、坑外手当を除く額、その他職員
尚職員は全額
公休賃金、時間当賃金額を除く額・深夜業賃金、特殊賃金、生産賞与、前給手当の全額（出勤手当は支払）

ロ 利率 年四分

ハ、預り方法、毎月計算額中より預り額を各人毎計算し期間終了後利子と共に支払う。中途払出しはしない

ニ、預り期間、昭和三五年三月迄、但し目標コスト損益達成又は、炭況好転により炭価上昇等期前に可能になった場合にはできるだけ早く廃止する

ホ、返済方法、三五年四月以後又は廃止の月の翌月より一ケ月分宛返済する

へ、期末手当残額に対し前記者は以上に準じ取扱いたい

三、諸出費の節減乃至新規出費の差し控え

この際できる限り諸費の節減に協力につとめたい

イ、資材のできる限り節減又は繰のべ

ロ、補修乃至行事等は中止又は極めて最少限に止める

ハ、基準外はできる限り節減、特に慣行、惰性になっているもの又は、作業方法の改善で減ぜられるものはできる限り減じたい。

一、現金が社外にでないように、この療病院の完全利用について収拾したい。

その他人員、要資等できる限りきりつめていきたい。従って三五年三月まで採用は中止する。組合出勤、公務出勤はできる限り最少限にしたい。特に已むをえず回数の多くなる人については職種により転換をする。

組合の態度

1、われわれは炭労の統一斗争のもとに、交渉権、指令権、妥結権の三権を集約している。われわれの斗いの結果は、とくに中小支部の賃斗、或は合理化斗争に重大な関連をもつものである。飯野労組は独善的、かつ孤立して斗うのではなく全体の各斗の中で労働攻勢の高揚された時機に対決を求めねばならない。

2、合理化反対斗争を有効にすゝめるためには、職場の日常斗争を強化させねばならない。各職場における労働条件低下を、全体斗争に目を奪われて放任することでは合理化反対斗争を成功させることはできない。全体斗争との関連を考慮しつゝ、日常の職場活動を一段と活発に行ってゆく

3、われわれは炭労の賃上げの時期をにらみ合せながら当面斗争方針に基く内部態勢の確立と共に交渉をすゝめていく。

会社は賃金問題を切りはなして合理化案の早期解決をはからんとしているが、われわれとしては一切を賃斗のなかで解決するようすゝめる。

4、しかしながらこの組合の態度にたいし、会社は一方的に強行するかもしれない。その場合は当然実力行使ということになるが、そのことによって惹起する一切の責任は会社にある。

われわれは、この場合、炭労の賃上げ斗争の時期とズレることになるが、一切を含めた斗いの中で解決にみちびく。

No. 66

情報　九州炭労　報

1959年 2月 6日

階級的視野に立って全体斗争を組もう！

《明労連に首切り》

二月四日、明治資本は労資協議会の席上、三四年度予算編成の説明で、大量首切の態度を明らかにした。この提案は先に三井資本が三鉱連に提示した合理化と、その本質は全く同一のものであり、われわれがオ二一回大会において確認決定した当面の炭鉱政策の攻撃と分析は労働者との正面衝突をさけ、鉾先をそらしながら、なし崩しに合理化を進めようとすることにあるが、これはあくまで段階的なものである。恐慌がより深刻化すると使用者は一切の慣行をかなぐりすてて、既定のハキはもちろんのこと、大量首切り坑口の休廃止、労働条件切下げ等の非常手段で、真向うから対決を求めてくるものと指摘した。この分析の上に立ち、階級的視野に立って全体斗争を組まなければならない。

五〇〇名以上の首切り案

四日、午前十時より中央労使協議会を開き、会社は石炭不況危機突破対策の件、全日石炭事情、当社の実態等について説明を行ったが、以上三点について具体的に次の通り提案した。

一、平山区域の採炭十番層新二坑の採掘方式を主体として全般的に実施したい。
　坑内　二〇〇名
　坑外　一〇〇名　計　三〇〇名

二、上芦別（北海道）
　坑内　一九〇名
　坑外　九〇名　計　二八〇名
　内、坑内間接一二〇名を除き、本岐（ぽんき）に配転したい。

三、その他の鉱業所も減員したい。
　第四項の基準に基き希望退職を募集する。これによる九州地区鉱業所の欠員は、平山区域の整理人員中より配転補充し、同じく北海道地区鉱業所の欠員は上芦別の整理人員中より配転補充する。

四、整理基準
イ、五十五才以上のもの
ロ、長欠者
ハ、出勤常ならざるもの
ニ、素質不良者
ホ、家庭的に責任度の軽いもの
　例えば、共稼ぎ子弟在籍者等
ヘ、人員過剰職種に属するもの

五、退職並に配転条件は別途に提案する。

六、三四年三月日までに完了したい。

企業整備の口実

企業整備（希望退職）をうち出した理由

一、国内石炭市場の中で一五％の生産制限を強化せねばならぬ、原料炭分の五％が一般炭に加算されて二〇％となる

二、重油との価格競争で石炭価格を引下げねばならぬ

三、我が社の実態

イ、現在の状態に於ける各山の実収炭量を数字をもって説示した。

平山　八年
赤池　二三年
豊国　二〇年
立山　一〇年
佐賀　一七年

ロ、赤字、黒字の山があって収支に喰い違いがある
例えば、赤池と平山、平山は三三年上期の収支決算で、差引一、六七二円の赤字、三二年の上下期とも同様赤字

ハ、三四年の見通し現状は一八％の出炭制限を行わなければならぬ。その為には現在々籍人員、八、四五〇名（試用中）平山九二五名、上芦別五五二名計一、四七七名が全体の一八％に相当する。これを全部整理したいが、至難性があるので、その1/3五〇〇名の希望退職を募集する

二、イ、平山、上芦別の配置転換の理由は平山区域は稼行炭層の質が悪く赤字となっている。
ロ、上芦別は残炭量が少く赤字となっているので人員を大巾に移動せしめて整理を図る

以上の提案に対し、明労連は四日午後十時よりオ一回明労連企業整備反対斗争委員会を開催、企反斗争指令オ一号を全下部支部に発した。

首切り阻止の斗争を行え

一、各山企業整備反対斗争委員会を設置せよ、
二、職場居住区における組織活動を活発に行え
三、各山は各級職場会を開催せよ
四、オルグとして、九州渡辺軍事部長、牟田太平山組合長、北海道一名氏名未定
五、各山は所長に対して抗議文を手交せよ、尚本社に対して抗議電を発せよ
六、希望退職勧奨の策謀をやらないことの交渉を行え
七、十二日以降実力行使に突入し得る斗争態勢を確立せよ。
八、現在中斗は引続き統一交渉を行う
明九労では指示一号に基き七日午前二時より拡大斗争委員会、翌八日には平山労組総ケッキ大会を開催、他支部もそれぞれ集会を開催する。

以上

首切り（総案）完全撤回まで断乎斗う

No. 67
情報
九州炭労
1959年 2月14日

一四日、72時間ストに突入
明治方（支）・炭労指令により

明労連各支部 七二時間ストに突入
会社案完全撤回まで斗う。

炭労では既報（情報六六）のとおり明労連に行った会社側の企業整備にたいし、二月九日・一〇日の両日にわたり交渉をもち、最近とりきめたばかりの長計協定を破棄して労資間のルールをふみにじった会社側の態度を追及し、撤回をせまったが、不況の切りぬけと、企業の安定化のためには労働者に全責任を転嫁させてもらわねばと、会社の態度をかえず、交渉はついに決裂した。

そこで炭労は一二日会社に対し一三日正午までの期限付回答をもとめるとともに一一日明労連傘下各支部にたいし一四日からの七二時間ストを指令した。

交渉中でも退職勧告
臨時夫に第一弾！

第一回交渉九日、第二回交渉を一〇日にもち、炭労より①会社提案の質問、②長計協定との関連及び③希望退職の募集について追及したところ、会社は希望退職募集については交渉中には行わないが、交渉が長びけば組合と協議すると同時に強行も辞せぬ態度をみせ、さらに臨時夫、組夫について次のような整理案を提示してきた。

組夫の現状と減員

赤池	一〇八（含明治四八）		
平山	六五	立山	三四
明佐	一〇九	上芦別	一一
庶路	七〇	本岐	一一三

このうち立山、上芦別は全員整理、明治佐賀は一割を整理する。

臨時夫は五〇％整理を目標にしてその具体的人数については組合と協議するが会社の責任において実施する

但し平山の六〇名と上芦別の一二〇名は全員整理。

以上の案を含めて全体的な企業整備についての質問を行った結果次のような会社の考え方が明らかになった

1、将来の方針

本州平山、立山、明治、上芦別の坑内組夫を全廃、明治佐賀は坑内組夫一割減、庶路は水害のための数年間準備がおくれているのでこれが回復するまで、当分現状のまゝにする。その他の山についてはそれぞれの実情により当分廃止は困難である。

2、平山の整理対象人員の内訳は、採炭八〇、掘進五三、仕繰三〇、両接三八、計二〇〇名。坑外、採炭課二、機電三二、送炭一七、総務一二、管理四、労務、庶務一六、資材一一、配給所四、病院二 計一〇〇名とする。

尚北海道では一三日、上芦別一二〇名、その他の支部で五〇％の臨時夫にたいし予告通告を発した。

会社の最後回答

一三日正午までの炭労の期限付回答要求にたいし、会社側は午後一時次の回答を行ってきた。

回答書

二月一二日時申入れは、今回の提案に対し、貴方は一月二七日附、長計協定を一方的に破棄するものとの見解であり、法律的に論ずる余地あるものと考えますが、法律的には別として、協定遵守とその精神を尊重する意志を有するものであり、二月四日以降、労使協議会、団交にてしばしば説明申しあげましたように石炭鉱業、とくに、企業間の格差なく、また原料炭を産出することなく一般炭のみによるわが社は、非常なる危機に当面しています。

多数の従業員とその家族を救うためには老令者を主体とした少数の人々にはまことに気の毒ではありますが現在大きな負担となっており出炭、可採炭量すくなく事業所の縮少を提案した次第であります。

慎重に検討した結果最後の手段として提案したものでありますから、貴方の協力をもとめます。

以上

ストライキ突入指令

前文略

記

一、明労連傘下各支部は二月十四日一番方より七二時間（除公休、十四、十六、十七日）一斉ストライキに突入せよ

1、目標、長計協定の完全遵守、企業整備案完全撤回

2、保安要員の差出しについては最少限度にとどめる

3、公休日の扱い。二月十五日は公休日とするが出炭を行う作業は中止せよ

二、ストライキ実施中の明労連傘下各支部の行動について

1、明労連傘下各支部は総決起大会を開催し全組合員の意志統一を図り、大衆行動を組織し鉱業所長、幹部に対し企業整備の不当性を追及せよ

2、会社が各山において退職勧告、勧誘等の強行を行うことが想定されるので会社の策動について監視を厳重にするとともにこれが排除態勢に万全を期せよ

3、組合員にたいする勧告、退職者をおこなう事前については、中斗発第三八号指令及び明労連指示により行動せよ。

三、各地方本部は、指令第三八号にもとずく指導委員の配置及び明労連傘下各支部に対する大衆動員を計画し、ただちに実施せよ。

四、二月十八日以降の行動については別途指令する。

以上

No. 68

情報

九州炭労
1959年 2月 19日

★明治企斗★

企業整備案を撤回さす！

定年制・配転を認め妥結…

首切りは撤回さす

~~既報（情報六十七）のとおり~~、明労連傘下全支部は、会社の出してきた企業整備案を全面撤回させるため一四日、一六日、一七日の七二時間ストライキを行った。この実力行使による圧力の中で、会社は団体交渉を申入れてきた。

そこで二月一五日から団体交渉をはじめたが、会社は一七日午前一時に至り企業整備案を全面撤回し、定年制実施を中心とする新提案を行ってきた。

しかし、この新提案も尚、長計協定をふみにじる要素が多く、これに対して炭労では、一九日よりオ二波実力行使として、一九日一番方以降七二時間ストライキに突入することを決定し、明労連傘下各支部に指令を発した。

このオ二波の圧力の中で交渉は続けられたが、二月一八日に至り、会社は先に提出した新提案を大巾に修正し、炭労も一応長計協定破棄を狙ってきた会社の意図ははね返すことが出来たとして妥結した。

炭労全体に対する攻撃

今回の明治の企業整備も、現在、日本独占資本が体質改善という「鳴りもの」入りで進めている合理化の一環として行われているものであり、これはただ単に明治だけの問題では無いとして、炭労では明労連と充分連絡をとって斗争体制を固めるための努力をしてきた。

オ一波 七二ストで体制をもりあげ

炭労はこのような会社の意図を粉砕するためのオ一弾として、一四日、一六日、一七日の七二時間ストライキに明労連傘下全支部は突入した。

ストに突入した各支部には、炭労指導部員が急遽かけつけ、関係支部からもオルグが派遣された。

特に大量整理がうち出されてきた平山支部では、町当局も含めた地域共斗がもり上り、会社に反撃する力は強められていった。

この圧力の中で交渉を進めた結果、一七日午前一時に会社は、二月四日明労連に提示した企業整備案を全面撤回し、次の新提案を行った。

会社提示案

一、昭和三四年三月一日をもって次により定年制を実施する。

イ、定年は、男子満五十五才、女子満五十才とし、定年に達した日の翌日をもって退職する。

ただし、今回に限り、昭和三四年三月一日現在で男子満五十五才以上、女子満五十才以上の者も定年者として取扱う。

ロ、定年退職者には、会社退職手当規程第四条第二項による退職手当を支給する。

ただし、今回の定年退職者にあっては、右退職手当のほかに、別途協議した慰労金を支給する。

二、右にともない、人員の減少を生ずるが、その補充は、当該鉱業所で行わず、九州地区にあっては、平山鉱業所平山区域、北海道地区にあっては上芦別鉱業所から配置転換する。配置転換を希望せず退職する者については、別途加給金を考慮する。

平山鉱業所平山区域、上芦別鉱業所にあっては、減員に対する補充はしない。

配転料その他は、別途協議する。

三、上芦別鉱業所にあっては、右の外に次の集団配転を行う。

イ、庶路鉱業所庶路区域へ　一〇〇名
　　庶路鉱業所本岐区域へ　二〇名

ロ、配転料その他は、別途協議する。

四、今次措置を含め、向う一年間に生じた欠員は補充しない。

ただし、殉職者及び公傷者による退職者の家族の採用は別途考慮する。

オ二波 七二ストを決定

炭労拡闘委員会（二・一七）及び明労連企斗委（二・一七）は、この会社提案は、会社が撤回した企業整備案の代案であって、各条項いずれも長計協定に抵触するものであると判断して、この新提案をも粉砕するためオ二波実力行使として二月一九日一番方以降明労連傘下全支部の七二時間ストライキ決行を指令した。

このオ二波実力行使を背景にして更に交渉は続けられ、二月一八日午前九時了解点に達しオ二波ストを中止した。

尚、九州関係各山の五五才以上の人員は次の通り

		55	56	57	58	59	60以上	計
赤池	坑内	14	20	15	13	10	6	78
	坑外	4	3	8	5	6	7	33
平山	坑内	6	5	2	1		2	16
	坑外	8	1	3				12
西杵	内	8	5	6	2	1	1	23
	外	2	3	3	3	3		14
立山	内	3	1	1	2	1	3	11
	外	3	2	2	3		2	12
佐々	内						1	1
	外	1		1			1	1

（うらへつづく）

炭労中斗発第四二号
一九五九年二月一八日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

各地方本部
明　労　連
明労連傘下各支部 } 斗争委員長殿

ストライキ中止に関する指令

第一次七二時間ストライキ並に第二次実力行使指令の背景の中で、炭労要求の完全達成と企業整備案の全面撤回を要求して二月一五日以降の継続的な代表交渉の経過及び斗争（別紙）を戦術委員会（二月一八日）並に明労連会及中斗委員会において検討した結果、二月一八日午前九時第二次ストライキの中止を決定した。よって次の通り指令する。

記

一、中斗指令第四〇号による明労連傘下各支部の二月一九日以降全山一斉七二時間ストライキを中止し、斗争態勢を解除せよ

以上

定年に関する協定書

明治鉱業株式会社と明治鉱業炭鉱労働組合全国連合会とは左記の通り協定する

記

昭和三四年三月一日をもって左記により定年制を制定し、同年五月一日から実施する

一、定年は満五五才とし、定年に達した日の翌日をもって退職する。但し今回に限り昭和三四年四月末日現在で満五五才以上の者を定年者として取扱う

二、昭和三四年九月末日までの定年退職者の取扱いについては別途協議する

昭和三四年二月一八日

明治鉱業株式会社　総務部長　太田瑠留
明治炭鉱労働組合全国連合会　執行委員長　小松秋太郎

定年に関する協定書附属覚書

明治鉱業株式会社と明治鉱業炭鉱労働組合全国連合会とは定年に関する協定書記二による定年退職者の取扱いにつき左記の通り約束する

記

一、退職手当
鉱員退職規程第四条第二号による退職手当を支給する

二、慰労金
イ、昭和三四年四月末日現在に定年に達し同年五月一日をもって退職するもの（協定書記一但し書により定年者として取扱われる者を含む）及昭和三四年五月一日から同年九月末日までに定年に達する者で、定年制施行を機に退職を希望し、同年四月末日迄に退職を申出た者に対し、慰労金として本人健保日額の五〇日分を支給する。

ロ、昭和三四年五月一日から同年九月末日までに定年に達する者で同年四月末日までに退職を申出ない者に対しては、この慰労金は支給しない。

三、特別手当
次の区分により特別手当を支給する

イ、記二イ該当者
勤続満一年未満の者　本人の健保日額の　六〇日分
〃　満一年以上五年未満　〃　九〇日分
〃　〃五年〃一〇年〃　〃　一二〇日分
勤続満一〇年以上二〇年未満　〃　一五〇日分
〃　二〇年以上の者　〃　一八〇日分

ロ、記二ロに該当する定年退職者
勤続満一年未満の者本人の健保日額の　三〇日分
〃　〃以上五年未満　〃　五〇日分
〃　五年〃一〇年〃　〃　七〇日分
〃　一〇年〃二〇年〃　〃　九〇日分
〃　二〇年以上の者　〃　一一〇日分

四、社宅・寮の立退期間及福利厚生施設の利用
立退期間は退職の日から六〇日以内とする。但し特に認めた場合に限り山元で別途協議する
右期間中は在籍鉱員と同様福利厚生施設の利用を認める。

五、帰郷旅費
記四の期間中に帰郷する時は第一次帰郷先までの本人及同居家族の汽車汽船賃（三等実費、但し遠隔地にあっては三等普通料金を含む）バス代、弁当料（一人（乳児を除く）一回につき百円）荷造費運賃を支給する
荷造・運搬は会社において手配する

六、年次有給休暇残日数
残日数は別途処理する

昭和三四年二月一八日

明治鉱業株式会社　総務部長　太田瑠留
明治炭鉱労働組合全国連合会　執行委員長　小松秋太郎

配置転換に関する協定書

明治鉱業株式会社と明治鉱業炭鉱労仂組合全口連合会とは左記の通り協定する

記

一、定年制実施に伴い人員の減少を生ずるとき、その補充は当該鉱業所で行わず、九州地区にあっては平山鉱業所平山区域から、北海道地区にあっては上芦別鉱業所から在籍鉱員を配置転換する。

但し、平山鉱業所平山区域及上芦別鉱業所にあっては減員に対する補充はしない。

二、記一による配置転換の外、赤池鉱業所は上芦別鉱業所から百名（赤池採炭夫六〇名、掘進夫及仕繰夫三〇名、本坑臨時夫一〇名）を受入れる

三、配置転換に関する待遇及配置転換に伴い転勤を希望しない者の退職条件は別途協議する

昭和三四年二月一八日

明治鉱業株式会社　労務部長　太田朔磨

明治炭鉱労仂組合全口連合会
執行委員長　小松鉄太郎

配置転換に関する協定書附属覚書

明治鉱業株式会社と明治鉱業炭鉱労仂組合全口連合会とは、配置転換に関する協定書記一に関し左記の通り約束する。

記

一、配置転換者の待遇

1. 在籍をそのまま受入事業場に引継ぐものとする

2. 転勤料　家族持　一率　六、〇〇〇円
　　　　　単身者　一率　三、〇〇〇円

3. 旅費

イ　本人汽車賃（三等実費）バス賃及日当二〇〇円
但し本人の都合により単身転換し後日家族を引継める者に対しては二重支給をしない

ロ、家族汽車賃（三等実費）バス賃及弁当代（一人（乳児を除く）一回につき百円）

4. 転居休暇

イ　単身者転換の時　三日

ロ、家族同伴転換の時　六日

ハ、家族持で本人が単身転換し後日家族引継を要する時本人単身転換の際と家族引継の際と、引継の際と合計し　七日

ニ、右休暇日数一日につき本人の基準日額を支給する。

5. 留守宅見舞金

右4のハの場合は家族との別居期間中留守宅見舞金として一ヶ月二、〇〇〇円（一六日以上は全額、一五日以下は半額）を別居手当にかえ支給する。

6. 職種転換支度金

職種転換をさせる場合には次の職種転換支度金を支給する

イ、坑外夫から採炭夫又は掘進夫に転換する場合　六、〇〇〇円

ロ、坑外夫から採炭夫掘進夫以外の坑内直接夫に転換する場合　五、〇〇〇円

ハ、坑外夫から坑内間接夫に転換する場合（但し同一職種で坑内外の職場を移動する者を除く）　三、〇〇〇円

ニ、坑内間接夫から坑内直接夫に転換する場合　三、〇〇〇円

ホ、坑外事務から坑外筋肉労仂に転換する場合　一、五〇〇円

7. 現に有する会社からの借用金
受入事業場に引継ぎ従来と同一の方法により控除する。

8. 引越しの荷造り運搬は会社に於て手配する

二、配置転換を希望せず退職する者の待遇

1. 退職手当
鉱員退職手当規程第四条第一号による退職手当を支給する

2. 加給金
次の区分により加給金を支給する

勤続満一年未満の者　本人基準日額の　六〇日分
〃　一年以上五年未満の者　〃　九〇日分
〃　五年〃一〇年〃　〃　一二〇日分
〃　一〇年〃二〇年〃　〃　一五〇日分
〃　二〇年以上の者　〃　一八〇日分

3. 社宅、寮の立退期間及福利厚生施設の利用
立退期間は退職の日から六〇日以内とする。右の期間中は在籍鉱員と同様、福利厚生施設の利用を認める。

4. 帰郷旅費
第3号の期間中に帰郷する時は、第一次帰郷先迄の本人及同居家族の汽車汽船賃（三等実費）バス賃、弁当料（一人（乳児を除く）一回につき百円）荷造費、運賃を支給する。
荷造、運搬は会社に於て手配する

5. 年次有給休暇残日数
残日数は別途決済する

昭和三四年二月一八日

明治鉱業株式会社
労務部長　太田朔磨

明治炭鉱労仂組合全口連合会
執行委員長　小松鉄太郎

（うらへつづく）

議事確認

停年に関する件

一、停年制設定の理由

停年制は従業員の新陳代謝による労働力の維持と人員計画の樹立等の点からみて、企業にとってのぞましい制度であるので各企業に於ては既にあまねく行われており、同業各社も等しくこれを採用している。明治鉱業株式会社に於ても、この社会の趨勢に応じ労働組合の協力をえて今回停年制を制定しようとするものである。

二、昭和三十四年五月一日附停年退職者（満五十五才以上の者）であって受諾採用の資格者たる子弟を有する者のうち、九州北海道地区ごとに、昭和三十四年度上期及び下期に於てそれぞれ同年五月一日附停年退職者人員の一〇％程度を目途として採用する。但しこの措置は昭和三十四年度下期をもって打切る。

三、昭和三十四年五月一日附停年退職者（満五十五才以上の者）であって子弟のいない者のうち特に生活困窮者に限り会社はその就職斡旋に努力する。

配置転換に関する件

一、配置転換の完了は昭和三十四年四月末日を目途とし、その方法・時期の細目については各山元で協議する

一　平山鉱業所平山区域の配置転換は新二坑及びその関連職種を主体とした当該人員で行う。但し特殊事情のあるものの取扱については山元で協議する。

三、上芦別鉱業所の配置転換の方法については山元労使双方誠心誠意話しあいの上行う。

四、会社は配置転換、職種転換の方法に当っては本人の意向・生活条件・技能を考慮する

五、配置転換の場合、地方選挙立候補予定者については考慮するが具体的には各山元で協議する。

六、今回に限り鉱業所内の職種転換についても配置転換に関する協定附属覚書記の6による転職転勤支度金を支給する

昭和三十四年二月十八日

明治鉱業株式会社
本社労務課長補佐　倉留　寿人
明治鉱業炭鉱労働組合全国連合会
書記長　大友元二

No. 59

情報

九州炭労

1959年 2月 25日

春斗

会社回答・標作の改訂 保証給の引下げ狙う

××××

中央斗争委員会は大手ズロックの要求を一月一六日会社側に提出し回答を待ったところ、二四日会社はゼロを回答、この回答を皮きりとして愈々斗争の火ぶたがきられ、二月二四日の集団交渉においてまたも会社は前回答にまして、標作の改訂、保障給の引下げなど露骨なゼロでわれわれに対決してきた。

×××××

交渉方式はまとまる

二四日午后三時より六時まで集団交渉という賃金交渉では、はじめての交渉形態で交渉が進められた。組合としていちおうこの交渉形態を認めたが、この方法で最終段階までやろうというのではなく、場合によつては代表交渉の形式をとる事もある点を双方了した。

そのあと会社は、石炭不況の深化と炭鉱賃金と他産業賃金との関連について説明を行ない、これに対して炭労から反論をし午后五時五〇分に交渉は決裂した。

会社回答

一、賃金構成　基準外を含み従前通り

二、労働時間　従前協定通り

三、賃金額

(1) 本人給

1 本人給については従前通りで引上げはできない

2 初任給については、最低本人給としての取扱いはできない、引上げもできず、、

3. 年令勤続給については制度として設けることはできない

4. 技能給については昭和二八年賃金協定時に設ける平均額に、その后の引上額を加算した額を財源とするが、再査定の方法は認められない。

(4) 家族手当

額・支給条件・支給範囲とも従前通り、額の引上げ並に支給条件についての別途協議にも応じられない。

四、標準作業量（修正条項を含む）、保障給

1 標準作業量（修正条項を含む）については、実情に沿うよう適正に改正する。

2. 請負給者で定額払を行っている場合も右に準じ適正に改訂する。

3 新標作の設定に伴ない、従前の保障給に不合理を生ずる場合は各山に於て適正に改訂する

五、その他基準賃金に関する諸事項は従前協定通りとし副金収試は行わない

六、基準外賃金その他についても増額は行なわない

七、協定期間は昭和三四年一月一日より一二月三一日迄とする。

南から北から

松川無罪釈放要求大行進

最高裁口頭弁論も終り、松川事件はいよいよ判決を残すだけの最終段階になった。これから判決迄の国民的な盛り上りがすべての鍵をにぎる、と云っても過言ではないだろう。特に労働者階級がその斗いの中心である。十年間の松川の斗いは労働者階級の団結と統一がなければ発展しなかった。われわれはこの最終段階に於て松川の斗いは単なる裁判斗争でなく、日本の平和と民主々義を守る斗いの一つであることを、職場から再び討議し、労働者を中心とした力強い統一行動と実力行使の体制をきずきあげねばならない。この機会に全国的な規模で「松川無罪釈放要求大行進」が二月二六日福岡を出発することになり、九州炭労はこの行進に代表を参加せしめることを決めた。

核等と大衆に反対する大行進が、昨日は焼津で久保山氏の墓に詣で、更に力強く東京へ向けて進んでいる。この行進と時期を同じくして、全国北から南から松川被告の釈放大行進が実施される。西部班は二月二六日福岡を出発（全期間バスで行進）し、六日間で東京に着き途中各所で集会に合流し、主要都市で大集会を開きながら進み、三月三日、無罪釈放中央集会に参加する。そのあと現地調査、獄中面会団を組織し、被告の人々を激励する予定である。

九州炭労代表団

大山（九州炭労）〜東京まで

宮田（〃）〜山口まで

三好（高松）〜 〃

No. 70
情報
九州炭労
1959年 2月27日

第六回婦人月間（三月八日〜四月一六日）近づく

国際婦人デーを出発点に…

今年の第六回婦人月間は三月八日の国際婦人デーを最初の日とすることになりました。三月八日から四月一六日までの婦人月間行事として、①国際婦人デーを記念する大会、②三月二二日〜二三日に第四回働く婦人の中央集会、を開く準備が進められています。

昨冬警職法を廃案させたあの婦人の結集した力を生かして、婦人の権利と自由を守り地位を向上させるため、全世界の婦人と共に斗うことを正式に日本の婦人団体が決めたのは今年が初めての事です。福岡県の呼びかけに応えて福岡市でも労組婦人部・民主的婦人団体が中心になって、国際婦人デーの大会準備が進められています。

婦人デーは決して婦人だけの記念日ではなく、婦人を中心にした全ての労働者の記念日でなければなりません。婦人の解放は社会的な条件を改善する事なくしては不可能ですし、社会的解放は全ての労働者の目的でもあるからです。

パンと自由と平和を！婦人デーの厂史

一九〇四年、日本でいえば日露戦争のはじまった明治三十七年の三月八日、ニューヨークの労働者街、イーストエンドの街角で、「婦人にパンと参政権を与えよ」と叫んだ婦人の大集会とデモが行われました。このアメリカの働く婦人たちの生活の中から一つとなって要求した叫びは、その後毎年アメリカ各地において斗われたのは勿論、海をこえてヨーロッパの婦人たちにもひろがり、一九一〇年、デンマークのコペンハーゲンでひらかれた国際社会婦人会議の席上、ドイツの代表クララ・ツエトキンさんから三月八日を国際婦人デーとする提案が行われ、きめられました。そして翌一九一一年に第一回国際婦人デーがドイツ・オーストリヤ・デンマーク・スウエーデンで行われました、一二年には西ヨーロッパの主な国々では全て婦人デーの集会がもたれました。そして斗いを通じ、真に男女の平等、婦人の解放をかちとることが階級斗争の道につながるということが明らかにされてきました。

第二次世界大戦がはじまったときには「帝国主義戦争反対」のスローガンのもとに各国の婦人は斗いました。いごこの国際婦人デーは「帝国主義戦争反対」の旗印の下に、全世界の平和を愛する婦人たちの統一行動の日として各国で斗いつづけられ、今年を迎えました。

日本

では一九二二年（大正十一年）進歩的な婦人の集りである赤瀾会などの手によって初めて公然と国際婦人デーの講演会が開かれましたが、官憲の手により解散され、主な人達は検束されてしまったのです。以来婦人デーの集会は烈しい弾圧のもとで婦人参政権・生活を守る要求と共に、満州出兵反対などのスローガンをかゝげて斗われました。

敗戦後

一九四七年（昭和二十二年）、「女性を守る会」を中心として、戦後初の国際婦人デーが開かれましたが、翌四八年は残念ながら日本婦人の国民的祝祭日を設けることで、三月八日と四月十日をめぐり分裂してしまい、それ以後は限られた婦人団体以外には、国際婦人デーが開かれずにいたのですが、婦人の職場における斗い、平和を守る斗いの中からこの記念日が提唱され、今年は婦人月間の中央準備会において正式にとりあげられることになり、約十年ぶりで主要な労組、民主婦人団体の統一行動をみるにいたりました。

国際民婦連のよびかけ

一九六〇年は国際婦人デーの五十周年にあたりますので、国際民主婦人連盟（六八ケ国、二億人加盟）では、全世界の婦人に向って次のように呼びかけています。

来年の五十周年にあたり、今年から来年にかけて次の事を目標に世界的な運動をおこしましょう。

よびかけ

１、（目標）／、戦争準備や軍備拡張のためのお金を平和のためにつかえ。

２、核兵器製造のためのお金を社会進歩のためにつかえ。

この準備として来年の祝典のために、①国際婦人集会をひらくこと。（世界各国の婦人運動の代表者を一堂に集めて厂史的な記念日を祝う。場所はコペンハーゲン）②このための国際準備委員会を創設すること、③国際展覧会を開催すること……国際婦人デー五十周年の歩みを示し、又全ての国の婦人の平和と原爆反対・民族独立・軍縮のための運動も反映し、子供の生活を守る母の斗いも含める・婦人の平等、平和に関するポスター・バッヂ・アルバムなど各国から集めて展示する事も考えられる・展示は芸術的に質のたかいものとするため専門家の協力を得、絵画や詩・音楽・小説等も含める・国際民婦連の国際婦人デーに対する賞状をも加える。

日本でも準備すすむ

国際民主婦人連盟の呼びかけにこたえて、婦団連では次のような計画を進めています。

１、国際婦人デーの厂史についてのリーフレットをつくる。

２、地域で集りをもって国際婦人デーを宣伝すること、

３、各労組婦人部、各婦人団体等と提携すること。

4、三月八日記念集会をしその後街頭行進（風船かざ
5、国際的運動に応えて日本でも今年から来年にかけての国際婦人デーの準備のため、日本準備会をつくる。

婦人デーをもりあげよう

国際婦人デーは婦人のメーデーといわれています。日本の婦人運動が国際的連帯を初めて正式にとりあげた意義は大変大きいと思います。

今まで国際婦人デーを記念する団体が少なかった事もあり、日本の婦人の中に国際婦人デーの正史はあまり知られていません。

三月二二日開催のうたごえが近づきましたが、うたごえを成功させる準備の中で、この国際婦人デーの正史を話し記念集会がもたれるよう努力しましょう。

No. 73

情報

九州炭労

1050年 3月12、日

潜能

職場要求（特殊稼働給・坑外基準外）に企業整備の逆提案、坑内基準外拒否から十日以降一斉ムキ スト突入

本年初頭の職場代表者会議で才一段の山元斗争として、採炭作業転換（三月中旬終結）に伴う諸条件の獲得と、坑外職場基準外設定（四月末切）更新を統一斗争として個別に解決をはかる基本方針を確認した。二月二六日才一回団交で要求説明を行ったところ才二回団交（二月二七日）では、会社は人員配転と坑外人員の減少を内容とした提案を行って来た。爾后分科会方式、代表者会議を並せて交渉を行ったが進展せず、三月六日丙方から坑内職場の基準外拒否、三月十日からは一斉無期限ストライキに突入した。

要求内容

一、採炭職場の要求
1、標準作業量の引下げ
2、最低保障給の制度化（七四二円一八銭）
3、転換等による諸条件の獲得

二、坑外基準外設定の更新
1、現在坑外職場（機械、電気、カッター、土建）に設定しているものを更新する。
2、現設定では期間を通じてローラーしている所、これを各月毎に確実に工数を保障していくようにする

（註）　現行設定の内容

覚（S、二三、五、一七）

坑外機械、電気、カッター、土建、各職場の基準外作業に関し左記の通り取扱うことを確認する。

（一）、坑外職場の基準外工数に関し過去とりきめおとしたために弊害が生じた基準外作業についてはこれを是正する。

（二）、会社は特殊技能を要する作業以外は、組合と協議の上出来得る限り各現場において個人差が生じないよう運営する。

（三）、①、右各項により当該職場の作業量は過去の正常な基準外作業に関する実績を期待することができる。②、過去の実績とは昭和二二年五月より昭和二三年四月迄の実績工数である。但し正常でない弊害については既に除いて正常な基準外作業のあり方とする。

（四）、本覚の契約期間は、S、二三、五、一～二四・四・[illegible]り。

議事確認

（一）故障の修復その他によって緊急を要する作業

（二）、定時予定期日迄に基準内作業では賄いきれない作業。

（三）、その他会社の必要と認めた作業。
たとえば翌日の作業段取りの関係で当日に作業させた方が適当な場合又は引続き作業し当日に終了させた方が適当な場合の作業をいう。

（四）、作業員が前各項の認定に基き当該作業に関し基準外作業によることを適当と判断して会社に申出たときは会社はその意見を充分尊重して決定するものとする。

会社側逆提案

会社側は従来になく才一回団交から所長が出席して、炭界不況と当面する炭鉱の危機のりきりのための組合の協力を訴えて来た。二月二七日の才二回団交では、人員配転と坑外人員の減少を内容とする逆提案をして組合要求を拒否して来た。組合側はするどい追及を行って、組合要求と会社提案をきりはなして交渉を進めることを確認させ、二月二八日より分科会方式で交渉を進めることになった。

会社提案内容は次の通り。

一、採炭関係
1、採炭方より充填方に十名配転したい。
2、採炭の交替定時時の残業作業を拡大してもらいたい。

二、工作その他職場関係
1、坑外基準外設定書才三項は矛盾しない見解を与えているので過去の実績とは以下を削除したい。
2、坑外職場の基準外作業は保安上生産に重大な支障をきたす作業に限り基準外作業とする。
3、定時者が欠勤する場合は先格をもって事前届出を励行してもらいたい。尚正当な理由なく事前届出が行われないときは、会社が必要と認めたとき以外は欠員の代替連勤をさせず又呼出手当をつけないようにする。
4、坑内工作関係の休憩時間は故障又は作業の都合で係員の指示によって変更できるようにしたい。
5、坑内工作関係の作業内容に融通性をもたせたい。故障その他緊急を要する作業には仕上方・電工・ポンプ方・ディーゼル整理の区別なく作業に協力すること
③・欠勤者の代替には本方勤務の者を前記の仕上方、電工、ポンプ方、整理方の職種間で融通しあって勤務させること　②・公休日の当番は各方電工一名にしたい。当番方は必要に応じて呼出させる。
6、坑外運搬の両方に本方人員を配置したい。
7、坑外運搬の手待ち時間は関連職種内でできる関連作業をやってもらいたい。例えば炭車掃除、試験炭、作業場内の掃除。
8、ボイラーの配置人員は才一名としたい（現在各方三名）但し冬期（三缶たき）の場合は必要に応じて応援させる。
9、電気工場の両方の当番を一名にしたい。尚電気工場の勤務者の中から一名を六時から二時迄の勤務とし、

No. 23　情報　九州鉄労　年　月　日

よい。

10　試験所の昼食時間の廃止、日本公休振替は会社の必要時に実施し、夜間勤務は廃止したい。

11　本社の昼食休憩時の外来者の接待は来客があった時に限り支給したい

基準外拒否から無期スト へ

斗争委員会は、会社案にふれないで組合要求を中心にして交渉を進める方針をとったが、交渉過程で同時解決ということで会社案にもふれざるをえない状態になった。第二、第三、四回の団交、さらに代表交渉もおこなわれたが、進展せず、三月六日第五回団交で交渉は決裂した。所内全職種の基準外作業拒否という圧力のなかで、炉内条件が悪化し、代表交渉・トップ会談と事態収拾の努力が続けられたが、進展せず、組合は三月一〇日午前〇時三〇分より斗争委員会を開いて、戦術強化の必要性を確認し、三月一〇日一番方より一斉無期限ストライキに入ることを決定した。

対立点

実力行使を背景にした交渉のなかで、若干の進展をしめした部分もあるが、中心的なものは対立したままである。対立の中心点は次の通り

1、採銑の操作は引下げない
2、採銑方より先棟本方に十名配置
3、ボイラーの配置人員は一方一名としたい。

以　上

春斗　日本鋼管など全面スト設定

私鉄。五六社未解決。。。。。。。

春斗第三次統一行動と更にそれにつぐ第四・第五次と労働者の攻勢は強大なうねりとなって資本家階級にたちむかっている。炭労はこのとき、二三日以降無期限ストライキとする強力な指令第四九号を発し全労働者の中核たることを明らかにした。以下地区産業の斗争状況である。こゝでもまた強力な賃上げ斗争がいまなお続けられている。

鉄鋼労連　戦術強化

〔鉄鋼〕　富士、日本鋼管は圧延部門の部分ストと一二日五実施し、日本鋼管は一四日、二〇日二四時間スト、二三日以降無期限ストにはいる。
中小鉄鋼は一一日・一二日は統一ストライキを行う
現在の回答状況は

住友	ベア六〇〇円（一〇月以降）一時金四〇、〇〇〇円
日曹製鋼	七〇〇円プラス五四八円（定昇分）
日本鋼管	五〇〇円
大　和	二七五円プラス通勤手当六〇〇円
東洋鋼板	七〇〇円
日本特殊鋼管	六〇〇円
大同鋼板	五〇〇円
日本特殊鋼板	七〇〇円
尼崎製鈑	五〇〇円
日本鋳造	四〇〇円

八三組合が妥結

〔私鉄〕　大手七社以外の妥結状況はさきに知したが、京阪神（大手）は配分交渉で対立、一〇日より一五日迄始発より一〇時迄の時限ストを指令した。現在、私鉄総連全下一二九組合中八三組合が解決したが、北陸、兵庫、京都、奈良、下関、四国は一二日ストに突入の予定である。

妥　結　状　況

栗原	一、一七二円　一時金二、〇〇〇円
仙北	一、〇二〇円　〃　三、〇〇〇円
塩釜	一、二〇〇円
北海（三）	九〇〇円～一、〇〇〇円
東北（八）	八二〇円～一、二五〇円十五〇〇〇円
関東（一八）	
北陸	
中部（一一）	七〇〇円～一、三八〇円
関西（一三）	六五〇円～一、二五〇円
中国（四）	六〇〇円～一、〇〇〇円
四国（三）	七〇〇円～一、〇〇〇円
九州（九）	
堀川	八五〇円十一五〇円（一時金）
新さつ	九〇〇円十一〇〇円（一時金）
三洲	九〇〇円十六〇〇円（〃）
長崎電鉄	九〇〇円
熊本電鉄	七五〇円十五〇〇円（一時金）
宮崎	一、〇〇〇円十六〇〇円（〃）
前田鉄道	九五〇円
長崎自動車	九七〇円十アルファー（二〇円）
種子島	六五〇円十三〇〇円（一時金）

〔注〕地区名の下のカッコ内は組合数

〔合化〕　一一日現在で未解決組合一五、一、〇〇〇円以上で解決したもの三五組合一、〇〇〇円以下一〇組合（以上妥結分）

住友化学	一、八〇三円
富士フイルム	二、〇九一円
東圧	一、五〇〇円
東亜合成	一、六〇〇円
新日本窒素	一、五七九円
東北肥料	一、五六七円

〔全鉱〕　三菱、日鉱、住友に六〇〇円の回答があったが、これを拒否し九日二四時間スト、一〇日以降製錬関係無期限スト、一七日以降戦術を[illegible]の採鉱関係のストライキに突入する。三井・古河には現在回答なし。

No. 74
情報
九州炭労
1959 年 3 月 17 日

小城・別府両労組合同なる！
四月より新組合発足…

山口県東小城炭業所には小城坑と別府坑があり、組合も小城労組と別府労組の二つの組織が炭労に加盟して中労共の中堅組合として、賃斗、期斗等両組合が共斗を斗つて来ていた。地域的には両坑の距離は四K足らずであり従来より単一化について話合いが進められていた所、今回別府坑の坑命との関係もあり、合同単一化の話合いが進められ、三月八日合同臨時大会を開き、全員一致を単一化の決定をおこない、具体的な合同問題を準備委員会に一任し、三月一八日単一組合として発足の運びとなった。

統一の概況

統一化については、同資本、地域附近設備等の諸条件から単一労組結成の必要性について双方話合いがもたれて来たが実現さなかった。別府坑にあっては本年一ぱいで炭量が無くなり、新坑発か、小城坑に吸収するか重大問題となり、会社も三菱鉱区譲渡問題で折衝を行つて来たが、三十三年暮、北の別れとなり、佐賀県としても社会問題としてこれをとりあげ、知事、県会団の協力をうけて、三菱古賀山坑区分譲の話合いもまとまり、別府（供万坑）の長期開発のつなぎとして、別府坑の将来性に希望がもたれ、これらの問題を契機として合同にふみきり、組織強化に両労組の意志統一がなされた。

二月二十日、企友、賃斗の共斗会議を開き、組織問題について話合をおこない、役員、役選を含めて合同することに意見が統一された。

二月二二日　小城、別府合同執行委員会で単一化を実現することを決定した。両労組においてそれぞれ代議員会を開き承認された。

三月八日　合同臨時大会を労休館に於いて開催し、次の事が満場一致を決定された。

一、長計委員報告、別府坑の採掘計画と将来性について

一、単一化については

規約役員等については代議員会に一任する。

一、準備委員会設立（次の準備員を選出した）

小城　別府執行委員　一四名
小城　代議員中より　五名
別府　代議員中より　四名
計二十三名

一、規約、役員の審議権を合同代議員会に一任する。

三月九日、一〇日　準備委員会にて規約、役員等について具体的に話合った。

三月一一日　合同代議員会、準備会の決定について承認を得た。

三月一八日　全員投票

多久市会・炭労公認全員当選

選挙斗争の第一歩として三月一五日行われた佐賀県多久市市会議員選挙において、炭労公認候補が全員当選する輝やかしい第一歩を印した。従来多久市は三〇議席のうち四議席しか有していなかったが、今次改選において、一躍二倍の議席となつたわけである。

有権者数　二五、〇一六
投票総数　二三、二二五（九二、八％）

藤原定円（小城労）　久我市太（小城労）　別府又市（立山労）
加藤一松（〃）　川畑角蔵（古賀山労）　西村労太郎（〃）
宮假定二（〃）　長谷場秀人（〃）　大坪　等（佐賀労）

九採　賃金遅配を実力ではねかえす！

一月一四日新賃金要求の説明団交において会社は、三三年上期五〇〇〇万円、下期一、〇〇〇万円の赤字となり、経理内容の逼迫を訴え、正式に労使協議会を開き内容説明をおこないたいと申入れて来た。組合も一応この申入に答え、三月六日迄に六回に及ぶ労使協議会を開催した。この協議のまとまらないにもかゝわらず、会社は賃金

不完全払を通告（六七%払）してきた。

組合はこれに対抗するため次の戦術を決定した。

三月一四日　一時間五〇分時限スト
一五日　公休出勤拒否
一六日　一時間五〇分時限スト
一七日　二四時間スト

一四日の支払日に会社は、賃金八〇%、全界二〇%の遅配を強行したので、組合は実力行使に突入し、一六日午前一一時二四時間ストを目前にして妥結した。

妥結内容

1、一四日遅払の二〇%の二三〇万円は一八日に支払う。
2、三月二七日の見合払は完全に行う。
3、この紛争の責任は会社にあるので、一時間五〇分（一四日）時間ストの賃金カットは行わない。

以上

情報訂正事項

三月一〇日附情報第七一号第二頁中
上段一七行目「このことは執決定の云々」を、このことは戦術決定……と訂正
下段末尾より一七行目、(1)坑内の保安諸係を　(1)入坑中の保安諸係と訂正
下段〃　三行目、保安委員会に連絡し、を指導委員会に連絡し、と訂正

No.75 情報 九州炭労 1959年 3月19日

高松

賃斗のさなか実力行使（十六日・二四スト 十八、九日・四八スト）

電氣設備改善、標作改訂など四項目を要求!!

××××××××××

高松労組では、電気設備の改善・三砿追かけ払の標作改訂・一砿検炭の標準標作改訂・一砿検炭労働の改善を要求して、それぞれ交渉をすすめてきた。会社は三砿企業の完成に伴う三砿・四砿の統合をおこないさらにホーベル導入を企図するなど着々と合理化をすすめている。しかし、組合の労働条件・生活条件の改善要求に対しては、受入れようとせず、要求拒否の態度を続けた。そこで組合は決定通り・三月一六日二四スト、さらに十八日四八ストに突入した。

××××××××××

要求内容

（一）三砿追かけ払標作改訂

三砿二卸において、本石三尺炭の採行が、下尺の炎の表層から追かけ払による上下尺採掘に変更され、結果三三年一～六月の実績は、上尺一・六一二八屯、下尺二一・七二七屯になった。そこで、組合では追かけ払着手以前の下尺だけであった条件にあらためること、更に、山丈が漸次低下しさらに追かけ払の悪作用により天盤が著しく悪化しつつカッペ矢を木柱で支えねば危険な状態）、カッペ採炭の意味をなさないつつあり、採炭その傾向がつよまる実態にあるので、この際、カッペの上昇率をひきさげるということで次のような要求をきめた。

上尺 $198\times\frac{1.6128}{3.1732}\times110\%$ 〜 110.698t

下尺 $198\times110\%$ 〜 217.80t

上下尺 $198\times\frac{(2.1329+1.6128)\div2}{3.1732}\times110\%$ 〜 132.24t

（現行 159.39t〜 198×115.5％）

（二）一砿岩盤走向仕操作改訂

現行の操作一八・八六㎡（10×9×7尺）は関さくの比較的好条件下にきめられたもので、本格的採掘に移行した現在の実態では、対象外にすべきほど矛盾したものになっている。それで一四・七六㎡に改訂する。

（三）一坑検炭入場入引標準値改訂

三三年八～十月の各所別歩留状況（東西・正面）は、一坑本卸れ〇・四％、深部坑れ五・二％、二昇坑一〇一・八％、大若坑一〇三・六％となっている。この原因は一坑採掘条件がきわめて複雑であり、さらに使用炭車が一三形の小型であるために容積密度が低くて、戸掘口とチェンコンベヤー内の出中炭をきたしている。これを加味して入引入場の基準を次のように改訂する。

		（現行）	（要求）
（イ）		入場	
	5％	5寸〜1寸	5分未満
	10％	1〜3寸	5分〜1寸
	20％	3寸〜	1寸〜3寸
	30％		3寸〜
（ロ）		入引	
	5％	5分〜1寸	1寸〜1.5寸
	10％	1〜3寸	1.5〜2.5寸
	20％	3〜5寸	2.5〜5.5寸
	30％	5〜7寸	5.5〜7.5寸
	40％	7〜9寸	7.5〜9.5寸

（四）電気設備の改善

三三年十二月二五日付、山元労働厚生に関する決定書で次のようにきめられていた。

「電気炊飯器を改善し、電気器具が使えるよう設備する。但し、その工事着手時期、施行範囲、電気料金その他具体的事項については別途専門委員会を設けて検討する。なお会社・組合双方共昭和三四年三月末日までにその成案がまとまるように努力する」

この規定にもとづいて二月十日以降専門委員会が開催された。

交渉経過

1. 三砿追かけ払標作

三二年八月一日要求書をだして交渉をはじめたが、八月末、払転換があって案件がかわるく交渉を一時保留した。三三年十二月には三坑の二昇統合に伴って従来の二卸から四卸に払転換がおこなわれ、追かけ払は一時中止された。その後、今年にはいって三月一六日を目途に四卸五一片で追かけ払を再開する準備がはじめられ、二月一六日には会社から追かけ払でH型を使用する件についての会社申入れがおこなわれ、組合は、三三年一～六月の実績にもとずく三三年八月の要求によって交渉する態度をきめた。二月二八日、三月六日と交渉がおこなわれたが、会社はH型に取替えることによって払条件は好転する見通しにあるので、カッペ上昇率一二〇％を他砿同様適用して一・六五六屯（一・三八×一二〇％）としたいとの態度を堅持した。

2. 一砿検炭基準・機関坑道機作

三月一六日に要求書を提出して交渉をすすめたが、進展せず。

3. 電気設備改善

二月十日に第一回専門委員会がひらかれ検討がはじめられたが、三月十日の第三回専門委員会で次のような見解が文書回答され、組合はこれを拒否して決裂した。提案は次の通り

㈠ 工事については前回申上げた通り、各戸メーター取付け、各戸コンセント一ヶ取付けとして、これに関連して配線替、屋外電線、変圧器の必要なヶ所を増強します。

㈡ これに要する金額は莫大な額になりますが、既に御承知の如く炭界の不況、貯炭の増大、金融の困難のため資金繰に見通しがつかないので、長期にわたりますが、四ヶ年計画ですすめていきます。但し、

No. 75

情報

九州電労

1959年　3月19日

着手してからの状況をみて、㈠の内容が妥結できればそれだけ新制度を短縮できます。

㈢　工事の関係は従業員の困難な時期で上期予算も未だ編成に苦しんでいる時ですが、協定の成立時にしたがい上期から準備をはじめ工事にかかります。

㈣　料金については　メーター・コンセント取付による基本料金として一灯につき五円、従量制として五〇KW未満は無料とする。

五〇KW以上一一〇KW未満　一KWに付　五円
一一〇KW以上　一KWに付　七円

電灯・ラジオの使用量からみれば、殆ど三〇KW程度ですむと考えられますが、五〇KWまでを無料としてその程度までの電気器具が無料にて使用できることになりますが、なおそれ以上使用した場合は上記の金額を徴収します。

実力行使を決定

三月十一日開かれた第二一回本部斗争委員会は　四項目にわたる懸案の交渉状況を検討した結果、賃金斗争のあいまをぬって実力行使の圧力をかける必要をみとめ、十六日二四時間スト、十八・十九日四八時間ストを決定した。

十六日からのストライキをまえにして、十三日電気設備改善、三級遠かけ払操作、十四日一級検針基準、常盤坑機器操作と連続して交渉が続けられたが進展しなかった。

会社主張と組合反論の要点

1．電気設備

（会社）～会社が出した五〇〇円（月）では普通の文化生活はできる。電熱器や電気ゴタツをふんだんに使って、それまでタダにせよとはゼイタクすぎる。私たちだって使ってはいない。熱のいるものは豆炭や練炭プロパンを使えばよい。企業状態が悪いときに、一億円をかけてやるんだから、そんな考えは捨ててもらいたい。会社の案で充分やれるんだから、それ以上は料金を払って使ってもらいたい。

（組合）～料金をはらわんとはいっていない。電灯がくらい、テレビもよくうつらん、火災の心配はある。こんな状態をなくするために改善することになった。その基準をどこにするかだが、金をとることばかり考える会社の回答は不満だ。福利厚生は、われわれの賃金と等しいものだから、大きく原価がかかることは認められん。

2　三級遠かけ払

（会社）～「V型」から「H型」にかわったときの二級の実績や、今級の職業時間を考えると、二年位働いてもらえば会社の案で充分能率があがる」と三六年、二七年の二級の例をひきだして説明し、組合が反論したあと、「上形は人員が余計いる。だから五名だけ下形より近くする」と提案。

（組合）～会社は自分が出した回答にリクツをつけるため無理して数字をハメこんでいる。遠かけ払は通常の払と条件がちがう点をよく考えよ。

3．一級検針歩当り

（会社）～遅配件数が多いというが、三一年七月に検針規程をきめたときと条件は同じだ。何もかわっていないのに修正する理由はない。

（組合）～条件がかわらんというなら数字をあげて説明せよ。検針賞与も当時はもらえたが、今はほとんどない。賃金は低下している。能率もよくせよと強制はいうし、われわれも努力している。それに賞与もとれないのは条件がかわっているからだ。納得のいくものをだせ。

4．常盤坑機器操作

（会社）～要員は、本局にくらべて遜色のない賃金をもらっている。能率も充分あがるのだから修正する必要はない。

（組合）～十八・八六才で何が能率があがるか。いまは職場の条件が当時とちがうのだ。会社は同じことを強要しないで、もう一度検討して納得のいく回答をさせよ。

スト突入后も進展せず

三月十五日夕刻から四項目全般にわたって交渉が行われ、十六日未明まで続けられた。しかし、若干の進展があった程度でストライキに突入した。さらに十七日にも交渉が開かれたが、ほとんど進展がみられず、十八日四八時間ストにはいった。決裂時における会社回答の内容は次のとおり。

（一）電気設備改善（四日附三・三〇、文書回答）

1．電灯施設の改善に伴い各戸にメーター及びコンセント一ケを取付ける。なお、希望によりラジオ・テレビ用にコンセント一ケを別に取付ける。

2．工事の実施は三ケ年間を目途として工事時期は昭和三四年上期よりとする。

3．電気設備改善に伴い次の通り従量制により料金を徴収する。

使用電力量月五〇KWH未満　無料
五〇KWH～一一〇KWH　一KWHに付　五円
一一〇KWHを超過するもの　七円

九州電力の従量制料金に改訂があった場合、これにスライドして改訂する。

4．一戸当りの同時使用は一・三KWを超過しないものとし、所定の規格品を所定の用途に基いて使用するものとし、別に電気使用管理規程を作成する。

（三）一級検針基準・常盤坑機器操作

三月十五日の第三回団交で会社より小委員会設置の提案があり、三回にわたって小委員会が行われたが、当初案を固執しつづけた会社は、最后に、「検針賞与について段階に少い円を補てんする意味で、それに見合う

一時金を撤回してもらいたい」とすりかえた提案をしてきたので、組合は拒否してスト突入。

十七日午前五時からの中闘小委員会で、次のような最終案が示されたが、十八日午前四時五十分組合はこれに拒否して決裂した。

１、賃積単価の基準を三％ひきさげる

２、休出充積単価は一七・五二とする。

（註）三硫性かけ払賃作

三月十五日午後四時からの団交は数時にわたり休けいしながら続けられ、十六日午前五時十分会社申入れによる小委員会で次の提案があった。

* * *

（参考資料）

〔大正〕

電気使用料金その他についての確認書（３・３）

社宅の電力使用に関し、昭和三四年三月三日開催の経営協議会において左記の通り意見の一致をみたので双方これを確認する。

記

今後の電力使用料金を従量制に切替える。具体的取扱については、左の要領による。

一、鉱員社宅各戸毎に積算電力計を設置し、配電設備の整備をおこなう。

右工事の完了は協定の日より六ケ月間を目途とする。

二、使用量は毎月定日の検針により確認する

三、使用料金は次の基準による

１、基本料金　一戸当り一ケ月につき　五円

２、従量料金　五五KWHまでは　無料

五五～一一〇KWH　一KWHに付　五円

一一〇KWH～　〃　七円

四、使用料金は、検針日より検針日までの使用量に応じ、第二の基準に基き算出する。

但し初回は積算電力計設置完了翌月の検針日より一ケ月後に検針を実施する。

五、コンセントまたはタンブラーのうちいずれか一個を各戸に無料設置する。なお工事完了後コンセントを一戸当り二個を限度として希望者に対して有料実費負担により設置する。

六、炊事場の電灯コード短かき場合は、その安全を容易ならしめる範囲でコードを延長する

七、本確認の実施期日中、所要の事項並に之れが細部については「鉱員社宅電力使用規定」として成文の上実施する。

八、所定の規程に関し改訂を必要とする事情が発生した場合においては、当事者の何れか一方より経営協議会に附議することができる。

（附帯確認）

一、庭については別途検討する

二、移転時における自己負担の電気設備の取扱については担当当事者間で別途決定する

三、各戸の負荷が一定以内の時末端電圧九〇Vを維持する。

下坑基準　一・六二八六円（一一・八％）

上坑基準　一・四五六〇円（一〇・五八％）

上下坑基準　一・五四二三円（一一・九％）

さらに十七日夕刻より廿六回団交をおこなったが、前回より進展せず休けいに入った。

（以上）

* * *

〔杵島〕

杵島炭礦株式会社と杵島炭礦労働組合とは鉱員社宅の電気設備の改善によるメーター制度実施に関し左の通り決定する

一、鉱員社宅電気設備の改善を行い電気器具が使用できるよう設備を改善する。改善設備の更新を行い各戸にメーター器を取付ける

二、種々設備の改善は昭和三十四年四月一日より着工し一ケ年半以内に完工する。月当り実施件数は二五〇戸とし、その詳細は別に定める。

三、一戸当り使用可能引込スイッチは一アンペアとし電気器具の同時使用が一〇〇〇ワットを超過しないものとする。器具の使用は所定の規格品を所定の用法に基いて使用し火災予防については器具使用者が責任を持って管理を行う。

１、トランス設置は記三に基いて充分な処置を行う

２、メーター迄引込み屋外配線は二種線を使用する。

３、屋内配線は四種線を使用する。

５、電気器具使用可能のためコンセント取付けは一戸当り二個とする。三個以上取付け希望の場合は一部屋（台所炊事場）一個を基準として一戸当り三個以上の分は所定の規則に基き取付けを行い実費負担とする。

６、社宅住宅が家族構成人の関係で床張による今増設分に関しては会社負担にて電灯設備を行う。但し今増設に関しては会社の増設許可に限る。

７、メーター取付け電気器具使用管理に関する規則については労使委員会にて定める。

８、電気メーター制に伴う電力使用料金及基準は次の通りとし過少分の料金は毎月一日より末日までの分を翌月の支払賃金より徴収する。

○基準量一ケ月当り五〇KWHまでは料金は無料　○超過料金一ケ月当り五〇KWHから一三〇KWHまで一KWHにつき五円。　○超過料金一ケ月当り一三〇KWHを超えた分は一KWHにつき七円

９、使用開始後の料金の徴収開始期については工事完了日より三ケ月は無料とし四ケ月目より翌月分の支払賃金より徴収する。

１０、本協定記八の有効期間は昭和三十四年四月一日より昭和三十六年三月三十一日までとする。

以上。

No. 76
情報
九州炭労
1959年 3月20日

三鉱連に六,〇〇〇人の希望退職案でる

全体斗争をゆるめず斗おう

首切りと賃下を伴う合理化に対決し、積極的な攻勢としての賃上げのために指令第四九号に基き三鉱連傘下各支部は、一九日一番方から七二時間ストに突入した。三月二日の第一波以来六回一〇日目の突入である。また炭労全体も「賃金と合理化反対の同時解決」のため、二三日より無期ストに突入する。この激しい情勢のなかで三井資本は六,〇〇〇人の希望退職という首切り案を提示してきた。

炭界の不況で……

横氏七二号（三、一〇）で企業整備の失敗を一方的に労働者に転嫁しようとする合理化案に対して、組合の反論を知らしたが、一〇日以降再度一八日にかけて団交を開いた。この団会社は「現在の会社案を全面的に組合が了解しても、現在の炭界の状況下で二〇億円の赤字となる」という態度に終始し

八〇〇〇人が余分

組合の臨時措置（会社提案その五の3、退職手当について臨時措置を講じたい）をとりたい。という提案を追及したところ会社は、次のような人員整理の方針を明らかにした。

「当初の提案にあたつては具体的な人員数を明らかにしなかつた。二〇億円の赤字を人件費として引直すと八,〇〇〇人分となる。八,〇〇〇人がやめれば赤字は解消する。但し直ちに八,〇〇〇人にやめてもらうのではなく、六,〇〇〇人程度に退職してもらい、残りの自然減により穴埋りができる」

暴挙を許すことはできない

以上の言語道断な首切りをもつて更にわれわれに向うことがあきらかになつた。この長期協定無視の態度に三鉱連中斗委員会は一九日午后二時から「異常な決意をもつて」斗うための会議を開催する予定である。

経協・賃金団交再開を申入れる

無期限ストライキを目前にした一九日午后三時三〇分、石炭経協松本理事が炭労本部に対して、事態を拾収するために団交を再開してほしい、と申入れがあつた。炭労は指令第四九号に基き各地方にオルグ活動中のことでもあるので、中央で任務遂行中の賃闘委員会等を召集し経協の申入れを検討した結果、この申入れを了承した。交渉は二二日午后二時より開催される。尚地方にオルグ中の中斗全員は速かに帰京することも指示された。

「全炭鉱に安定賃金の回答でる」

問題は小委員会でと

★ 一九日一部商業紙に全炭鉱に対する賃金回答が報道されたが、九炭連にその内容を確認した結果大体次のように今次春斗で特徴的にあらわれた「安定賃金」と「定昇」のようである。

全炭鉱に対する回答

九州関係は賃金要求について検討したが、具体的に額の回答を行うにはいたらなかつたが、組合側よりの「長期安定方策」の要求については、小委員会で協議することにしたい

定昇関係は、定期加給を行ない賃金の定期的な安定を図る考えであり、組合も[illegible]を将来の生産性向上の成果に求めていると理解されるから、会社は組合の提案を更に検討する。

春斗

全鉱・全港湾など無期スト

第四次以降の統一行動たかまる

総評の統一行動に参加し斗つている産業の情況についてはその一部は、既報（三、一二、七三号）の通りであるが更に斗いは多くの前進を示し鉄鋼労連の一部で全面スト、全鉱、全港湾は無期スト或は二四スト と強力な連帯行動に立つて斗われている。以下三月一七日現在の斗争状況である。

全鉱は無期スト

私鉄 一、一五〇円より一、二五〇円の賃上げで一一八組合が妥結した。

合化 東洋、新日本窒素、富士フイルム、旭電化、日本板ガラスなど一三社が一、〇〇〇円より一、八〇〇円の間で妥結。尚二八組合が解決の方向に向いつつある。

全鉱 日鉱は賃上げ八〇〇円でストを中止し配分交渉に入った。三菱、住友は第一次六〇〇円の回答のみで一〇日より一六日迄全面ストライキを実施し一七日から送鉱部門の部分ストライキに突入している。

全港湾 一六日は中央斗争委員会を開催した結果、今下各組合に二〇日迄団交を継続し二〇日以降実力行使の予定である。現在の回答状況は最低三五〇円より二、二〇〇円の間である。北海道地本部は中斗の決定に基き二〇日以降ストに突入する。

全国旅客 九、一〇日の両日中央執行委員会を開催し二三日一斉ストライキの戦術を確認した。尚、二〇日第三回戦術委を開き二六日以降の戦術を決定する予定である。

鉄鋼 大手各社は八〇〇円を回答。富士、日本鋼管は四日、一四日、一九日それぞれ二四時間全面ストに突入した。また二四ストの合間は圧延部門の時限部分ストライキを実施している。

化学同盟 各社それぞれ一、五〇〇円から四、〇〇〇円の要求をしているが現在回答なし。二〇日は時間外職場大会、二五日一時間時限スト。

紙パ 大手一九組合が三、〇〇〇円アップと夏期手当二ヶ月を要求、経営者は労連の集団交渉を拒否している。北日本、工作パルプが本日（一九日）交渉に入る予定

国際電々 中央労働委員会のあっ旋が不調に終った。一一、一二、一三、一四日重点部分スト、一七日四時間程度の断続ストに突入した。

全自運 一九日から二〇日をヤマに交渉を進めているが、現在東京貨物労組ほか数社に二〇〇円から五二〇円の賃上げ回答がでている。このほか愛知、三重、岐阜に一、五〇〇円の回答。

新聞労連 一六日代表者会議を開いた。今日の新聞定価値上げ反対を中央、地方を通じて進め、②時間外職場大会、①ビラまきなどを行う。

全印総連 一、〇〇〇円から一、五〇〇円を要求しているが、現在大手の共同一、五〇〇円、凸版に一、五七〇円の回答、大阪地方に一、〇〇〇円から一、五〇〇円の回答がでている。

日放労 賃上げ一、二〇〇円プラス定昇九〇〇円の回答があった

全日自労 一四日中央執行委員会を開催し、第五次統一行動に合わせ大衆行動を広範に起し、中央地方で自治体をつきあげることをきめた。

電機労連 次の数組合を除けば現在の回答は定昇程度で、一八日斗争委員会を開き戦術を決定する。日立一、一九六円、東芝一、一八三円、松下一、四〇〇円、明電舎一、〇五一円

全造船 現在の会社回答は日立七七二円、函館八〇〇円、大阪七〇〇円、名古屋八〇〇円でこれを拒否し、一五日から二〇日にかけて重点ストまたは時限ストに入る。

全電線 住友に一、一五六円の回答があった。二一日戦術委員会を開催する

全石油 三月下旬から四月上旬にかけて斗争のヤマをつくるため、現在斗争態勢を整備している。

全金属 第四次、五次統一行動のなかで賃上げと最低賃金の要求を中心にストライキに入る。二〇日の統一行動にはストに突入するほか、地域における大衆行動を組織する方針をたてた。

全日通 各地域毎に斗争目標をきめ、職場単位の斗いをおし進めるが、全体的には歩合給を固定給に、日給を月給にという統一目標で斗っている。

公企労

国鉄～全支部時間外職場大会、
全逓～　〃
電通～三時間時間内職場大会
専売～職場大会
林労～一斉時間内職場大会、
林野～　〃　〃　（三〇分）
全印刷
アルコール
造幣
｝全職場休憩時間職場大会

地公労

教組
自治労
｝全国時間内職場大会、
都市労連～全国一斉に時間内外職場大会、
全水道
高教組
都労連
｝時間外職場大会、

※ 以上はいずれも三月二〇日の行動

国公労 二五日全組合時間内一時間職場大会

No. 77

情報

九州炭労

1959年 3月20日

三池支部に職場活動家の首切でる

合理化の地ならしの意図あきらか

職場斗争をおさえつけ職制の強化を狙う会社側は、三九年になるとその狂暴さをますます加え、九州炭労傘下支部においても二瀬労組の解雇処分となってあらわれた。長崎相互銀行労組においては第二組合設立首謀者の説得を不当逮捕するなどその一連の行動は組合圧殺以外の何ものでもない。

三池支部において会社は、三川支部本層下西方職場分会長達深長市氏を「業務阻害」の名目で三月五日「懲戒解雇」の申入れをなしてきた

会社のいいぶん 職斗が業務阻害

会社が「業務阻害の事実」としてあげている点は八項目にわたっているが、これはすべて会社が了解し組合又は分会との間に調印又は実施の確認を行ってきていたものである。会社のいい分は

三二年五月西方採炭分会で、資材不足問題をめぐって起った職場斗争を中心に、三四年二月まで斗った数回の職場斗争の責任を、労働協約第一二条の解雇事項に該当するものとして一方的な解雇を申入れてきたものである。

〈註〉労働協約第一二条（解雇）

会社は組合員が次の事項に該当する場合は解雇する。

一 不都合解雇の場合

(1) 出勤不良者～省略

(2) 職場放棄者～省略

(3) 業務阻害者

故意に会社施設に損害を及ぼし又は業務の運営に支障を来させたもの

(4) ～省略

職斗は分会長の責任とは

組合はこの不当な申入れに対して団交のなかではねかえしてゆく方針をさため一三日午後二時から第一回団交を開催し、会社側からの説明をうけたが会社は「職場分会の総意でおこなった正当な職場活動であるにもかかわらず、分会長個人を解雇することによって、その責任を追及しようとする不当な態度」を明らかにした。

合理化推進の地ならし

第二回団交の一八日には更に露骨な態度をあらわし、

(1) 職場で職場分会が要求を提出することは自由であるが、その要求を通すために起る争議行為、紛争については処罰する

(2) 協定或は確認事項等について職制が違反行為をなしたとき、その事を追及することは自由であるがそのことによって生ずる紛争、争議行為があったときは処罰する。

というもので、あきらかな挑発行為であり、合理化を推進するために、職場からの活動家のゴボウぬきをし、それによって、合理化の地ならしと、職制権力の復活を図っていることはあきらかである。

参考資料

一、資材不足に対する職場斗争について（会社はカッペ及シュー操作拒否）五・一七日三番方～五・二一日一番方

会社理由 五月一七日三番方以降採炭によるカッペ及シューの操作をる方に担否せしめ一八日二番方以降充填工の配役を中止するや、カッペ及シューの操作を採炭をしないため全く出炭マヒ状態となり、会社組合間の話合で平常に復帰するまでの間七五〇トンに及ぶ減産を来たせしめた主動的な役割

同職場斗争までの経過

組合 三一年度三川鉱の三四半期の生産会議が開催されたがその席上五片西部内の採掘終了に伴う部内異動の説明が企画係長よりなされ、質疑のあと最終的に組合の態度として「現場の組合員の意向を十分にまとめた上で回答する」こととし、また会社も鉱長から「会社も現在のところ案の段階であるから、組合の意向を聞いた上で変更することは本社に具申する」ということで詳細な労働条件については一二月中に双方決定することを双方確認した。

組合としてはその後種々検討した結果―三二・一・一五より支部団体交渉として部内移動に伴う新労働条件の要求に当り、新しくできる本層下部内が現在の労働条件より下らないようにして採掘するようにした。

〈註〉団交の結果会社は、(1)終掘取切、鉄柱出入の要員削減が減少することについては、同程度の要員（補充）作業を確保する

(2)移動期間中は鉄柱回収を除き最低実績労務の十一二工の保証については、最低一方当り一三～一四名分の作業を確保し、より以上作業の多くなるようにする

同職場の状況

移動前の五片西部内は採炭部に水があり、周囲盤圧も激しく、自然条件が悪く炭丈は平均五尺程度で三川鉱では悪い方であった。この状況での採掘は鉄柱、カッペ等の破損率も高く、この取替補修作業、資材運搬等は充填工が専属制（満員）作業でおこない、採炭作業の資材不足がないようにする。と同時に保安の維持に当っていた。ところが新部内が自然条件が非常によくな

No. 77
情報
九州炭労
年 3月20日

り、背面盤圧もなく拡大も一二尺で、旧上刃西部内よりよくなった。従って今迄のような充填工の作業が極度に減少し、四〇〇〇円乃至五〇〇〇円程度の減収となった。反面採炭工としては鉄柱・カッペ・シューの運搬距離が増大してきた。尚、当時の状態としてカッペ・シューの不足に基き、会社側は各方共カッチング制限を行っていたので、作業は実に少くなり賃金が減少する結果となった。そこで各方から採炭工、充填工各二名の代表者をだし、いままで保安係会所は係長・係員に交渉をしていたが、五月一四日各代表が来り対策をたて、主席係員を通じ係長に電話で申入れを行った。

①充填工が鉄柱・カッペ・シューの運搬作業量が減少したので、単価改正と作業量を確保してもらいたい。

これに対し係長は三回後に話合うことを回答した。五月一七日午後三時会社会議室で交渉した。係長は「材料不足は努力します」という回答のみで、前記とかわらなかった。このため代表者は会社が「時間内に話合うことができないなら、各々え作業時間内には保賃その他の話合には応ずることはできない」と午後六時交渉が決裂した。

三、その后の経過

以上の経過から当日の一番方から、資材のある分のみ作業をおこない、そのあとは当り付、コボレ跡の積込などの作業をおこなった。当然これは三方とも共通の問題であるので三方とも実施した。五月二〇日、遠藤分会長他と組合労務部長が、会社と交渉した。その結果、

①平常の場合一二〇尺を目安として鉄柱・カッペ・シューを準備しておく。

②一二〇尺迄の運搬は充填工が行う。

③天井等が不良になった場合は距離が遠くなることがある。

と双方で確認したものである。

一方的に責任を分会長に

このほか、②リール電車運転手席と休憩所にグリースを塗ったものがあるため、職制に対して首切を画策したにもかかわらず拒否したことに対する抗議。

③不発残留マイトの多発のため、係長に責任を追及したこと。

④同僚の母の死亡のための葬式手伝をだすことをきめながら、職制が一名にしようとしたため抗議したこと。

⑤会社の責任による機械故障に対して一〇コンの補償要求の抗議をしたこと

⑥係員と喧嘩をおこしたということ

⑦過日、係長の申送不確実なため、作業個所変更があったことに対する抗議が不当ということ

以上のような、職場で発生した要求の先頭に立つということは、職場分会長の当然の任務であり、当然のことである。これを会社は「挑発」の「活動家」と職場から追放するための、あえて攻撃をかけてきているのである。

小城・別府 統一のため再び討議

同一資本の小城支部と別府支部は既報（七四号、三二）の通り、単一組織としての合同を進めていたが、三月一八日両組合員の無記名投票の結果今回は合同が否決された。

両組合はこの否決が、組合員に対する組織の合同の重要性と統一の重大なことに対する、「教育と宣伝の不足」であったことを認め、再度統一のために努力することを決定。一九日合同委員会を再開、二〇日午后三時から両組合合同代議員会で統一促進を討議する。

なお、三菱鉱区問題については佐賀県・多久市当局が三〇万トンの鉱区分譲について三菱本社と交渉を行っている。

投票結果

	小城	別府
単一組合結成	否決	否決
単一組合規約	否決	可決
単一組合役員（選挙管理委員会が決定したもの）	否決	否決

No. 78

情報

九州炭労

1959年 3月23日

会社、事態解決を口に賃下げの回答

中労委、労使の事情聴取を行う

✕✕✕✕✕✕✕✕✕✕

二二日再開された団交は、会社側の賃下げ回答のため決裂、一方様子をうかがっていた中労委中山会長は「紛叔」による労使双方の事情聴取をおこない、あっせんの意向があることを明らかにした。炭労はこれらの情勢を中斗委・戦術委を開催し検討した結果、事情聴取に対する炭労の態度、今後の方針などを決定し二四日一斉に各地方本部にオルグを派遣することになった。九州地方へは土屋・花隈中斗が派遣され、両中斗をむかえて三者合同会議（数援、支部代表者、指導部員）が開催される。

✕✕✕✕✕✕✕✕✕✕

会社、賃下げを回答

一九日午前三時石炭委員が事態収拾のためと交渉再開の申入れを行ったことは知らしたが、二二日午后三時より石炭委員において交渉を開いた。

事態収拾を口にしながらの会社提案は、「標準作業量を昨年の一〇月から一二月の間の実績の八五%に引上げる」というものであり、この案で前進解決のための代表交渉を行いたいと提案した。

賃金安定も図る

炭労交渉団は「組合に賃下げ案を提案し、その案で代表交渉にはのせられない」と拒否した。そのあと会社側は再度提案を行ない「①標作の引上げによる実質賃入の減少については善処したい、②賃金は一年間は引上げない。これで解決してくれ」と、再開団交で要望した。この会社側の態度に対し

われわれは賃下げは要求していない

原委員長が「炭労は賃上げを要求しているのであって賃金の引下げ案を提示し善処するという原案は提案については、拒否する必要がない、非常状態という会社側に一件の誠意も認められない。われわれは標準作業量に関しては、百日或は二百日斗っても、引上げには応ずる意志のないことを、会社側は銘記してもらいたい。本日も炭労が事態収拾のためとして団交を申入れてきているのでこれに応えたが、これは明らかに国民大衆を会社側からうっさつけられたものである。われわれは明日からの無期限ストに突入する」と答え、交渉は決裂した。

（註）会社側要求による実働の八五%は、現行標準の約一、三五倍の引上げになる。

中労委に事情を知らせる

午前四時四五分、中央労働委員会の田崎事務局長より炭労斗争の事情聴取を行いたいと連絡してきた。午后七時、戦術委員会さらに八時より中斗委員会を開き、次の理由で、事情聴取に応ずることを決定した。

① 中労委が何のために事情聴取をするのか、その意図を打診し

② 賃斗と企斗を切離しての解決はないという、炭労の方針を伝える。

一方、中労委は会社側代表を午后五時頃呼び、事情聴取を行った。

中労委の社会的責任で

二二日午前八時三〇分中労委に於て事情聴取があった。中山会長は「中労委で事情を聞いたが、今次斗争の性格からいって非常に困難な問題があり、より長期化が予想される。[illegible]自主的に解決するものではない。北炭、三井、全炭鉱の問題をはらみ困難であり、保安炭鉱の問題[illegible]中労委の社会的責任によって解決に乗り出したい。この意味で事情を聞くため出向いてもらった[illegible]」とのべた。

労使の約束を破るもの

これに対し炭労側より、今日迄の交渉の経過を説明した。特に昨日の団交で会社が提案した標準作業量の引上げは全く不誠意なもので、いままでの交渉の積み重ねを無視するもので、まさに労使の信頼関係を破るものである。また九賃斗、企斗は同時解決であり、あくまでも分離しての解決はないと強調した。

会社側はあっせんをうけるか

この事情聴取の中で判断される会社の状況は、①十一社は職権斡旋を受ける体制をとっており、②三井は企業整備の問題から態度を保留している、③北炭はストライキ回避のため独自に解決をはかりたい意向である。④宇部は全体的な立場で処理したいとしている。以上の情況を午后中斗委で報告したあと休会し戦術委を開き、更に二三日午前[illegible]中斗委を開き、次のような事情聴取に対する態度と要求の統一を行った。

一方的な判断を防止する

我々は昨年の賃金斗争において、職権斡旋に対する意見統一を行った。[illegible]法に基く権限の行使である、従って多くの[illegible]は、我々の斗争が一方的判断による決定を防止し、[illegible]中労委が[illegible]の分析を行う。

中労委あっせんを強行か

１、事情聴取のなかで中山会長の説明のように、われわれの諾否とは関係なく情勢のうつりかわりによって自主的に職権あっせんを強行することが予想されるだけでなくその時期も早まる、その場合中山会長独自の判断、中労委の資料と会社側の一方的な説明だけで、あっ旋案がだされる公算がとても大きい。

２、一方的にしろ職権あっ旋案がだされたあと、時のたつにつれ三鉱連三社連以外の組合員のなかに、統一斗争に対して批判が高まるし、その際の統一斗争を進めるために大きな影響を与えることになる。

３、この結果われわれの基本路線である同時解決の原則が崩れ、三井の企業整備が残されることになる。

４、また年齢についても充分考える必要がある。

あくまで同時解決

以上の事情聴取に対する態度に基いて今後の斗争指導を次のように決定した。

１、今次斗争においてわれわれの指標は「賃斗企斗の同時解決である」、この目的を達成するため事情聴取の中で最善の努力を行う。但し最悪の事態として中山あっ旋案の具体的内容または北炭の自主交渉によって具体的な金額がだされてく、中斗第四四号及び四九号の方針どおりにストライキはとかず、統一斗争を進め三井の企業整備に対決する

２、三鉱連、三社連はこの態勢と態度を背景にして団体交渉を積極的に進める。

３、三鉱連、三社連にたいする企業整備は、中労委あっせんにもとずく解決は行わない。

４、四九号指令に従って、長計確保のための大衆行動を行うとともに、中央で積極的に交渉する。

二四日三者会議開く

以上の判断と分析にもとずいて、敵の分裂策動をはねのけ統一斗争をまもり、同時解決の原則を貫くために、中央斗争委員会の判断と態度を下部に徹底させ、斗争体勢をさらにつよめるため、二四日各地方一斉に機関をひらき、中央はこれにオルグを派遣する

九州（山口を含む）　土屋、花岡中斗
北海道　渡辺（政）、岡田中斗
常磐　渡辺（家）中斗

九州地方本部は、このオルグをむかえ、二四日午後一時より福岡市教育会館会議室において、支部代表者、指導委員、教宣部長の合同会議を開催する。

No. 79
情報
九州炭労
1959年 3月 25日

立山・重大災害に
「保安調査団入坑をかちとる」

★★

去る三月一四日午後五時三〇分、佐賀県多久市明治立山炭鉱東卸一卸左一〇半片払に於て落盤があり、作業中の採炭三名（死亡）、重傷一名の重大災害が発生、九炭労は問題を重視一六日、有何部長を派遣原因の究明並に対策の確立に当たらせた。

保安調査団を召集

九州炭労は一七日現地立山支部に佐賀地区保安調査団を召集、入坑調査並に当該払の組合員に対する事情聴取を行うことを決定、保安調査団は直ちに行動を開始するため会社に対して

保安調査団としてはこの種災害で最も重要なことはこの後このような災害を二度と繰りかえさないための会社、組合といった夫々の枠内でバラバラな調査や対策をたてるということでなく、一体となってやらなければならないと考えている。従って、会社もできるだけ協力してもらいたいという申入れを、現在所長上京中で不在だからということを理由に調査団の入坑を拒否してきた。

実力行使権の委譲を申請

佐賀地区保安調査団（責任者、坂井県、小城支部）幹部を重視、現地執行部と対策を検討した結果、調査団入坑問題は実力をもってもかちとるという方針を決定、現地執行部は、九州炭労を通じ実力行使指令権の委譲を中央に申請、第一次体制確立に教宣活動に入った。

入坑権かちとる

一方、これにあわてた会社は午前十一時、保安調査団入坑問題について話し合いたいと申入れて来たので組合もこれを諒承、保安調査団入坑の中央決定の線に沿って入坑を認めるという会社の提案を了解、仝日午後九時三〇分より入坑調査を行った。

天盤は大丈夫だが
炭壁に注意！！と係員が指示

○災害発生
発生箇所　東卸一卸左一〇半片払
〃日時　昭和三四年三月一四日　午後五時三十分
○罹災者氏名

氏名	年令	
采石欣己	三一才	死亡
本田初次	三四才	〃
石田辰一	五一才	〃
大串伊七郎	四八才	重傷

当日は多久市、市議選の最終日で、該払作業員三七名中二一名が午後三時入坑、仝三時四〇分頃坑内詰所に於いて担当係員（田崎）から「本田は稼動し作業に入れ、天盤は大丈夫だ、炭壁に注意してやれ……」と注意を受けて全員係員より先に払に入った。

該払は、十四日午前二時（一三日二番方）が中食中、払の直接天盤の頁岩（厚さ九〇糎）が払全面に亘って崩落、鉄柱全部が埋没していた。

採炭乙方は直ちに払全面に亘って硬発し作業にかかった。一四日午前五時三〇分、払大崩一〇米に亘って砂岩崩落作業中の前記四名の死傷者を出した。

災害現場略図

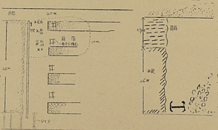

保安調査団
総ゆる角度から検討

保安調査団所見

一、原因、今回の災害は、当該払周辺が既に採掘を終了した古洞に囲まれた残炭払であり天盤の比較的脆弱な砂岩まで直接の払跡と異った特異な地圧下にあったと判断されるにも拘らず、それに対する配慮が払はれていなかったと推定される。

しかも、そのような条件下に払全面に亘っての崩落下の取開け作業が無天井のもとで強行されたというところに災害発生の重大な要因がある。なお、このことは、

日本の資本至上の人命軽視の旧へいを完全に払拭しきっていないという根本問題を含んでいる。

三、同様災害対策について

保安調査団は、同様災害に対策について現地職場代表を交えた中で検討、1、計画や企画に関すること、2、先端に関すること、3、会社幹部に関すること、4、切羽条件に関すること、5、組合員自身に関すること、6、組合・職場に関すること、7、物的条件に関すること、8、技術者に関すること、9、監督行政に関すること、10、その他の十項目について検討を進め二一項目につき問題点を指摘、対策を立て所見として会社に文書をもって提示・実施方を要請した。

以上。

No. 80

情報

九州炭労

1959年 3月 27日

賃金は支払能力だけできまらぬ

第三回事情聴取で中山会長言明

××××××××××

二六日会社経理を中心とする中労委第三回事情聴取がおこなわれた。炭労はこの席上「公表された会社経理からも要求金額が支払えることを主張した。」なお二五日の会社側の事情聴取では、賃金引上げに対する会社側の理論的根きょがないことが明らかにされている。

一方、三井の首切りについては組合の追及に対し会社側は、とにかく考えてくれの一点ばりで何ら交渉は進展しなかった。中央八社関係は長期協定再確認のため二六日団交の申入れをおこなった。

××××××××××

会社・理由なしに賃下げ

二六日午后二時、中労委において第三回目の事情聴取がおこなわれた。

中山会長は昨日二五日会社側からの事情聴取をした結果をあきらかにした。

①会社側の標準作業量引上げ提案は、賃金引下げ以外のなにものでもないこと、また会社側自体に具体的なものをもっていない。

②昇給については職員は賃金影響からいって技術的に困難である。鉱員については行いたい。

という二点があきらかとなった。

公表経理でも要求は可能

この第三回事情聴取で会社経理に対する組合側の態度として次の点を明らかにし、要求する金額が支払えることを主張した。

「組合の会社経理に対する分析は、公表された数字に基いて行ったものであるが、これによってもわれわれの要求が支払えることが明らかである。」

会社の考え方

右の主張のあと若干の応答がありその結果中労委を介してではあるが、会社側の主張があきらかとなった。

会社側は1、景気が下っている 2、貯炭の中で更に出炭制限が拡大されている。3、現実に合理化面で困っている。以上の理由で賃上げはできないと中労委にのべている。

賃金の社会性

これに対し中山会長の考え方は「賃金がもつ社会的な性格から会社の支払い能力だけで決定できるものではない」ということを原則的にではあるが明らかにした。

今后の事情聴取は、中労委事ム局より日程が連絡されることになった。

三井 会社・別室協議の連続

二三日午前一一時会社から交渉再開の申入れがあったので、午后四時より六、〇〇〇名の首切りを中心とする団交を再開した。

しかしながら交渉再開を申入れた会社に、人員削減と生産計画の関係の不明確な点、及び会社のいう希望者が出ない場合の今后の方針などがアイマイなため、組合側の追求にあい別室協議に入った。

何とか考えてくれの一点ばり

二六日午后三時炭労三役をまじえ交渉を再開六、〇〇〇名の問題について追及し、希望退職がなかった場合前述の指名解雇等の強制措置如何と、根本的な石炭エネルギー対策をどのようにするのか、また今后どうしようとするのか追及した。会社はこれらの追及に対して・「経営が危機しているので組合も反対の一点ばりでなく考へてほしい」というだけにとどまり、二七日午前三時交渉を打切った。

企反対策委を設置

中央斗争委員会は今后の企反斗争の万全を期するため中斗の下部機構として、対策委員会を設置し二六日午后二時対策委を開き人員確認と現在迄の交渉経過の説明を行った。

構成

中執〜三役及び担当中執
八社関係〜二名
九共斗　〜二名
三鉱連　〜四名
三社連　〜四名

以上

潜竜 職場連帯ストの勝利！

企業整備をはねかえす

潜竜支部の職場要求斗争と企業整備反対斗争について情報七三号でその状況を報告した。その後一一日午前〇時企業整備を全面的に撤回したので無期限ストを解除した。妥結内容は左記の通りであるが今次

×× 斗争によって職場間の連帯と主婦会が強力に斗いに参加したことの意義は、良く評価されるものである。××

職場のエゴなくなる

要求は坑内と坑外職場のものであったが、統一した全鉱の斗いがなければすべての獲得、要求を守り貫くことが困難であり、敵の合理化攻勢に対抗することができない。この意識が認められ抗議大会、大衆動員に職場のエゴがみられなかった。

交渉は会社の頑強な抵抗で早期解決が困難となり無期ストに突入したが、主婦もまた自ら交渉を聞いて意見の交換と安全職場確立のため斗った。

妥結内容

◇ 保安関係

1、最低保証給は組合要求通り制度化する。

2、操作の私契件廃止

正常頁岩	一、五二一円
砂岩	一、三七七円
剥落頁岩	一、〇九九円

3、ローラ番、函押しは最低三名を基準として実際人員の差一人につき一工数を一部増員として補給する。

4、採炭方より充填工に一〇名配転する。尚方法は会社組合が協議して日常要ムで処理する。

No.81　情報　九州炭労　1959年 3月 28日

総評 才5次統一行動たかまる！

総評才五次統一行動に参加する民間官公労の労働者は、その組織の最大の力量を発揮し賃上げのための実力行動を実施した。特に全鉱に典型的に見ることができるかってない統一したストまた鉄鋼大手の八幡を始め各地ではげしくストで斗っているなど、炭労斗争の続行を前に連帯行動を広めている。

全鉱無期スト

民間労組

全鉱

既報のように鉱山経営者は、日鉱にだして八〇〇円以下の線で全鉱の賃上げ斗争をおさえようとしているが、組合側ではあくまで斗うという決意で斗っている。決戦のヤマは四月中旬以降の長期斗争の見通しである。特に北海道の日鉄倶知安（四〇〇名）と中興奪（五七名）は三月一六日ロックアウトがだされストマン以外は強行就労しており、二一日には日鉄鉱全下全組合二、〇〇〇名が抗議ストを敢行した。ように、激しい斗争が行われている。会社側は二五日立入禁止の仮処分申請を行った。また秋田県の大日本鉱業発盛（二〇〇名）では採鉱部門の部分スト（三二名）を決行中、三月二五日会社側は「無期限休業」を通告してきたが、組合側は二四日強行就労を行った。

全造船

十九日の戦術委の決定通り二一日から二八日までの才四波実力行使のなかで会社側も動き出す気配をみせている。状況次の通り

◇名古屋造船九〇〇円　◇舞鶴八八〇円など、大体八〇〇円ないし八五〇円の回答がでている。この額をつきあげるため、二六日正午から横浜、函館、佐見かまは今明日のうち、浦賀が正午から一斉全面スト、川崎、石川島、横浜、三菱長崎と広島が一〇％の重点ストを行った。特に進水ストとして川崎が三月一二日と二六日にまた本日引渡し予定の大雪丸は二一日に行った全面重点ストのため試運転も終っていない状にいである。

鉄鋼

八幡がストを中止したにも拘らず、八〇〇円の回答を拒否して斗っている富士、鋼管の大手二組合の組合員の斗争意識はこれ以上のものをとらなければ収まらない盛上りを示し、斗争のヤマは四月中旬以降になるだろう。但し中小は愛川と大谷重工以外はおおむね妥結した。

電機労連

東芝、日立、三菱の三大メーカー労組のうち日立（四五、〇〇〇名）と三菱（一八、〇〇〇名）は、一、五八四円（日立）一五七九円（三菱）で妥結したが、東芝（二〇、〇〇〇名）及び中小メーカー労組は、それぞれの回答案を不満として三月二五日の才一波実力行使を行い、さらに二八日に予定している才二波実力行使（二四スト）突入の体制をかためている。状況次の通り

◇東芝＜三重工場と大阪工場（計三、一〇〇名）は二七日二四時間ストに突入、その他は二八日突入（現在出している額、一、五六六円＝八、三％）

◇松下＜（一、五〇〇〇名）四八時間電撃スト（テレビ、スラウン管、トランジスター部門二、〇〇〇名）〜一、五五五円（一〇％）の額がでている。

◇安川〜（一、八〇〇名）一、五九〇円、◇明電舎（三、五〇〇名）一、五〇二円、◇日本無線（一、三〇〇名）二、四五八円、但し三〇分の時間延長という条件付のため組合側はこれを拒否、◇安立（七〇〇名）一、三〇五円、◇岩崎通信（一、〇〇〇名）本日一時間時限スト、明二八日二四時間スト、◇八欧（一、五〇〇名ゼネラルテレビ製作）九三五円本日午前二時から指名スト、二八日二四時間スト

◇コロンビヤ（一、四〇〇名）一、三五三円、◇大阪精器（七〇〇名）一、四五四円　無期限電撃スト中、◇井上（八〇〇名）八〇〇円◇三洋（四、五〇〇名）二、七〇四円が今朝出たので妥結するだろうとの見込、◇早川（一、〇〇〇名）シャープテレビ、ラヂオ製作、二、〇七七円（一五、六％）の回答で妥結の方向にあるものと判断される。

全金

三月下旬から四月上旬に最大の実力行使がおこなわれるであろう。

公労協

三月二六日の裁定が出たので、大体かたずいたがその中で、◇全専売は三月三十一日才六次実力行使（全国一〇ヶ所で二時間の時間内にくいこむ職場大会四月二日才七次全国一斉職場大会を行う。◇全逓も政府は全逓について裁定しないといういやがらせをいっているが、本日の国民が注目されている。しかしこれで全逓の斗争終了となるのではなく、権利斗争として

○林野斗争が続くのである

以上

賃斗・企斗情報はうらえ ←

三井団交 長計確認

三井以外は長計を確認

合理化団交徹宵で行なわれる

出勤対策問題は除外……

二七日午前七時三井合理化問題について炭労三役を加え交渉を再開、会社は整理人員を縮少した形で交渉を行ないたいと提案した。この提案に対して組合側は闘委協議の結果「諾否の交渉ではなく会社の意図を引出し、交渉を推進させるために応ずる事を決定した。」

炭労側　野口副委員長、石塚組織部長、郡山、河野（三鉱連）各山組合長　計一〇名
会社側　亀山副社長、山本常務、浦田労ム部長、各地副労ム部長、各山所長（六）　計一〇名

午前八時四〇分交渉再開し二八日午前五時一たん休憩に入った。

賃金事情聴取も近日中に

二八日午前一〇時再び交渉を開始した。交渉内容は昨日より全項目について問題点を追求した。この交渉の結果合理化の一つの出勤対策については中央交渉より除外することがわかった。現在（二八日正午）引つづき交渉を行つている。

一方、中労委は昨日今日は王子製紙問題のため、炭労争議関係の事情聴取は行なわれなかったが、近日中に再開される見込みである。

〈総報〉二八日午前よりの三井合理化団交では三池・美唄の提案事項について両鉱業所々長を集中して追求している。

9

大手一二社長計を確認

長計再確認のための団交を二六日申入れを行ない、二六、二七の両日に亘つて交渉を行った。

各社の態度

三菱〜長計を確認する、出炭制限は事情変更にならない。
住友〜右に同じ
大平洋〜長計を確認する、今回の出炭制限については企業整備はおこなわない。
明治〜長計確認については昨年側実施協定で再確認している、現在課されている出炭制限では企業整備はおこなわない。一三社が統一して実施しなければならない場合はやらざるを得ない。但し我社の場合はやらない。
雄別〜現在の時点では長計を確認する、将来については明確にできない、生産制限については現在検討中である。
北炭〜長計を確認する。
古河〜長計を確認する　現在は闘争中であり他のことは考えていない。
九州五社〜長計を確認する、生産制限に関しては現在考えていない。

No. 83
情報
九州炭労
1959年 3月31日

中労委・六〇〇円の提案…

三井の合理化とあくまで同時に…

三一日午前九時一五分から前日にひきつづき事情聴取が行われた。その中で中山会長は①全炭鉱が本朝一番方からストにはいる、② 北炭の会社側からあつ旋案の提示をすみやかに行うよう強い要請があつた、③ 炭鉱情勢（早急な提示を求めていると考へられるので社会的責任を考慮して早急な解決の必要にせまられている。）

これに対し炭労側より、臨時給与・格賃年齢のランク問題等について会社側の主張に強く反対をおこなつた。が、六時四五分つぎのあつ旋案が提示された。

あつせん案

炭価の低落・需要の減退・貯炭の増加・生産制限の実施等の事実からみて、炭鉱の経営が現在極めて悪い状態にあることは否定できない。この事情は各社の三月期決算の予想にも明白にあらわれているところである。しかし働く者の賃金は業界の好況・不況だけに左右されるべきものとは考えがたい。ある程度までは景気に左右されるのは企業の支払能力の点からやむをえないものとしても、それには限界がある。この場合においても組合が過去数ケ年を通じて実績としておさめた程度の昇給は、これを認めるべきであろう。不況に対処する苦労は労使が共同で担うべきものであつて、これを賃金だけにしわよせすべきではない。ただ、以上にのべた事情によつて支払能力に殆んど余力がない以上、昇給に見合う原資は生産能率の向上によつて生みだすほかはない。炭鉱の経営には尚改善の余地が認められるので、これについては労使において一段の努力を払われたい。このあつ旋案は右の事情にもとづいて慎重審議の結果提案されたものであるから、これによつて本争議の円満な解決をはかられたい。

記

一、昭和三四年一月以降の基準賃金は、坑内外平均月額一人当六百円（税込）
右増額分の一部は修正給に充当する。

二、昭和三四年一月以降の賃差配分の精算については従来の慣行に従い、各社各山で協議すること。

三、賃金の構成及び基準賃金に関するその他の事項については前協定による。

四、標準作業量については修正条項を含み、前協定通りとするが、不合理なものについては実情に沿うよう検討すること。

五、臨時給与については、鉱業に準じ従来の慣行を尊重し別途協議する。

六、三井については、あつ旋の当初において企業再建問題について自主交渉を勧告してきたのであるが、この問題は今日なお解決されていないので、労使とも更に一段の努力を重ねて本あつ旋案の実施ができるよう協議をすすめること。

標作は本年中は改訂せず

あつ旋案の附足説明について

記、二の一月～三月のやり方は昨年同様の考え方による。

・記、二、三 は文章通り

・四の後段 不合理なものは実情に沿うよう検討するというのは、今次あつせん案の適用期間には適用されない。将来にわたつて検討する意味である。

北炭受諾を表明

炭労～三井の問題が解決しておらず、三井を除外した回答は認められないので検討に長時間かかる。

一二社～社長会議を開いてきめるが、長時間かかる。

北炭～ただちに受諾する。

以上の態度を表明し引上げた。

あくまで同時解決

炭労は今日、三鉱連中斗委員会が会社再建案を検討しているのでその結論を待つて、中斗の対策委員会で聞き対策委員会の結論を、戦術委員会で討議し中斗にはかるが、

あつ旋案の六項目にもあるように、三井問題に対する解決なくして、あつ旋案に対する炭労の態度決定はあり得ない。

この方針ですすむことを確認している。

No. 84

情報

九州炭労

1959年 4月 4日

三井問題

会社側最終案を提示！

……希退期間二ヶ月をおくなど

×××××××才一一回中斗委員会は三井合理化に対し交渉の重点項目をきめると共に非常事態宣言を発し四月三日各地方本部に時局問題の指示と同時にオルグを派遣し、体制強化と、中斗決定の趣旨徹底を行った。

四月三日、交渉はいままでの経過から会社側が、最終案を提示したため、中斗委員会は四日午前一時三〇分より会議を開き内容の検討を行っている。×××××××

三井の解決後回答

三一日午后七時三〇分より才一一回中斗委員会を開催し、今后の斗いの方針について次のように決定した。

1、四四号並びに四九号指令において確認した基本方針に基き、三井の解決はあっせん案の諾否を決定する。今次企業整備を炭労全体のものとして、全組合員がよりよく理解し、統一斗争を強化推進するため重点項目を定め重点交渉を行う。

2、重点交渉項目及び内容は、炭労組織として統一的要求にたち守るべきものを明かにする。

重点の三項目

以上の方針と観点にたって守るべきものとして

1、職場民主化を阻害し、独占支配の民主化をはかる事項

2、基準外賃制を中心とする賃金切り下げの事項

3、入替採用の中止、退職者家族による入替制限に関する事項

この三点を重点項目とし、その内容は交渉の推移の中で炭労全体の立場にたって行う

戦術の強化をはかる

尚、右の方針の態度表明として非常事態宣言を発するとともに、斗争の推移によって三鉱連を中心に戦術の強化を行う。

非常事態宣言

一、わが炭労は今年度行動方針において、炭鉱独占が不況を理由とする合理化攻勢を予想し、これに対して炭労二〇万の統一行動ではね返すことを決定した。

一、三井鉱山は、わが炭労の賃上げ斗争にさきがけて六、〇〇〇名の首切りと一人一月当り四、〇〇〇円に及ぶ賃下げ提案を提示し、炭労二〇万の統一斗争を破壊することによって、自己の目的をとげようとしている。

一、中小炭鉱の仲間は戦后二回にわたる破壊合理化によって、二五万の仲間を失った。今また三度目の首切りの嵐をふきあれようとしている。既に筑豊地帯においては、一万に及ぶ仲間が首切られ電灯もない家で野草と水で生活し、学校にも行けない子供があふれている。

われわれはこのような状態が全国的に波及することに断固反対する。

一、今、三井の労働者にかけられている合理化攻勢をわれわれが甘受することは、これらの犠牲を更に拡大するものである。わが炭労は一月一五日合理化の提示以来、七〇余日の長期に亘って、いわゆる再建案の欺瞞性を指摘し労働者の結集を促してきた。鉱業は賃下げと首切り案を最后まで固執している。

一、わが炭労才一一回中央斗争委員会は、これらの事態を慎重に検討し、全組合員及び家族の決起を要請し、全組織の運命をかけて初期の方針を貫徹するために、最后まで斗わんことを決定しここに非常事態宣言を宣布するものである。

一九五九、三、三一

炭労中央斗争委員会

配役、配転は山元で

三一日午后一一時、中斗の決定に基き主として配役、配転について交渉が行われ、四月一日のあさに至って会社は中央提案よりはずし山元で話合うことを認めた。その他、外註、満員問題と鉱業学校問題について追及した結果、午前六時会社側は別室協議に入った。

緊急にオルグを派遣

中央斗争委員会は才一一回の決定についての周知徹底を図り更に斗争態勢を強化するため四月三日各地方に拡闘招集を指示した。九州炭労はこのため三日午后一時より九全労会館において、支部代表者、指導委員、教宣部長合同会議を開催することになった。

オルグ氏名　九　州〃　熊岡、藤園中斗（山口を含む）

北海道〃　岡、村島中斗

常　磐〃　相沢中斗

会社最終回答提案

四月三日午后一時より交渉を再開し、会社側は最終回答を提案、これに基き現在検討中であり、四日午前十時対策委、十一時戦術委、十二時中斗委の予定。

提案内容

〇　作業管理関係

1、出来高について〃山元協議することとして中央提案よりはずす

2、出勤対策について〃山元協議とし中央提案よりははずす。

す。

3、配役・臨時移動・職名変更について
山元協議とすることとして中央提案よりはずす。

○福利関係
会社提案通り

○病院・配給所・水道・電気・燃料の料金等につい
て山元で協議することとして中央提案よりはずす。

○賃金関係
1、超過労働時間
作業の実際に即応して行うよう各所毎に話合う。
2、三池の請負給者の基準外計算方式
ダイヤ変更時迄、現行方式による。
3、美唄の請負給者の基準外計算方式
深夜東手当との関連において、賃金改訂時に山元
で検討することとして中央提案よりはずす。
4、美唄の請負給者の補給制度について
切羽条件の実態に応ずるよう具体的には山元で協
議する。

○その他については
1、賃金支払日～中央提案よりはずす。
2、社内予金の期日～会社提案通り。

○人員関係
人員の減耗については、次の場合を除き、当分の間
補充しない。
イ、特殊技術者にして事業上必要なもの
ロ、殉職者、予備婦の遺家族の即時採用
ハ、打切補償、廃疾、退職者の家族の即時採用

○入替採用について
停年間近なもの及び病弱者の家族にして、次の条
件を満たすものを採用する。
イ、同一世帯内に稼働者なき場合とし、坑内夫採用
規律に適格なる者
ロ、上記適格者なき場合は、必要に応じ適格者たる
女を採用することとができる。

（注）
イ、停年間近かとは、満五二才以上をさす。停年
　間近か者の取扱いは、停年退職扱に準ずる。
ロ、病弱者の退職は、自己都合退職とする。
ハ、入替採用の時期については年二回（原則とし
　て三月、九月とする）但し、今回の実施時期は
　各山毎に行う。

○退職金の臨時措置について
勧告、強制を伴わない自由意志によるものとして、
下記の通り措置する。
募集期間は二ヶ月
1、看護婦、レントゲン技師、保健婦の特殊技能者
を除く。
2、停年前六ヶ月以内の人は除く。
3、退職金の特別措置は、第三案・最低は一〇万円

○停年間近な人の取扱
締切日六ヶ月前以上、三年以内の人、停年退職扱と
する。但し停年迄つとめたものとして計算する。
（第三案と比較し（臨時措置と）有利な方をとると
いうこと）
停年六ヶ月以内は、停年迄勤務したと同じように計
算する。
有給～停年取扱いと、女子結婚については、別途
研究する。

○帰郷旅費
募集締切后、二ヶ月以内に退居するものは支給す
る。

○福利施設の利用
募集締切後二ヶ月間、それ以降は認めない。

○家族手当の取扱
従来通り。

○結婚資金、貸付金の返済～免除しない。
別に資金は認める。退職金控除による年金制につ
いての資格者は認める。

○配置転換
今回の措置に伴う人員の適性配置のため、配置
転換を行うものとし、具体的には各所毎に協議す
る。

○外注請負
前項の措置に伴い、人員配置、調整の必要ある場
合は、その具体的実施につき、各所毎に協議する

以上

九採支部おそう首切りのあらし

賃斗牽制をもネラうか 四月一日発表…

飯野に引続き合理化案の提示を予想されていた九州採炭は、四月一日午后一時若松本社における団交において次のような首切りを中心とする整理案を提示した。

会社提案要旨

一、四月以降賃金支払日の延期について
従来毎月十四日におこなっていた精算日を月末にずらし、これにつれて二十七日の見合払も延期したい。

二、五坑本石層終掘に伴う配転
五月十五日頃には終掘の予定であるから、この在籍九一名を配転したい。
坑内夫は坑内以外には振向けないが、五坑には四〇名しか収容できないので、他は二、三坑に配転したい。

三、坑外臨時夫整理に伴う配転
坑外臨時夫、男六一名、女三六名、計九七名を整理する。このため坑木積、貨車積、スキツプ巻揚、浴場掃除、選炭は請負に出すので、この激務に従事する在籍者四二名、女四名、計四六名の配転に協力されたい。

四、不良鉱員の整理
出勤不良、素行不良、病弱者等の所謂成績不良鉱員一一九名を整理する。職種別には左記の通り。
採炭二六名、其他直接七三名、間接一二名、坑外八名、

五、坑外停年の繰上げ
坑外の停年六〇才を坑内夫並に五五才に繰上げたい。この結果、一九名の勇退を予定している。

六、営繕工事の繰延べ
福利厚生改定にもとづく定期工事を当分の間繰延べ、毎月一五〇万円の営繕工事費を節減したい。

この提案をうけた九採支部では、直ちに反対斗争を組織するため斗争委を開いて、今后の対策と斗争方針を決定することゝしている。

No. 86　情報　九州炭労　1959年4月6日

「賃金・合理化問題を同時に解決し、スト中止ー十一日九州炭労地方委開催」

炭労第二一回臨時大会の決定にもとづいて、一九五九年一月以降の新賃金要求を中心とした全国賃金討論集会、それに基いて第一〇回中央委員会が、具体的な要求を決定し、斗いを開始して五ヶ月、その間総評春斗の中軸として行動したわれわれの斗いも四月六日午前七時三〇分スト中止の発令を行った。決定書その他は別項の通りである。尚、九州炭労は四月十一日中斗をむかえ地方委員会を開催する。

各社、受諾を表明

四月四日、中斗が三井の合理化問題、及び統一賃金問題について了解した後、会社側も三井、宇部を除く十一社は四日午後八時中労委のあっせん案を受諾する態度を表明した。（北炭は既に受諾を決定）

しかし、三井が内部で受諾するかどうかについて検討中であるということだったので、細部交渉はとりやめ、三井、宇部の各社が受諾を決定した後細部交渉に入ることとなった。

五日午後二時五〇分、三井があっせん案を受諾することをきめ、引続いて午後五時、宇部もあっせん案を受諾することになった。

細部交渉難航

午後七時より賃金協定細部交渉についての論議に入った。この交渉の中で、会社は、協定書に前文を設け、あっせん案の趣旨に伴い、①労使協力して生産性を向上させ、その中から賃上の原資を生み出して行くこと。②ベースアップ分は今後固定化（定期昇給的な意味あいのもの）するということを明確にしたいと提案してきた。そのため交渉は難行し、六日の午前〇時四〇分より炭労～野口、古賀、藤山、三菱側代表との間で代表折衝をもち、その中で論議をすゝめることとなった。

会社の主張を撤回させる

午前二時頃までに、協定書に前文は設けず、従前通りとする。三井が一括支払問題をいっていたが、これは撤回する。賃上げ分は全部固定給にくみ入れるといっていたが、これを従前通りにするということで、交渉はかなり進展をみせ、午前二時五〇分に至り、十二社（北炭、宇部を除く）が了解点に達し、引続き北炭が了解点に達した。

午前七時三十分
スト中止を指令

しかるに、宇部のみは会社がの操作引上げ、②保証給を九〇％にする。旨強硬に主張し、このため交渉が難行し、更に執行委員全員が交渉に参加した。

このため午前四時に開催予定の中斗が延期され、全力を宇部の交渉に注ぐことになった。こうして午前七時過ぎまで交渉が続けられ、ようやく午前七時三〇分になり会社も提案を撤回し、午前七時三〇分、ストライキ解除を決定した。

協定書の内容は次の通りである。

協定書

〇〇鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合とは、昭和三四年一月以降同会社の鉱員賃金並に臨時給与に関し、左記の通り協定する。

一、鉱員賃金

1、賃金構成

従前の協定通りとする。

2、労働時間

従前の協定通りとする。

3、基準賃金

(A)　本人給

(イ)　本人給額に一方当り左の平均額を加給する。

坑内夫　二六円九〇銭

坑外成人男子、女子及び十八才未満男子　二三円四〇銭

右金額中坑内夫並に坑外成人男子については六円九〇銭、女子及び十八才未満男子については三円四〇銭を不合理是正のため修正給として充当する。修正給の配分については（各社各山）において協議決定する。

(ロ)　新制中学卒満一八才男子の初任給は、（各社各山）各山従前の協定額とする。

(ハ)　本人給につき、会社、組合双方が組み替えを必要と認めた各山に於ては、組み替えを行う。

(B)　家族手当

額、支給条件、支給範囲とも従前の協定通りとする。

(C)　その他基準賃金に関する諸事項については、従前の協定通りとする。

二、臨時給与

鉱員賃金に準じ、従来の慣行に従い、別途協議決定する。

三、協定期間

昭和三四年一月一日より同年一二月三一日迄とする。

了解事項

昭和三四年一月〇日付〇〇鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合間の協定に関し、左記の通り了解する。

記

情報 No.
九州炭労
年 月 日

一、協定書記の「従前の協定」の解釈は昭和二三年三月協定の議事録抜萃による。

二、協定書記一、1の賃金構成には基準外賃金を含む。

三、協定書記一の2の労働時間には断続業務について従来（各社）各山において協議決定してきた慣行を含む。

四、協定書記一の3(ロ)本人給額には本人給と認められる諸手当を含む。

五、協定書、記一の3(ハ)イの職階給額は修正給を除き、一律職階給とする。

六、協定書記3(ハ)イ第二項の修正給額については労使の協議、全額是認することが不合理とみとめられた場合は減額することができる

七、協定書、記一3(ハ)(ハ)の組替えについては本人給実績財源をもって行う。

八、協定書、記一3については昭和三四年四月一日以降実施するものとし、一～三月の精算は従来の慣行に従い、各社各山で協議決定する。

議事録確認

一、諸休暇の平均賃金の算定、諸休給の取扱、年次有給休暇の資格取得率の算定等の取扱いについては各社各山従前の慣行による。

二、会社の賃金並に同賦金の協議については遅延べる具体的な取扱いは実情に応じ（各社）各山に於て協議決定する

三、生産能率賞与（精勤賞与）、家族手当等、同種手当の取扱いについては従前通りとし、他社と比べて均衡を失する場合は（各社）各山に於て話合いのときめる。

1、引上額の固定給又は諸手当部分の配分については（各社）各山で協議決定する。

2、諸手当の採掘給は（各社）各山の従前通りとする。

3、坑内勤続給（これに類する賃金）及び技能給（これに類する賃金）については（各社）各山の従前通りとする。

覚

今次スト中の取扱いに関し、左記の通り覚書を取交す。

記

高松労組ストライキ続行

電気設備改善、操作改訂など四項目を要求斗争中だった高松労組は解決せず、賃金解決后そのままストライキ続行中である。（くわしくは情報七五号参照）

No.87
情報
九州炭労
1959年4月8日

三鉱連、合理化反対斗争妥結、

七〇日にわたる三井資本の合理化に反対する我々の統一斗争は、三月二三日以降全面無期限ストライキで斗い、炭労の九六スト以上の力強い連帯行動が成功した。しかし乍ら苛酷の状勢の中でついに、四月六日妥結するに至った。以下、三鉱連の協定書である。

協定書

三井鉱山株式会社と全日三井炭鉱労働組合連合会とは昭和三四年一月一六日付会社両連に関する申入れの諸提案に関し、下記の通り協定する。

記

(一)、福利関係

1、既業工事に関する件
既業途中福利施設に関する工事は昭和三三年下期以降当分の間延期する。

2、営繕工事に関する件
社宅その他営繕工事は当分の間、毎月社宅については坪当り三八〇円、その他の福利施設については坪当り二四〇円の枠内に於て実施する。

3、文化、体育、娯楽費に関する件
文化、体育、娯楽費については当分の間、毎期次により算出した会計額の四割に二割増しの金額とする。

在籍者	在籍一人当
(1人~1000人迄)	70円
(1001~5000)	50〃
(5001以上)	30〃

4、鉱業学校に関する件
鉱業学校生徒の新規募集は昭和三四年度以降は中止する。

(二)、人員関係

1、人員の補充については次の場合を除き当分の間補充しない。
(イ)、特殊技能者にして業務上必要なもの
(ロ)、殉職者などの子弟の遺家族の即時採用
(ハ)、打切補償、職傷退職者家族の即時採用

2、入坑採用については停年間近かなもの及び、病弱者にして本人が退職する場合その子弟につき次の規準により行う。
(イ)、同一坑所内に縁故者のない場合は坑内採用規準に適格なものを採用する。
(ロ)、上記適格者なき場合は次第に応じ適格者たる子弟を採用することができる。

了解事項

一、特殊技能者とは、看護婦、保健婦、栄養士、レントゲン技師、鉄道機関士、船長、機関長という。
二、停年間近かなものとは満五三才以上の者という。
三、縁故者とは同一企業坑所内の三井鉱山に在籍するものをいう。
四、停年間近かなもの及び縁故者の退職金の取扱いは従来の取扱いによる。
五、縁故者にして入坑採用を申入れ会社これを受理した後、死亡したものについては本協定の規準により行うものとする。
六、入坑採用については年二回定期的(三月、九月を原則とする)に行う、但し今回の実施時期については山元に於て協議する。

(三)、賃金関係

一、超過労働時間に関する件
超過労働については作業実態に即応して行うよう各所ごとに話合う。

二、三池、美唄の請負給者超過労働賃金支払方式の件。
(イ)、三池については「ダイヤ」変更時差現行方式による。
(ロ)、美唄については採炭量割増との関連に於て賃金協定時に山元にて協議する。
(ハ)、美唄の請負給者の特別利得に関する件
請負条件の実態に即応するよう具体的には山元で協議する。

(四)、社内預金に関する件
預金の期日は昭和三四年一月一日より打切とし、労働基準法第一八条の手続を山元に於て行う。
特別予金の予け入れ高は今後三〇万円を限度とする。

(五)、退職手当の臨時措置に関する件
今回の措置は別途協定要領により行い、昭和三四年六月末日迄に終了するものとする。

(六)、配置転換に関する件
今回の諸施策にともなう人員の適正配置のため配置転換を行うものとし具体的には各所ごとに協議する。

(七)、外注請負作業に関する件
前項の配置転換にともなう人員配置調整の必要ある場合はその具体的実施につき各所ごとに協議する。

昭和三四年四月六日
三井鉱山株式会社
社長 栗木 幹
全日三井炭鉱労働組合連合会
執行委員長 錦山 義之

確認書

三井鉱山株式会社と全国三井炭鉱労働組合連合会とは、昭和三十四年一月十六日付提案に関する下記事項については山元協議することにして提案よりはずすことを確認する。

記

一、始業、終業時刻に関する件（含む美唄四坑関係）
二、出勤対策に関する件
三、配役、職場移動に関する件
四、私名変更に関する件
五、病院、配給所の合理的運営並に水道、電気、燃料等の節約に関する件

昭和三十四年四月六日

三井鉱山株式会社
総務部長
全国三井炭鉱労働組合連合会
事務局長

（別紙）

退職手当の臨時措置要領

今回の措置は勧告、強制を伴わない本人の自由意志によるものとし下記の通りとする。

記

一、期間

本措置は自四月二十五日至六月三十日の退職手当臨時措置期間に退職したもの（死亡者、解雇者を除く）について適用する。但し看護婦、保健婦、栄養士、レントゲン技師、鉄道機関士、船長、機関長は特殊技能者として本措置は行わない。

二、退職手当金

それぞれの該当する退職基準により退職手当に関する協定書に基き計算したる額。

三、特別加給金

退職手当金に次により計算したる額を特に加給する。

A、勤続実年数三年未満の者　平均賃金　九〇日分
B　〃　五年　〃　一二〇〃
C　〃　一〇年　〃　一五〇〃
D　〃　一〇年以上の者　〃　一八〇〃

四、二の退職手当金と三の特別加給金との合計額が十万円に達しなかった場合は、十万円まで保障する。

五、停年間近な者の特別措置

イ、実施期間〆切時において停年前六ケ月以上三年以内の者の退職手当金は停年退職扱いとし、その勤続年数は停年まで勤務したものとみなし、その残期間を実年数により通算支給する。

但し上記の取扱いと三の特別加給金による場合と比較して高額の方を支給する。

(ロ) 停年前六ケ月以内の退職者は特別加給金を支給せず停年扱いとして退職手当金を支給する。

六、その他

(イ)、年次有給休暇残日数の取扱い

今次退職手当臨時措置により退職するものについては残日数については、別途精算する。

(ロ) 帰郷旅費

〆切後二ケ月以内に帰郷する者に対し、帰郷旅費規程に準じ旅費を支給する。

(ハ) 入職採用により退職する者には、本措置を適用しない。

スト中止指令（五四号）各地方へオルグ派遣

中央本部は賃斗、合理化反対斗争の妥結に伴い、中斗指令オ五四号でスト中止を指令し、十一日に各地方本部に対して代表闘争指示、オルグを派遣することになった。九州炭労ではこのため十一日地方委員会を九全労で開く。尚オルグは野口、佐々木、諫山中斗がくることになっている。

炭労中斗発オ五四号
一九五九年四月六日

ストライキ解除指令

三十四年度賃金斗争並に三井企業整備反対斗争をかちとるため各々は三月二十三日以降、無期限ストライキをもって斗いを進めてきた。

三井企業整備については、四月四日了解点に達し第十二回中央斗争委員会（四月五日）はこれを確認、賃金については四月四日午後九時に至り十二社が、四月五日午前二時五十分に三井、同日午前五時には宇部興産が中山あっせん案を受諾するに至った。その後直ちに細部交渉に移り四月六日午前七時二十分宇部興産を最後に全十四社が了解点に達した。第十三回中央斗争委員会（四月六日）はこれを確認、午前七時三十分ストライキの中止を決定した。

よって各支部は直ちにストライキを中止し就労せよ
右指令する。

以上

「オルグ」　十一日地方委員会
九州～野口、佐々木、諫山、　北海道～原、石塚、直江
山口～杉山　常盤～岡、渡辺（家）
十三日以降地方選挙オルグ（十三日～二十三日まで）
九州～野口、諫山、土屋、木下、直江、　北海道～石塚、佐々木、渡辺（政）相沢、浦岡、東海林、岡原、野宮、古賀、高垣は必要に応じてオルグとなる。

No. 88　情報　九州炭労　1956年 4月8日

XXXXXXX

高松 山元要求で再びストに突入

七日了解点に達し調印

高松労組の山元斗争（電気設備改善・操作改訂など四項目）は七日妥結にいたり、八日一番方より就労した。既報のように春斗ストにさきがけて三月一六日二四時間ストさらに一八日からは四八時間ストに突入したが解決までにいたらず、統一ストの解決後直ちに引つづいてストを行うことをきめ、実力行使を行つていたものである。

XXXXXXX

代表交渉に切かえ

五日午后九時四五分団交を中断したが、何ら進展せず。六日午后より七日にかけて代表交渉を行つた結果了解点に達した。

妥結内容

一、電気設備改善

イ、電気施設の改善に伴い各戸にメーター及びコンセントを取付ける。希望によりラジオ・テレビ用にコンセント一ケを別に取付ける。

ロ、工事の期間は二ケ年を目途とし工事開始時期は昭和三四年上期よりとする。

ハ、電気設備改善に伴い次の通り従量制により料金を徴収する。

使用電力量月五五KWH未満		無料
五五KWH～一一〇KWH	一KWHに付	五円
一一〇KWHを超過するもの	〃	七円

二、一坑検炭基準・採盤坑据直操作

イ、一坑前積硬子の基準を二%引下げる。

ロ、採盤坑据直操作は一七・三〇（現行一八・八六）とする。

三、三鉱区かけ払操作

下層基準	一・六二八六トン	
上　〃	一・四一八　〃	
上下層〃	一・五二三　〃	（従来一・六五六トン）

九全労。諸要求でストを指令

九全労は三月一二日、給食・奨学生費・広畑居住区の共約要求を提出し、団体交渉を進めていたが会社は「炭界の現況と会社経理の面から切下げ案で要求に対抗」してきた。このため九全労では四月八日正午を期限とする回答を要求し、もし回答が不満な場合は

① 四月一〇日以降全山一斉無期限一時間五〇分の時限ストライキ。

② 同時に全山一斉に無期限定時入昇坑・一斉休けいを行ない。

③ 一五日全山一斉にケッキ大会を開催する。

ことをきめ指令を発した。

安保条約改訂を阻止しよう！

四・一五の職場大会を成功させよう

一九五一年九月吉田内閣によつて締結された「日米安全保障条約」は現在の岸内閣に至つて、日本に「自主性の幻想」を持たせ「双務的」責任を持たせることによつて「祖国防衛」即ち米国を守るため、台湾・韓国・フィリッピン・中東に自衛隊を海外派兵して米国の指揮下に入れようとする改訂を行おうとしている。すでに藤山外相は四月中にこの安保条約改訂に調印する方針を明らかにしている。現在迄に改訂内容に対する自民党内部の意見は必ずしも一致していないが、対米交渉は最終段階にきておりそれをおおいかくそうとする皇太子の結婚・国会閉会の時期等を考慮すれば四月は正に「危機」である。三月二六日東京で総評を中心に「安保条約改訂阻止国民会議」が結成され、四月一五日全国一斉に「安保改訂に抗議する職場集会」を組織し、大鉄槌を加えることを決定した。

改訂の主目標は

一口で言えばアジヤの民族運動、社会主義国との対決で劣勢に追い込まれた米国の立場を挽回する以外の何ものでもない。

インドネシヤ・イラク、レバノン等アジヤ・アフリカにおける米国の斜陽ぶりはおうべくもなく、一方、ソ・中を中心とする社会主義国各国の建設は順調に進みこれと併行して軍事力の充実、アジヤ・アラブ民族とのていけいという政治的優位などは、米国を政治的軍事的劣勢に追こみ帝国主義の戦争拡大の企図をたびたびくいとめた。

イ、ICBMの出現によつて米国の軍事的劣勢が世界中にあきらかとなつた。

うらへつづく

⑵　台湾海峡でも米国のハッタリは成功せず、ハリコの虎ぶりをバクロした。

⑶　昨年のシリヤの問題でも米国は同様の醜態をさらした。

要するに基本的な力の劣勢の下では、局地紛争からも手を引かざるを得ない。

また、台湾では反米・反蒋の気運がたかまり、商社の襲撃も続いている。韓国でも李承晩・米国に対する批判が高まっている。

以上のような八方ブサガリに直面し、米国は今迄の政策を補強するために、日本の武力を増強し、今までより積極的な役割を果させようとしている。即ち

⑴、台湾・朝鮮における反米運動をおさえる役割、即ち二つの中国を維持し、反共軍事体制を維持する役割り。

⑵、アジアの民族運動をおさえる憲兵の役割り。

⑶、中国と敵対し中国との紛争を肩代りすること

⑷、全面戦争の場合の攻撃基地の役割り。

などであり、そしてこの目的のために、表面的には日本の自主性を増すようなゼスチェアーをしたり、東南アジヤの植民地利潤の一部を日本にわけるという譲歩の態度を受諾し、その代償として日本に限定戦争の準備をさせようとしている。米国はアジヤ人の中から有力な助手をつくり、米国の代りにオ一線に立て、アジヤ人同志斗わせようとしているのである。

われわれは廃棄まで追い込む力をもっている

彼等の「力の政策」の信奉者達の動きは決して彼等の強さからではなくて弱さから出ている。彼等は世界的な見地からは劣勢となり孤立している。平和共存のみが唯一の現実的な政策であることを各国の多数国民が気づき好戦的政策に反対している。このような情況下では平和を守る努力が警戒を怠らぬ限り、平和を守り抜くことは可能である。シリヤ、台湾海峡の例がそれを示している。

日本の場合、日本が海外派兵、軍事同盟、中国敵視の政策を続けるならば、それはアジヤ諸国の反撃と、中・ソの強力な反撃をよび起すことは必至であり、この事は財界、一般資本家にも気づかれて来ている。

国内だけをみても軍国主義者の計画が進み得るのは、彼等の意図の全体が国民に知られない限りにおいてであり、彼等の意図が国民にわかったら、彼等は完全に孤立し行きつまるであろう。最近の警職法斗争はこのことを示している。資本家・自民党の一部にも現在の政策に対する批判や動揺がでているのは偶然ではない。

判決を守り更に斗いを進めよう

去月三〇日東京地裁は高まりつゝある平和努力に支えられて、砂川被告全員に無罪の判決を下した。この事は、安保条約締結以来つゞけられてきた民族の独立と平和を守る斗いの成果である。政府、資本家の守り手として彼等が信頼してきた、支配機構の中からもこのような意見がでたことは、自から憲法をふみにじり国民をだましてきたことをバクロし、安保条約は憲法に違反する売国条約であることを明らかにしたものである。彼等は最高裁に最後の望みをかけ、アメリカに忠誠を誓いなおすなど、「大さわぎ」を演じ、追いつめられた者のみにくい姿を如何なく国民の前にさらけ出した。

我々は警職法で先ず一撃を加え、高まりつゝある反動政府に対し、最後の鉄槌を加えるべく、労働者階級を中心とする平和と民主主義を守る斗いを更に強め、反動政府を転換させなければならない。

以　上

No. 90 **情報** 九州炭労 1959年 4月20日

共同・山口支部の賃斗長期化か！

賃斗以前の企業基盤の不安定を強調

四月十三日からの一斉四十八時間ストに入った中労共各支部の斗争は、早良の妥決をサキガケに九州、新屋敷が妥結、第二波四十八時間ストをへて第三波四月二〇日以降の無期ストを前にして立川も解決、共同山口の両支部の斗争を残すのみとなった。

立川

四月二十日午前八時解決、直ちにスト中止した。

解決内容

イ金額　成人男子　二六円
　　　　保護鉱員　二一円二〇銭
ロ昇正給は別途協議
ハ一～四月は遡及計算
ニ其他基準内賃金については大手決定書通り
ホ基準外賃金の要求は一應撤回し、大手の決定をまって要求する
ヘ鉱務手当については大手を含む佐賀県で決定したものを適用する。

山口

ゼロ回答のまゝ、交渉はおこなわれていない。同社ではかねて別府の現有炭量の終掘をひかえて、三菱古賀山鉱区の譲渡をもとめて交渉していたがこの交渉が停滞しているため、最悪の場合、別府の閉山を覚悟せねばならず、高率の別府が閉山となれば小武鉱業所の操業継続には多大の困難が伴うので山口鉱業全体の企業基盤の方針を何うするかという根本問題の目処をつけかねておりこの問題の見通しがたゝぬ状態では賃上どころではないとしている。しかも鉱業界の問題は早急には結論の見出せぬ問題であり当面起っている賃斗の收拾をどうするかについて会社幹部の決意をうながしているが争議の長期化はさけがたいようである。

共同

日吉支部が第一波四八ストから脱落する事態をひきおこしたが、同社では昨冬、採炭現場の荒廃化から一部の坑口を閉鎖し希望退職による人員整理を行なったが累増する赤字、炭価の低落、コスト高から人員整理の再建案も効を奏さず、本年度頃には不渡手形を出しかねない危機にあり賃上げに応ずる力なしといっている。日吉支部ではこの会社側の説明をきき、不渡手形、休山の事態を招いては元も子もないとの考えから斗争委員が動揺、ストを回避したが、堀江、高瀬、炭野の説得によって第二波からストに入っているが、このストについても二三八票の賛成に対し五三票の大量反対があるので周囲から理解のある支援が必要である。然し組合側では昨冬の人員整理を中心とする合理化策をのむに当って労働条件は引下げないとの約束をとっており他社並の賃上げに応じない事は約束に対する会社側の背信と強く反撥しているが、争議はようやく長期化の様相を濃くしている。

土屋、四年まえと同じ謀略をはかる

印刷所に動員かけ証拠品押收

四年前の福岡県知事選挙において、何者かが土屋候補（自民）事務所に爆発物を投込み対立候補のう崎氏をヒボーし民主陣営をののしるビラが、期を同じくして県下一円に配布された。これによって県下有権者の動揺を狙った事件があった。

いままた自民党側はこのことをくり返そうとした。四月一八、一九日福岡を遠く離れた佐賀県武雄市において、う崎氏を攻撃するビラがひそかに印刷されていた。これを知った炭労は直ちに、杵島支部より動員を行うと共に、警察を同行し証拠のゲラ刷りを押收した。

う崎ヒボウのビラ、武雄でこっそり印刷

四月一八、一九の両日にかけて、佐賀県武雄市新盛印刷所で、う崎県知事候補をヒボウする悪質なビラが印刷されていることを、印刷所工員某氏から連絡があった。

九州炭労は直ちに武雄市に杵島労組員五〇名を動員すると共に、九州委員長が武雄署に連絡をとり捜査したが、土屋側はわれわれの動きを察知したのか六〇万枚中二〇万枚刷上っていたのを焼却してしまった。が、そのうちゲラ刷りが発見された。

土屋側、あわてて焼却

この事件での武雄署の態度は全く不可解なものであった。当初われわれより調査を依頼したところ、書類なしを理由に捜査を拒否した。このため福岡県警本部に連絡をとるなど強硬な態度をとり、警察官を派遣したときは、証拠品二〇万枚はすでに焼却されたあとであった。

不當な警察のうごき

機動力を誇る警察は、このような行動をとり、ことさ

らに経済インメツの時間を与えるなど不審な点が多く各民主団体から強いヒナンをうけているが、当然のことである。

われ／＼は四年前の知事選挙で、何者かゞ土屋候補の事務所に爆弾をなげつけたと同時に、県下一円にわたりその事件を報道するビラが配布されたことを忘れることは出来ない。謀略と警察権力をたのみとする土屋の悪質な行為が多い今回は防止出来たが、いよ／＼県選の追込みになつて彼等がどんな動きをするかわからない。強い警戒を断おこたつてはならない。

発見され、押収されたゲラ刷りの内容

◎ う崎知事候補悪事発覚、◎ 検察当局捜査開始

汚職追放を叫び、清潔な政治を呼ごうするう崎候補は中小企業を喰取り、トラック事件で巨額の私利を浴びに共産党と手を握り、社会党左派、総評、日教組と共謀して悪質、インケンなる公金横領をなし県民並に勤労者の血と汗の金員を不正消費していることが発覚し、公務に対する冒涜と背信行為が相反している事実に心ある有権者勤労者はいづれもこの裏切り行為にフンガイしている。

◎ 総評、日教組と共謀、公金一、二〇〇万円を横領

三万人の教職員互助会の公金一、二〇〇万円を福教組幹部を通じて浮貸し、これを横領してリコール運動費用並に、う崎知事候補の選挙費用に消費した事実が発覚した。

◎ 農林省公金一〇〇万円を知事選費用に横領

うざき候補は二二年四月知事選挙の時、農林省、福岡統計調査事務所長安武カズ雄と共謀し、自分が知事になつたら安武を副知事に任用すると甘言を用いて農林省の公金一〇〇万円を持ち出させ知事選費用に流用した事実が最近発覚し、検察当局は活動を開始しているので悪質な汚職として、う崎候補及その一味は近く警察に捕えられるもようである。

◎ う崎候補、県金庫銀行より二〇〇万円を収受

う崎は県金庫銀行を恐迫、知事選費用に二〇〇万円を収受した外、同相互銀行より一〇〇万円、某電力より一〇〇万円、某炭鉱会社より一〇〇万円と、大衆の汗と油の上になりたつ独占金融資本から援助をうけた事実が摘発された

以上

県政情報

No.28

開票立会の準備を早く!!

知事選挙はすでに終盤戦に入り、各地で熱心な運動で、最後の追いこみに入っていますが、前回の無効票十万がほとんど、う術候補に関連して（鴨崎、鶴崎、うさぎ等）いたことの痛い教訓を忘れないように、各地で二十日五時までに、立会人を厳選して届出なければなりません。なお開票区の数は次の通りであります。

開票区

市郡別	所
福岡	10
久留米	6
門司	3
小倉	6
若松	4
大牟田	5
八幡	9
戸畑	4
直方	3
飯塚	2
田川	5
柳川	1
山田	1
甘木	1
八女	1
筑後	1
大川	2
行橋	1
豊前	1
中間	1
計	66
筑紫	5
早良	2
糟屋	10
宗像	5
遠賀	4
鞍手	4
嘉穂	11
朝倉	6
糸島	6
浮羽	3
三井	5
三潴	4
八女	6
山門	4
三池	9
田川	4
京都	5
築上	2
計	95
合計	161

知事は黒字で先　県議は赤字であと

きたる二十三日の選挙日の用紙および投票の順序は、知事が黒字の用紙で、県議が赤字、順序は、先に知事を投票して、その次に県議となっているので念のためお知らせします。

汚職に対する農民のいかり　個人演説会は一パイ（築上地区）

築上地区からの通知によると、県政誌で、知事の汚職問題、一億円流用事件、松崎団地事件、エンピツ事件等を具体的に説明し追求すると、純農村保守地盤でも、はげしい拍手と野次がとび、個人演説会は満員であり、農民の汚職への憤まんは高い。とくに児童をくいものにしたエンピツ事件には各地区で大要が報告されているようであり、清潔な明るい県政を望む声は高まっている。

空白地帯多し　各新聞社の予想は五分五分

福岡に於て各地区の状況を調査した在福各新聞社の政治部記者より聴取した結果によれば左の通りです。

一、まだ正確なことはいえないが、五分五分という見方が多く、一部四五分（革新）六五分（保守）という見方がある。結局あと十日間で、勝負が決するということである。

一、各地の状況、とくに農村地帯の状況は、保守は旧地盤だから心配なしとして、都市部に力を注ぎ、革新は旧どうせ旧の部落は駄目だと放置しているところが多く、どちらも入らない空白地帯が多い。しかし農村地帯は汚職を憎しむ空気が強いので、革新が勇敢に宣伝を強めれば、逆転するとの汚職追求の力量いかんと見られている。

土けって　うさぎとび出す御代の春　（昭三四）

県政情報

No.29

利権とむすびつく保守派の選挙
桜町病院も昨年売渡先を内定？

数々の汚職事件で、ドロ沼のような腐敗ぶりをバクロした土屋県政は、今回の選挙でも、相変らず不明朗な秘密県政ぶりを発揮し、すべての県村政を私物化して、県民をぐろうしているが、最近明らかになったところによると、〇月県会で廃止か否かで、最終日まで大もめとなった桜町病院は、あらゆる工作で、ついに保守系会派により七月廃止されることになって、衛生行政の後退をなげかれているが、すでに昨年十二月一応県与党のあいだで廃止を決め、これを知事選挙の有利に利用せんとして、県内若緑会の数名の幹部に、同会に譲り渡すことを約束したことが判明した。

土建業者に大めいわく、保守一軒六〇〇票のわりあて

保守派は県営をすべて私用化し、県民の批判の声は高まっているが、最近の情報によると、昨年末県は福岡市S料亭で、土建業者の代表に知事は、二階堂幹部吉田氏を通じて票のとりまとめを依頼し、県に関係ある業者一人六〇〇の票ずつを割当て、その方法としては、あいさつ状の八がきに、あて名を記入して、本部に提出して確認する方法をとり、県の仕事をもらわねばならない業者としては、考えたくはなし、背かねばならないと大めいわく。

汚職した県の三悪人
残る一人の運命も旦夕

その年四月土屋知事が誕生、その後、小林議長、山本副知事が生れて、福岡市政は羽鳥がこれをうけつぐか、たかが昭三〇年年末、当時県庁では「小林知事、山本副知事、土屋総務部長」とウワサされ、土屋知事の無罪はかられていたが、山本副知事は汚職で三拝賣を買って辞めたが、土屋の骨を拾わないのみかえぬいのこして、選挙があるというのに、汚職の阿部向井共上、鈴馬、焚輪を県外まで歩きまわる始末、小林議長は衛東にしたがって議長をやめ、参議院選に出たが、汚職が返花これて、小林後援会の汁のまえに倒れ、残るはわずか当の責任者土屋香鹿一人となったが、すでに自民党内部でも、応援が弱く、デマと利権とで最後のあがきをしている。

自民党も入れない汚職知事

昨年十一月ごろ、知事問題で自民党が汚職とからんで決しかねていたころ、土屋氏は「自民党に入党して知事に出馬したい」と記者会見で発表した。

しかし、土屋の汚職が、直接党に影響することを、おそれた自民党は、公認とせず、すいせんでお茶をにごした。各地の県議選でも、ほとんど汚職事件の影響をおそれ、「土屋」の名を言ってない。福岡市西新町の某市議候補も、党の応援はほしいが「土屋はやれない」と率直に言っている。

商工会議所の政治介入は不可
通産局の警告出るか？

十五日小倉支部よりの連絡によれば、小倉の土屋知事応援のメンバーに、自民党支部、愛市連盟、中政連等がならんでいるが、そのなかに商工会議所が入っていることが明らかとなり、問題となっている。

福岡通産局商工課の説明によると、商工会議所は、商工会議所法第四条三項により「特定の政党のために利用してはならない」と明記されているので、もしそのまま、つづければ、監督官庁である通産大臣より警告され、法による恩典がなくなるといっている。なお、小倉については、さっそく県の商工会議所連合会を通じ調査警告された。

No. 92
情報
九州炭労
1959年 4月28日

知事選・福岡で勝利！

全民主勢力統一の成果：この勝利を更に参院へ！

去る四月二三日行われた統一地方選挙は保守対革新のきびしい斗いが続けられ、炭鉱地、東京、北海道、大阪では惜しくも惨敗に終ったが、福岡に於ては、二四万八千票を引きはなし圧倒的勝利を示した。これは一昨年の勤評事件に対して行ったリコール斗争の成果を今回の選挙斗争の中で充分生かして発展させ、更に革新政党を中心とする全民主勢力が統一して果敢な斗いをくりひろげた成果である。炭労関係の県議選に於ては、惜しくも山田地区に於てわずかの差で破れたが、この地方選の勝利を更に参議選へと頑張らねばならない。

知事選結果

当選 鵜崎多一 九五八、一三一（七〇六、六〇三票）
土屋香鹿 七一〇、三一七（七五二、六〇〇）
河野孔明 二一、七一二

県議選結果

福岡市・早良郡（定一二）
当選 井上吉左衛門（自）二四、七七六
〃 秋　武彦（社）二三、九一三
〃 鬼木勝利（無）一六、八二一
〃 江口利雄（自）一四、七五五
〃 金子久政（炭）一三、八八八
〃 豊田猪之助（社）一三、五四三
〃 三笘数実（自）一三、二九九
〃 牛尾洋太郎（〃）一三、二三五
〃 楢香義助（社）一二、八九四
〃 武藤栄吉（ム）一二、一六八
〃 深沢　充（自）一二、〇七五
〃 野田寛造（ム）一一、七三七
内丸恭一（社）一一、五二三
平敷清蔵（ム）九、九一九
村山助雄（〃）九、二〇五
高倉金一郎（炭）八、八九二
野口虎雄（共）七、二一七
越智義雄（ム）四、九一七
上野長吉（〃）三、五三八

大牟田市・三池郡（定五）
当選 河川　守（社）一九、四三二（炭労）
〃 平木錦治（自）一八、六三八
〃 小宮市太郎（社）一八、一八〇
〃 古賀　潤（自）一七、五三三
川口六平（社）一三、〇八二
井上半吾（自）一〇、七四一
国崎茂之（共）二、三六五

田川市（定二）
当選 田中政志（社）一五、七五二（炭労）
当選 高村正三（社）一五、七二六
山田幸四郎（自）一四、一七二

山田市（定一）
当選 橋本稲枝（ム）八、七七六
山中巌雄（社）八、六三一（炭労）
今田花吉（ム）二九一

粕屋郡（定三）
当選 一木松実（社）一九、一八九（炭労）
〃 合屋重義（炭）一四、七三四
〃 上野　生（自）一三、五八四
船越正巳（無）一三、五七七

鞍手郡（定三）
当選 高口　喜（社）一六、一八九（炭労）
〃 森　武雄（自）一五、三九〇
〃 野田高雄（無）九、七五五（炭労）
粟田弥盛（ム）九、七二五

田川郡（定四）
当選 土井秀信（社）一七、五一六
〃 辰馬芳春（〃）一四、三四四（炭労）
〃 秋元友治（自）一三、五〇二
〃 菊地　勇（社）一二、二二一
巳澤俊　実（〃）一一、四四六

嘉穂郡（定五）
当選 井上行光（社）二一、八二五（炭労）
〃 野見山清造（自）二〇、八五九
〃 金丸富政（社）一八、三一四
〃 宮崎太郎（〃）一五、七七七
〃 永露政夫（自）一三、三七七
梶本吾之助（無）一二、〇五八

尚・福岡県無投票にて
遠賀郡・吉村義雄（社）当選（炭労）

（うらへつづく）

No.
情報
九州炭労
1959年 4月25日

佐賀県得票数

多久市（定二）

当選	今村益雄	（社）	七、一四六（炭労）
〃	西山徳四郎	（自）	六、四二一
	長尾秀雄	（ム）	六、〇三五

東松浦郡（定五）

当選	田久保与一郎	（社）	九、七九八
〃	石井一	（農）	九、三〇二
〃	富田秀之	（自）	八、八八四
〃	加茂茂八郎	（〃）	七、一九四
〃	畑陸芳雄	（社）	六、三七七（炭労）
	草野日出太郎	（自）	六、〇九六
	鶴原正之	（〃）	四、四九三

杵島郡（定三）

当選	米満新之助	（社）	八、八二三
〃	川崎武夫	（農）	八、二七二
〃	[illegible]杵万四郎	（社）	七、五〇一（炭労）
〃	所田守男	（自）	六、三五二
〃	中島秀雄	（〃）	六、二八三
	坂井靖弘	（〃）	六、〇三九
	山崎一夫	（〃）	五、一三三
	岩永磨太郎	（〃）	三、二〇四
	三宅秀夫	（共）	六六九

長崎県得票数

西彼杵郡（定八）

当選	中村頼二	（自）	一三、二三八
〃	久保猪義	（社）	一三、〇〇六（炭労）
〃	村田俊之進	（国）	一一、八〇一
〃	川原一男	（ム）	一一、一八九
〃	木村勝治	（自）	九、八二一
〃	岡田柔一	（〃）	九、一九〇
〃	桑原信一	（〃）	九、一〇九
〃	永尾浩	（社）	八、二八九（端島）
	中村新男	（ム）	八、一一三
	森山武雄	（〃）	四、二七〇

北松浦郡（定五）

当選	松田九郎	（国）	一三、〇二〇
〃	豊島鶴治	（ム）	一一、四一八
〃	田浦惣蔵	（自）	一〇、四五五
〃	石井八郎	（社）	一〇、一四八
〃	武広茂	（〃）	九、二九五（炭労）
	川端忠恭	（〃）	九、〇〇七
	木寺右兵衛	（ム）	五、六一三
	内山隆二	（〃）	四、〇八九

熊本県得票数

荒尾市（定二）

当選	酒井善鶴	（社）	一一、四八〇（炭労）
〃	錦山貢	（自）	七、一三七
	荒井	（〃）	六、八三一
	荒木若雄	（ム）	六、〇〇四

福岡県議会に於ける党派別数（）は前

党派		計	新	前	元
自民		31(30)	7	24	0
社会		33(24)	11	20	2
共産		0(0)	0	0	0
諸派		4(8)	0	4	0
無所属		18(17)	7	1	1
内訳	保守	11(12)	2	9	0
	革新	2(3)	2	0	0
	その他	5(2)	3	1	1
合計		86(79)	25	58	3

古賀山支部

山元斗争で27日時限スト
28、29日四八時間ストに突入

（詳細は追って知らせます）

No.93
情報
九州炭労
1959年4月28日

三池支部

遠藤氏の解雇撤回でスト指令

……職斗弾圧不当解雇反対斗争……

三月の企業合理化反対斗争中が、賃労の統一斗争として、賃金斗争と統一して斗われているさなか、三月五日に、会社より三池支部に対して三川坑本所下西方坑職場分会長遠藤長市氏を解雇したいとの申入れがあった。（三月二〇日、情報七七号参照）

これに対して、三池支部は、「遠藤氏の解雇は、会社が職場斗争をつぶし、職場の秩序を確立して合理化体制に応ずる職場をつくろうとするものであり、これは日本独占資本の政策だ」ということで強力に反対をしてきた。

しかし、会社は三池支部の理の通った抗議に耳をかそうとせず、遂に四月一六日、一方的に遠藤長市氏個人宛に解雇通知を発した。三池支部は、直ちに既定方針通り解雇通知を会社に返上し、遠藤氏の強行入坑を指令すると共に四月二五日に圧倒的多数でスト权を確立し、四月二八日～入昇坑時又は休憩時間の抗議大会、五月二日～一時間五〇分の時限スト、五月八日～二四時間ストライキを指令した。

同志に守られ強行入坑

現在、遠藤氏は三池支部の指令により、毎日職場の同志にまもられ会社の妨害をはねのけながら元気に入坑している。

組合員も今度の首切りが遠藤氏個人への問題でなく、職場活動家をしめ出すことにより、職場斗争をつぶし合理化に応じた職場秩序を確立しようとする独占資本の政策であることを知っている。そしてそのことは、岸政府と自民党が行なおうとしている安保条約改定という政治的動きと密接な関連があることも知覚され、組合員の意識も高まってきている。

三池支部では、合理化斗争はこれからだという空気が強い。

会社オドカシの申入れ

こういう中で、四月一八日には、会社から「……く の如き（強行入坑をさす）遠藤氏の違法行為に対しては、本人は勿論、これを指令され援助としてもその責任を免れないことになりますので、速やかに右指令を撤回し、同氏の不法なる行為を中止せしめられるよう厳重警告致します」という恫喝的な申入れを三池支部に行ってきた。

組合、会社の不当性追及

これに対して三池支部は「……組合の基本方針はごうも変らないことを、これを機会にはっきりと伝えておきます。尚、本件の内容はもちろんのこと、その原因されていることについても、我々は数回にわたる抗議で十分な討議の結果、完全なる意志の統一を行っており、本件が組合活動の一方的弾圧であり、活動家の弾圧だという立場から全く承服し難くあくまで撤回されるまで斗い抜くという方針の決定を行っていることも既に御承知だと思いますが附言をしておきます。

……「解雇通告」そのものがあまりにも一方的なものであり極めて不当性のあるものという組合の主張を無視して解雇を強行しようとするところに重要なる原因がある事を除外されているようであって、この原因を解決することなくして、違法、責任追及云々することは当を得ていないと思います。

次に組合はあくまで本件については「不当な解雇」という理解にたっている以上、労働の基本権を確保する意味においても又、就労の意志表示の立場からも、平常通りの作業に就く事、又就かせることはやむを得ざる手段であって、労使対等の立場からすれば、十分なる理解が得られるものと思います。要は一日も早く四月一六日付解雇通告を撤回される事が先決であると思いますが、それまでは、組合として基本方針に従い全ての行動を実施しますので、四月一八日付申入れの内容について、承服するわけにはまいりません事を御返事申し上げます」という回答を会社に行った。

団体交渉経過

その後、三池支部と会社の間で数次にわたる団交がもたれたが、その内容は次の通りである。

三月五日　会社から正式文書（三日付）で解雇提議申入れ

三月六日　第一回団交　会社側から提案説明があり、組合は大綱的に反論した。

三月一八日　第二回団交　組合は、会社提案にたいする具体的反論を行い不当性を追及した。

三月二二日　第三回団交　会社側から原因、理由の如何を問わず職場のすわりこみは絶対不当という主張がくり返され、単異認定が述べられたが、

三月二五日　第四回団交　組合は、労働条件を職場斗争で解決している職場実態から、斗争はどうしても起りうるし、今会長の責任からも個人追及は不当であるとさらに「解雇」の不当性を追及。しかし会社は日本までに解雇を撤回出来ないと申し入れた。

情報

No.23

九州炭労

年　月　日

三月二七日　事務折衝　組合から一方的な提訴打切りについて抗議し反対申入れを行った。

三月二九日　才五回団交　組合は今後の労資関係に重大な影響がある事件なので、さらに十分協議すべきであり、とくに遠藤氏個人の行動でなく、組合活動の一環であることを申入れたが、会社の一方的な提訴続行拒否により団交決裂

四月一日　本社で大衆抗議集会を開催、会社に交渉続行を約束させた。

四月一二日　中央委員会「組織の全力をあげて斗う」方針を満場一致で確認。

四月一四日　才六回団交　交渉進展せず決裂。

四月一五日　組合に対して所長より遠藤分会長「解雇」をあらためて通告された。

四月一六日　本人に対して「解雇通知書」が送達された「解雇通知書」を直ちに返送、同時に遠藤分会長の就労についての「不当解雇反対斗争に関する指示」を発した。

四月一八日　会社側から指示に基く遠藤分会長の就労を違法行為として文書による「就労中止」と「指示撤回」の申入れがなされた。

四月二〇日　中央委員会「解雇撤回」まで斗う方針を満場一致で決定。

四月二一日　会社申入れ（一八日付）にたいする組合からの書面を送附。

統一斗争・大衆斗争の方針出る!!

一方、三池支部では四月二〇日、斗争委員会で次の通りの方針をきめ四月二五日にはスト権集約を行うことを決定した。

イ、基本的な斗争態勢

本斗争が組合活動に対する露骨な弾圧であることの本質をはっきり知る以上、まさに非妥協の斗いであることを全組織をあげて認識するのであるが、その目的を完遂するためには、あえて会社側および日経連などの企図を軽視せず、性急な短期決戦を排して長期に構えねばならずあらゆる戦術をもって斗い抜くことを三池自体が決意し、しかも本斗争の階級的な意義を正しく把握した統一斗争の展開に全力をあげる。したがって三鉱連、炭労の正式機関に報告し、統一斗争の推進を図る。

しかし、三池自体の決意と熱意が何よりも強固であることが絶対条件であることから、四月二五日ごろのスト権の無記名投票集約後、早急に才一波実力行使を三池自体で強行し、本格斗争のスタートをきり不退転の決意を内外に表明する（才二波以降はその後の諸情勢を分析のうえで戦術効果を考慮しつつその推移をみて実施する）そのための組織の内外にわたり徹底的な大衆討議を展開する。

ロ、具体的な措置

才一、救援運動を確立し、三池労組内部での救済措置を実施し、さらに対外的にも三鉱連本部、元、北各山および炭労本部、中下各山にオルグを派遣してこの斗いの実状を伝達し、五月中旬の三鉱連大会ならびに六月の炭労大会で統一斗争態勢の確立を図るよう努める。

才二、統一斗争につつまれた三池の指定をあくまで推進する態勢を堅持しつつ、一方では「解雇」は「不当」であるという立場をつよく表明するため諫山、佐伯両弁護士を弁護団に選び「解雇無効の仮処分」を申請する。

才三、係争中、退職の場合は、本人を三川支部に配置する。分会長の役職はとくに継続させる。

才四、本人にたいする救済規程の適用についてはつぎのとおりとする。

イ、遠藤氏は組合活動の結果としての犠牲をうけている。よって規程才二条および才四条才二項（組合運動の犠牲救済と犠牲の中の被解雇の項）を適用する。

ロ、不当な解雇通知がなされているが、当面は才六条才一項（係争中の給与補償と裁判に要する費用を組合が負担すること）を適用する。

ハ、本件は、炭労救済規程才二条才六項（組合運動に起因する解雇又は懲戒）に該当し、才八条（解雇復帰に要する費用の負担、解雇復帰までの給与の支給休業補償など）を適用されるものと考えるので、炭労救済委員会に申請する。

会社、遠藤氏の立入禁止を申請

会社はこのような三池支部の斗争体制確立に対して、四月二〇日、福岡地裁大牟田支部に遠藤氏の三池鉱業所内への立入禁止仮処分を申請した。

これについては、四月二三日、裁判所に於て諫山弁護人と裁判官の間で口頭弁論を開くか審訊を行うか、どの裁判所でやるか、ということで意見が対立し、遂に弁護団より裁判官の忌避を申立てた。

圧倒的多数でスト権確立

四月二五日の無記名投票では、圧倒的多数によりスト権集約を行った。

投票結果は次の通りである。

支部	社籍者数	投票数	賛成	反対	白紙	無効
宮ノ浦	三、五一七	三、八九四	三、一一五	七四五	二四	一〇
四山	二、八九三	二、三七七	一、九二二	四三一	一九	五
三川	五、二三四	四、三七一	三、六一九	七一〇	三一	一一
本所	二、〇九八	一、九四九	一、七〇二	二〇〇	三〇	一七
港務	一、三七三	一、二八七	一、〇〇五	二四一	三八	三
製作	一、四七九	一、三一三	一、〇一〇	二七七	一八	八
合計	一六、五九四	一四、〇九一	一一、三八三	二、四九四	一五〇	六四

実力行使指令出る

四月二七日、三池支部では、以上のスト権確立にもとずいて不当解雇反対実力行使を決定し、左記のような指令を出し、実力で不当首切りと対決し、三井鉱山合理化の企みをうちくだく体制を確立した。

不当解雇反対実力行使に関する指令

不当解雇反対のための才一次行動として次の通り指令する。

一、指定・期間及び日時

一、指揮　本店闘争指揮団

二、規模及び日時

四月二八日　入昇坑時、もしくは休憩時間を利用して職場大会を開き、会社に抗議せよ。

五月　二日　一時間五〇分の時限ストライキを行え。

五月八日　各々二四時間ストライキを行え。

二、保安要員は、各支部毎に協議せよ。

三、第二次行動以降は追って指令する。

四、その他具体的事項は、支部斗争委員長の指示に従え。

以上

No. 94　情報　九州炭労
1959年 4月28日

山口解決！

中小賃斗B級に移行

××××××××××××

中小の賃金斗争は、中労共の四支部が解決したのみで、他支部の交渉は進展せず、殊に共同（高週、日吉）、山口（小城、別府）では、企業合理化案をからませての会社の抵抗は、はげしく四月十三日の四十八時間スト以後無期限ストライキに突入していたが、山口鉱業は、四月二十四日、午後十一時五〇分了解点に達しストを中止した。

共同石炭では、交渉はいぜん停滞しストをつづけているが、解決の目途は今のところ全くついていない。

××××××××××××

山口成人十二円 保ゴ九円

合理化と切はなし解決

既報（情報九一号）のとおり、賃金斗争にからませて合理化案をおしつけ、攻げきを加えてきた会社側の態度は、いまゝでにみられないほど強硬で、このまゝではドロ沼斗争にまきこまれるおそれもあり、内部態勢からも賃金と企反斗争との同時解決は困難な状態になった。

会社側は、こういう状態のなかで二十三日の交渉で、成人一二円、保護九円の提案を行い、斗争委員会ではこれにもとずいて種々検討し次のような肚がまえと情勢分析を行った。

1、会社は、賃金問題より企業合理化を先行する強硬な態度で、この問題とからませて同時に解決するには斗いの態勢と体制の確立をはからねばならぬし同時解決となれば超長期の斗いとなる

2、賃金問題の収拾策として回答した一二円、九円の額については絶対に了解できないが、更に一二円と企業整備案と切りはなして考えては、今後の斗いをすゝめるうえにおいて判断を誤るおそれがある

3、合理化案が一二円の絶対条件としてでたものではないということは団交の中で明確にしている。会社は正式に合理化を行おうとしているとは受けとれないが、次の段階には必らず提案してくると判断される

4、一二円のツキ上げは困難だが、組合としてもこれを容易に了解できるものではない

従って引上げについては、最善の努力をはらうべきである。しかし努力するについても限界があると考えるが、最終的には努力した結果によってきめるべきである

以上の態度を決定し、賃金一本に力を結集し、早期解決をはかって、その後に来る企業整備反対斗争のための態度を整備する方針を決定して、二十四日に代表交渉を行い、その中で額のつき上げにかゝったが、会社のつよい態度にわれわれの希望していた成果はあがらず次の内容で妥結せざるをえなかった。

妥結内容

引上げ額　成人男子　一二円
保護　九円
期間　三四年一月〜三四年一二月

但し引上げ額は向う一年間社内預金とし基準外賃金はつけない。

本年一月分は来年一月に、二月分は来年二月に日歩二銭の利子をつけて支払う。

生活困窮者は、会社と組合が協議してきめる。

「覚」

今回の賃金問題は特別な措置であり、会社は同業企業に協力して、他社なみの労働条件、賃金にする努力をすることを確約する。

Bクラス・戦術変更

中小B級の賃金斗争は四月二七日から四八時間スト三〇日から無期限ストを決定し斗争に拍車をかけることで進めていたが、たまたま地方選挙とからみ、各支部の交渉がとどこおり、会社側として最終的肚がまえをさせる段階にいたっていない支部があり、二七日からのストは若干むりなことが、予想されたので、九州斗争委員会では、交渉の促進と、斗争体勢を再整備するため四月二六日午后一時からB級各支部の代表者を招集し検討の結果、次のような戦術と突入日時の変更を行った。

斗争日程と戦術

新山野、伊岐須、仁保、孫栄、小島、福本、若屋、
四月二九日から四八時間ストライキ
五月二日から無期限スト

亀山支部
四月二九日から四八時間の反復スト

訂正
四月二日発行の情報九〇号を九一号と訂正します

No. 95
情報
九州炭労
1959年 4月30日

共同解決！
Bクラスは二九日から四八ストに突入

×××××××

四月一四日の四八時間スト皮切りに、二〇日から無期限ストに突入していた共闘（貝島、日吉）は、二九日午後一一時頃、ストライキ一四日目で了解点に達し、これで中労共全支部が斗争を終了した。Bクラスは二八日から交渉に拍車をかけたが、二九日、伊岐須、協栄がそれぞれ、成人七円、保護五円の回答があったが決裂、その他はゼロ回答のまゝ進展せず、予定通り四八時間ストに突入した。

×××××××

組合員大挙 交渉場にのりこむ

経営難を理由に中労共各支部の解決をよそに、会社側は組合員の要求を拒否しつづけ、解決を長びかせ、会社はその間組合内部のきりくずしに狂奔し、交渉を回避しつづけ賃金斗争を混乱にみちびき入れようとした。会社のこうちに激怒した組合員は、若松本社に三五〇名が貸切りバスで乗りこみ、早期解決のための交渉再開をせまった結果、会社側から、社長、副社長が出席して二八日正午から交渉を行い、そこで新しい提案をするという確約をえて漸く解散した。

中労共支援を決定

一方中労共各支部は、四月二八日午後一時から九州炭労において死斗を続けている貝島、日吉の両支部の闘争を支援するため会合をもち、次のような支援体制を決定した。

中労共各支部は、天岡に対し支援ストライキを行うとともに資金カンパを行う。直ちに各支部は体制もりあげに力を注ぐ。

具体的数字については、二八日の交渉の結果をみて、五月二日再び中労共会議で決定することを申合せた。

こういう体制の中で、二八日から団体交渉に入り、二九日午後四時の代表者会議で了解点に達し、午後一一時ストライキ中止指令を発し妥結した。

妥結内容

一月～九月賃金
成人～一二円　保護～九円
精算は一〇月以降基準内のみ行う。支払時期、方法については別途協議する。
一〇月以降賃金
成人～一五円　保護～一二円
一時金二〇万円と別金二〇万円、合計四〇万円（一人当り約三〇〇円）を支給する。

以上

本城・賣山を決定
全員、新向山、金田坑に配転

本城炭鉱では、四月六日、組合に対し事業団の買上げによる閉山の申入れがあり、組合としては徹底抗斗で反対斗争を組織し、四月九日から二七日まで一四回の交渉を重ねた結果、閉山による全員配転（新向山、金田）に伴う特別退職条件とひきかえに買上申請に対する組合の同意書に調印し、二七日午後一一時五〇分に妥結、直ちに賃金斗争に移行、企反斗争のため、Bクラスの戦列からはずれていたが、新向山、本城両支部は五月二日から無期限ストを決定し、戦列に加わることになった。

解決内容

予告手当～平均賃金の三〇日分
退職金～会社都合による、但し基礎支給日数の五〇%
最低保障～一五,〇〇〇円
有給休暇～六〇%を本社で、四〇%を山元で買上げ
勤続の判定～退職後三ヶ月、但し実施三月末以前に退職するものは、二ヶ月間の判定を認める。
慰労金～三五年三月三一日で退職する者は、三,五〇〇円
配転料
坑外↓坑内関係　三,〇〇〇円
坑外↓坑内関係　二,〇〇〇円
関係↓選炭　二,五〇〇円
事務系統↓坑外現場　一,〇〇〇円
移転料～汽車便（三等）バス賃実費、弁当代一人一回一〇〇円（含家族）
運送費～世帯主　二,〇〇〇円、単身者　一,〇〇〇円
別居手当～会社都合で単身赴任した場合、向山　一,五〇〇円、金田　五〇〇円
移転休暇及び家族引取り休暇
金田に転勤の者三日、新向山　五日、それぞれ平均賃金の一〇〇%支給

（うらへつづく）

会社都合により代用社宅を借りた場合、家賃、部屋代、電気、水道料は会社が負担する。

配属先並に職種転換者の取扱い

本人の希望を勘案し、会社、組合間で協議の上行う。

年次有給休暇については、新鉱山、金田の締切り日と本山の締切日が異なる場合引きつぐ。

退職者の取扱い

帰郷旅費については二ヶ月以内に引上げるものについては本人及扶養家族に対し第一次帰郷先までの汽車賃三等、バス賃実費、弁当代一人一回につき一〇〇円。

荷造費運搬

世帯主　三、〇〇〇円　単身者　一、〇〇〇円

閉山予定日

昭和三五年三月三一日

予定日以後に閉山した場合及び閉山日以後会社の都合により離職金がもらえない場合は、会社が支払う

三五年四月以前に退職する者の取扱

退職金　会社都合による

加算金　基本支給日数の五〇％増

慰労金　二、〇〇〇円

帰郷旅費　汽車賃三等、バス賃実費、弁当一人一回につき一〇〇円支給

希望者は全員無条件で新鉱山、金田に配転する（退手は本人で一切を精算する）

「覚」

閉山予定日は三五年三月三一日。予定日前に会社都合で閉鉱した場合はこの規定を適用する。

三五年四月以降出炭する場合は組合と協議する。閉山迄の保安確保及び実質賃金の確保については会社は保安確保について責任をもち、賃金の低下防止については低下させる意志はないが、もしそういう事態が発生した場合は組合と協議する

閉山後の長欠者の取扱いは療養その他に支障のないよう会社は万全を期する（係員を二名程おく）

白山・金田は配転した場合は試用期間は用いない。

停年者は三五年五月三一日まで延長する。

停年者と世帯主が配転された場合は会社は家族の就職を斡旋する。配転先の条件が悪い退山した場合の取扱いは法の定めるところによる。

退手の支払方法は、三五年三月三十一日まで在籍する者は売却金を受領したとき 1/2、退山時 1/2 を支払う。

途中退職者の取扱いは半額を即時、残額は組合と協議して支払う

離職者には金一封を支給する

「確約書」

石炭合理化臨時措置法に基き石炭鉱業整備事業団に甲（会社）の希望より、本坑炭鉱を売山するに当り、昭和三四年四月二七日締結した協定書により発生する甲の乙（組合）に対する債務の弁済については、甲が石炭鉱業整備事業団から受領すべき売山代金により支払う予定であるが、もし不可能な場合は会社の責任において支払うことを確約いたします。

以上

No.96
情報
九州炭労
1959年 5月6日

中小賃斗B級、大半が妥結
：小倉、岩屋、新山野、亀山、新向山はスト続行…

中小Bクラスの賃金交渉は、中労共斡旋後交渉はピッチを上げていたが、会社側は四月二九、三〇日の四八ストを見送り組合の出方を待っていた模様だったが、五月二日からの抜打ストに突入しても何んら解決のうごきもなく斗争は長期化するかにみえたが、五月四日夜から五日朝にかけての交渉で、次ぎつぎに妥結し、岩屋、新向山、小倉、新山野、亀山を残しているが、これも早急に解決の方向にむかうものと思われる。

長期斗争を指令

前述のように、四八時間ストを見送り、五月二日からの抜打ストに入ったがなんら解決のためのうごきをみせぬ会社側の態度は、大手A級が解決すればストをみずに相ついで解決したB級にとって、不況な賃金ストップで破ろうとする業者側の狙いであり、さらに会社側はA級の解決、共同、山口の賃上げ額を足場としてB級の水準を一段低く決めようとしている。更に組合内部からの崩壊を期待して業者側に抗し、九州炭労斗争委員会では、長期ストの決意をあらたにすることとともに内部斗争の強化をはかるため、五月二日九斗中小第四〇号指令を発し斗争を続けることを決定した。

較差維持は不成功
今後の斗争をもっと強力に!!

五月二日、メーデーの翌日、即ちB級が抜打ストに入る前日、業者側は飯塚市で会合をもち、スト前に解決するかどうか、について話し合った結果、ストに突入させ、解決策についてはいまだその統一は出していない、ストが長びいた場合改めて会合をもつということであったらしい。その間、会社側としては内部の動揺を、期待していたことは明らかである。

組合内部では不況の重圧、PRが相当浸透しており、これに加えて中労共の特例支部における解決内容も動揺してこれを突破することは相当な困難さがあり、内部態勢もこれを突破する条件と長期斗争を斗いぬく自信に疑問が感じられ、一部にアセリが生じた。九州炭労はこういう状況を判断して五月四日飯塚において支部代表者とオルグを交え、収拾策について検討した結果、中労共の一部が一二円で解決した事実、会社側の強硬さ、これをはね返すだけの力が現在のB級内部に乏しいことを率直に確認せざるをえなくなったので早急に解決の方向で交渉をすゝめたが、中労共との較差を益々大きく開らき、解決せざるをえなかったことは、今後の斗争に問題を残すことになった。

妥結内容

篠栗 ～四日午後一〇時三〇分解決
一円～四円　一時金三〇万円（一人当七〇〇円）
五月以降の賃上げ

坑内　一〇円　保護　七円

稲築 ～五日午後四時三〇分解決
五月以降の賃上げ
坑人　一三円　保護　一〇円四〇銭
一月～四月は遡及精算（五月の賃金支払日に精算）
協定期間は三四年四月～三五年三月迄

木城 ～五日午前四時五〇分解決
四月以降
坑人　一二円　保護　九円
一日～三円は一律六〇〇円の一時金
但し四円から九円までの基準内引上額の半額を社内預金にする利子は銀行なみ（不明）。中途退職者はその都度精算する。
預金の支払は三五年三月末とする（南山平定日）

仁保 ～五日午前七時四五分解決
五月以降
坑人　一二円、　保護　九円
一円～四円は一時金二〇万円（一人当七四〇円）
一時金の支払は六日に行う。

伊岐須 ～五日午前五時
五月以降
坑内直接　一〇円、　間接　七円
坑外、保護　五円。
一円～四月　一時金二五万円（一人当五〇〇円）

Bクラスで未だ未解決の支部は無期ストに入ったまゝ、であるが、今夕からの交渉に期待をかけている。現在までの状況は

新山野 五月二日午後一一時に　坑人七円、保護五円五〇銭を提示したが、これを拒否したまゝ、交渉を打ちきっていたが、B級が解決した五日、会社より交渉の申入れがあり午後二時から団交に入っている。亀山支部は新山野が解決すればこれにならうものと思われる。

岩屋 現在までゼロ回答、会社側は出炭低下と、赤字を理由とした内容の説明のみで、五日の交渉も前進なく決裂した。

小倉 賃斗当初より会社側は操作の引き上げを提案し、組合側の要求に対抗しているが、会社側のハラは操作引上げの提案と引きかえに賃金横辷りを狙っている模様である。

新向山 五日午後から交渉を再開するが、同資本の

本城が解決をみているので時間の問題となっている

B級全支部が解決

岩屋　五日午後八時に一〇円、八円が提示されたが会社側は①の賃金の支払を半月延ばしてもらいたい②時間外割増（公休、残業、深夜）を向う一年間社内預金をしてもらいたい、という条件をつけてきたがこの提案について小委員会をもち、組合は条件撤回に全力をそそいだ結果、この条件をてっかいさせ、六日午前二時次の内容で解決した。

五月以降
成人　一〇円　保護　八円
一～四月　一時金一人当五〇〇円

新山野　六日午前二時解決

五月以降
成人　一三円　保護　一〇円四〇銭
一～四月　一時金一人当五五〇円
一時金の支払いは五月一杯に行う。その他細部については別途協議

新桐山　六日午前二時五〇分解決

八月以降
成人　一二円　保護　九円
一～七月　一時金一人当一一五〇円
一時金の支払いは五、六、七月の三回払い、支払方法は別途協議

小倉　六日午前九時三〇分解決

直接夫については、賃金、操作現行どおり

五月以降
間接
坑外　一三円
保護　一〇円
一～四月　一時金一人当二〇〇円

亀山　五日午後団交をもち、賃金については同系の新山野がきまれば、それを適用するということを双方確認したので、続行中であった、四八時間の反復ストを六日から中止し事実上解決。

これでB級の宗の上、吉の浦を除いて全支部が解決した。

No. 97
情報
九州炭労
1957年
5月18日

宏安労組退手斗争でスト続行

会社、交渉を拒否したまゝ！

×××××××

長崎地区中小（土肥の浦、新北松、山田、宏安）は、昨年末退手の要求書を出し、賃金の前段斗争として交渉を進めていたが、山田労組は、本年四月会社内規を一五％程度引き上げて設定（新設）したが、宏安労組では会社側の回答が話にならぬほど低いので解決せず、四月二七日、八日に四八時間スト、五月二日から無期ストに突入したまゝで交渉ももたず、解決の目途は全くつかない状態である。

×××××××

会社の暴言！

増産しなければ首切り。

宏安労組では今年のはじめ会社側から、現行出炭三二〇〇屯から四〇〇〇屯に増産してもらいたい、もし組合がこれを認めなければ約半数の人員を整理したいと申入れてきた。

組合は、一方的な会社側の提案に対し反対したが、会社の主張を検討するにも資料がないので、会社に対し資料の提出を要求したところ、会社のいうには"増産は会社の方針であるのでこれに従うべきで、組合に資料を提出しなければならない理由はない"と全く労働組合を侮辱した態度で、その後組合からの交渉申入れに対しこれを拒否しつづけている。

会社に解決の意志はない。

そういう会社の態度であるので、退手設定し、会社の内規もない状態であった。組合は、賃金交渉まえに退手協定にもとずき設定を取りきめる方針で交渉をすすめ、四月二五日に会社の回答を受けとったが、三年以下は支給しない（ほとんどこれに該当）という内容で妥結できる案ではなく、これを拒否し組合は二十七日から四十八時間ストを決定、会社は二十七日に前進案を示すことになって交渉に臨んだが新提案がでず、支部の斗争委員会は、二七日二八日、四八時間ストを決行、五月二日から無期ストに突入したが、交渉の気配もなくスト一六日をむかえている。炭労は事態収拾のための交渉促進を図っており、会社側も賃金と同時解決にふみきっているが、解決までにはなお時間を要するものと思われる。

非常識な会社案

三年迄支給しない

二五日に次のような会社案が提示された。

第一条、勤続三年以上の在籍鉱員が退職した場合はこの規程によって退職金を支給する。

第二条　退職金は第五条に定める基礎賃金に左記により算出された支給日数を乗じた金額とする。

勤続三年以上五年未満　一年につき基礎賃金　八日分
〃五年、十年　〃　一二日分
〃十年〃十五年〃　一六日分
〃十五年以上　〃　二〇日分

第三条　勤続三年以上の鉱員が左記の事由により退職する場合は前条により金額を支給する。

一　死亡した場合
二　医師の診断によって私傷疾病のため業務に耐えないと認められた場合
三　女子が結婚、出産の場合
四、職員に登用された場合

第四条　勤続年数は会社に雇入れられた日より退職の日迄の期間について計算する。

但し一年未満の端数は月割計算として一月未満は切捨てる。

第七条第三号によるものが本採用となった時は試傭期間を勤続年数に通算する。休職期間は勤続年数に入れない。

第五条　基礎賃金は本人退職時の健保報酬日額の六〇％相当額とする

第六条　自己都合により退職したものに対しする退職手当は左記の通りとする

一　勤続五年未満のものには支給しない
二、勤続五年以上十年未満の者
　第二条所定支給額の四〇％
三　勤続十年以上の者
　第二条所定支給額の七〇％

第七条　左記の各号に該当するものが退職する場合は支給しない

一　日々雇入れられるもの
二、臨傭臨時夫
三、試の使傭期間中のもの
四、就業規則第七十六条により懲戒解雇に処せられたもの

第八条　本人死亡のときの退職手当を受領するものの範囲及び順位は法の定めるところによる

第九条　退職手当の支払方法は原則として一時払とするが分割払をすることができる。

住宅又は寄宿舎に居住する者は就業規則第五二条に定める期間内に明け渡し立退きを完了したときに支払う

第十条　天災地変その他止むを得ない事由により事業の継続が不可能となった場合は本規程は適用しない

第十一条　社会保障制度、経済事情又は会社経営事情の著しい変化があった場合は、そのときの実態に適応するようこの規程は改訂する。

以上

No. 98
情報
九州炭労
1959年
5月20日

必勝を期して頑張る熊本選対

五月七日告示と同時に、参議院予定候補は、殆んど出揃い、お互いしのぎを削って激しい斗いを行っている。今度の選挙は、日米安保条約を改悪して、アメリカと軍事同盟を結び、一路戦争の道へつき進もうとする自民党とそれを阻止し平和と国民生活を安定させる道をきり開こうとする革新陣営との激しい斗いとなっている。

炭労公認の阿具根候補も、革新陣営の一翼として連日連夜、北は北海道から南は九州の果て迄、日焼けした顔で、炭労各支部、全駐労、全鉱、鉄鋼労の労仂者を始めとして〃あんき〃さん迄含めた広い層に支持されながら奮斗している。

しかし、今回の選挙は、候補者が非常にしぼられ、当選得票がぐっとあがり、阿具根候補も苦戦を続けている。各地区選対では、阿具根当選に奮斗しているが、今回保守色の最も強い熊本県へ松野参議院議長の地盤）の状況を清井県炭（三池出身）より報告があったので、それをもとにして熊本の活動をさぐってみよう。（各選対でも活動状況を報告して下さい。）

熊本の山間地をかけめぐる

八日、ポスターはりの計画、選挙事務所の手続きを完了、直ちに荒尾地区の情宣活動開始

九日、熊本市内の組合挨拶廻りをすまし、選挙事務所の開設を行い、市内の街頭宣伝を行う。

十日、荒尾地区、玉名地区の街頭宣伝を行った。

十一日、菊池郡隈府町周辺一帯に宣伝活動を行い、多数の農民より激励を受けた。

十二日　山鹿で遊説を行ったが、坂本泰良代議士秘書の応援を得て、多大の成果を挙げることが出来た。林田、古江、一森各市議はじめ多数の有志に送られて、阿蘇郡馬見原へと次の基地を突走った。現地で社会党支部長及び有志と合流して、座談会を開催し、夜の更けるのもしらず、午前二時すぎまで盛会であった。その間、ロンダ・プリーより紹介された故宮林祥之君（武蔵野音楽大学生、熊本県出身）のお母さんのテープレコーダーを紹介したりして、聴衆に多大の感銘を与えた。

十三日〜午前中は、馬見原に出発し、五森峠を越え、黒川第一発電所へ行く。人里離れた山間地に阿具根選対が訪れたので、全九電労の諸氏も大変感激し、出発の時は引受けたと大変な張切りようであった。

十四日〜続いて阿蘇山を長駆山越えして、小国町に到着し、もう一歩で大分県という小国発電所で情宣を行い、午後九時ぎりぎりまで行動し、現地の力強い支援を背に夜道を再び山越えして内牧へと向った。この間、徒歩、車の乗りつぎで告示以来終始同行の陣内老人（社会党熊本県連の幹部）に案内を願った。この老人いさゝかバテ気味だが、この人がいないとさっぱり土地の事情が分らず、心の中で手を合せて御無理を願い、相当の成果をあげることができた。阿蘇外輪山の金比内牧へ下るまでの三日間の走行粁数は約三五〇粁（八七里）で良く動いたものだと運動員全部顔を見合せてニヤリ。

十四日〜内牧を後にして、大津経由で熊本に帰り、作戦会議を行い、明日からの行動を更に検討した。

十五日〜県南部方面の行動に出発、音に名高い三太郎峠、人吉、たまの山間地帯、天草の離島を訪問し阿具根候補の得票目標突破を目指して猛烈な行動を強化している。

熊本の方では、いかなる事があっても割当の票は絶対確保の覚悟でとりくんでいる。

以上

政見放送をきこう!!

参議全国区政見放送

N・H・K・第一　五月二三日　一二時三〇分より、阿具根候補は三番目です。

参議地方区政見放送

R・K・B・　五月二九日　二一時一五分より二一時三〇分
K・B・C・　六月一日　六時四五分より
N・H・K・　六月一日　二〇時三〇分より二一時まで

No. 99　情報　九州炭労　報　1959年　5月23日

安保改訂阻止・廃棄へ結束しよう

参議選……われ〱の代表を落すな――――

政府、自民党は第三一国会の最終日の五月二日、「参院選挙に公約する重点政策」なるものを、その総務会で決定したが、その重点は、「安保条約の改訂」であった。

安保条約改訂阻止、廃棄の国民運動は、ツナミのような盛り上りをみせているが、これを強引に押切って改訂しようとしているのが彼等のハラである。四月二八日安保条約改訂阻止国民会議は、当面の行動計画として、五月二五日（朝鮮戦争記念日）を全国的統一行動日とすることを決定した。われわれは、岸内閣と独占資本が意図している安保条約改訂のネライが、アメリカの核戦争体制を日本に否応なしに結びつけて、核武装と海外派兵を公然ととりきめようとする極めて危険なものであることを、徹底的にバクロすると共に二十五日の統一行動に結集しなければならない。

又、この安保改訂阻止をスローガンとして斗うわれ〱のたった一人の代表阿具根登を必ず国会に送り自民反動政府の陰謀を徹底的に粉砕しなければならない。

国民をバカにする
子供だましの屁理屈

安保条約は、日本側が要求し、アメリカ側が認めたということに表面上はなっているが、ソ連も中国もその他の共産圏も日本国民との友好関係を求め、その発展を支持しない国は一つもないのだから、「ありもしない脅威に対する「防衛」を口実にして、」日本を核武装し、自衛隊の海外派兵を、政府がとりきめようとしていることは明らかである。

現在の自衛隊は、朝鮮戦争の際に「警察予備隊」としてつくられたものであり、歴代の政府は「自衛隊は戦力でない」といい張ってきたものであるが、その攻撃力は、満洲事変当時の日本軍の八倍もの強力な戦力を持っているのである。岸首相や防衛庁長官は「現内閣は核武装しないが、憲法上は核武装してもよい」とか「核弾頭つきのオネストジョンは防衛兵器だから憲法上さしつかえない」とか、「在日米軍が核兵器を持っていても日本憲法には関係がない」などと国会で答弁しているが、去る三月三〇日東京地裁は、高まりつゝある平和勢力にさゝえられて、砂川事件全員に無罪の判決を下し、在日米軍の基地存在も憲法違反とキメつけた。彼らの支配機構の一部そこの判決が出されたということは、彼らが如何に国民をだましつづけてきたかが徹底的にバクロされたものとみるべきである。

日本民族の破滅につながる
道―安保改訂

日本の独占資本と反動政府は、アメリカ帝国主義の手先として、日本民族が、アジア十億の諸民族から見はなされる運命に、日本民族を引づり込もうとしているのが安保条約改訂の問題である。

日本の資本主義は前からの広大な「市場」を持たない。かつては軍事力を背景に市場の拡大をはかったが、敗戦は、その植民地を失っただけでなく、岸内閣の中国敵視政策のため、せっかく開きかけた日本貿易までとだえてしまった。そこでアメリカの軍事力を借りて、東南アジアへの帝国主義的な自己膨張を行おうとしているのである。

独占資本の復活、再編、帝国主義的自立のため、彼らは労働者の民主的な権利を一つ一つ奪って行くのだ。合理化の過程で首切をし、低賃金を無慈悲に押しつけてゆく。これが現実に安保条約改訂をめぐって労働者階級に押しつけられている問題である。然し問題はこれだけではない。安保条約は民族の破滅につながることを銘記する必要がある。

「注意しなければならないことは、新しい軍事条約を締結するための日米交渉の過程で、アメリカ国防省で日本の軍事力を海外作戦行動に利用するという問題である。……日本に平和と安全をもたらすことができるものは、日本にある外国軍隊を一掃し、外国軍隊を撤退させ、日本が外国のものであろうと、日本自身のものであろうと、原子、水素兵器を日本国土におくことを拒否し、日本がすべての隣国に対して友好的、平和愛好的政策をとり、日本が中立政策をとることだけである」とフ首相はのべている。

統一行動と結集しよう

われわれの悲痛な叫びにもかゝわらず、政府は無法に安保改訂に盲進している。さきの砂川判決にも明確に憲法違反と示されたように、われわれは確信をもって「安保改訂阻止、廃棄」を強力に大衆にアッピールし、統一行動に立上る必要がある。彼らの仮面をハギ取るため即時行動を開始しよう。

参議院選は、今最後の追い込みの時代に入っている。参議院全国区候補者である「阿具根登」はその最大のスローガンとして、この安保改訂阻止、廃棄をあげて斗っている。

周知のごとく歴代の保守党内閣は、平和憲法を改悪して公然たる再軍備を行おうとしたが、衆、参両院とも憲法改悪を発議するために、必要な議席「三分の二」以上を占めることができないため、安保条約改訂の地

（うらへ）

ならしとして、さきに警職法改正を持ち出したが、国民の一大反撃にあつたが、衆参両院における議席は、彼らの策謀のなるか、ならぬかのポイントを握るものであることは言を俟たない。

われわれの代表を落すな

われわれの代表「阿具根登」は、この安保改訂阻止を目指し、現在保守金権候補の挟撃にあいながら、奮斗をつづけているが、全国的状勢は決して楽観を許さず、現在の状況のまゝ推移すれば、われわれの代弁者、われわれのたつた一人の代表者、阿具根登を議席に送ることが不可能になるおそれがある。

われわれはこれを座して黙すべきであろうか、来る二十五日の統一行動に決起すると共に、安保条約改訂阻止、廃案のために、われわれの権利擁護のために、あらゆる機会を利用し、「阿具根当選」のために結束しよう。

以　上

No. 101
情報
九州炭労
1959年 6月 20日

万人が一人のために
三池支部一七日スト突入

一部既報したが三池支部三川鉱職場分会長遠藤　長市氏の不当解雇に対し、三池支部一六、〇〇〇人が一七日第二次行動の全面二四時間ストライキに突入した。この斗いは最近特に激しく、そしてロコツになった労働組合弾圧を特徴的にあらわしている。彼等はつねに「職場の足を切る」即ち、労働組合を下から支え運動の推進力となっている職場活動家を狙いうちし、職場斗争を押えこみ職場のなかに「キジも鳴かずばうたれまい」式の風潮を植えつけようとしているものである。

職場活動を守る
スト権確立

四月二〇日、三池労中央委員会は遠藤分会長に対する「不当解雇」は単なる個人の「業務阻害」などとは本質的に異なり、組合活動をめぐる解雇問題であり、職場活動と職場斗争をめぐるきわめて重大な斗いであるという立場にたつて、不当解雇撤回の日まで断乎斗う決議をおこなつた。

二五日、中央委員会の決議にもとづきスト権の集約を実施一万六千の決意と斗争体制を固めた。

投票数　一四、〇六一
賛成　一一三八三
反対　二四六四
白紙一五〇・無効六四

会社・立入禁止を申請

会社の態度は前回の情報でも知らしたが、あくまで「因果関係ではない」と主張し、四月二一日一方的に立入禁止仮処分申請を福岡地裁に提出した。

組合も直ちにこれに対抗、二三日に身分保全の仮処分申請をおこなつたが、福岡地裁は充分な審理をつくさず二七日立入禁止処分の決定をくだした。

この斗いに妥協はない

組合はスト権にもとづき二七日第一次行動指令を発し、翌二八日に立入禁止仮処分の命令書が坑正門に掲示された構内で、各支部（三池労仐下に六支部ある）一斉に抗議大会を開催した。

とくに三川支部では、組合員の怒りが爆発各番方昇坑時抗議大会を開催した。これに参加したある組合員は「ほんとうに今度ほど真剣になったことはありません。何としてもこの斗いは勝たねばなりません。長期の斗いでやらねばむずかしいなら、それでもいい。撤回までがんばる。執行部は妥協はしないでもらいたい。」

またある主婦は「職場分会長のやつたことは分会の総意でやつたのでしょう。それを分会長だけ〃首を切る〃とはあんまりです。不当解雇をハネかえすまでみんなで斗っていかなければなりません。」と怒りをぶちまけていた。

八日第二次二四時間スト

抗議行動（二八日）につづき五月二日各番方一時間五〇分の時限スト、さらに五月八日二四時間全山ストに突入した。

スト突入の八日、大牟田地方は土砂降りの雨でこのため各地区で予定されていた抗議大会を中止し、各支部（三池労の仐下支部）より派遣された行動隊を中心にした五〇〇人が、三川鉱々長に抗議した。鉱長は返答に窮し「正常な状態にもどすため努力します」と答、午后六時すぎ一たん抗議団は引上げた。

三鉱連・統一斗争を決定

五月一一日より開催された三鉱連大会は[illegible]一裁判とともに、遠藤分会長不当解雇問題を討議した。大会は「職斗に対する攻撃を許すことはできない三鉱連六山の斗いとして今后斗うことを決議、三鉱中斗委員会に委嘱した。

第二次二四時間突入

一七日、三鉱連指令に基き不当解雇撤回のため第二次二四時間ストに突入。午前九時半大牟田地評仐下組合の応援を含め一五〇〇人が、三川鉱幹部に対し抗議交渉をおこなつた。

抗議交渉中人事副長のポケットから、アンテナらしものが見えたので追及したところ、交渉状況を探知するための短波無線機を使用し、会社港クラブで会社と大牟田署の警官とが待機盗聴していた。

会社・スパイ行為を行う

会社は口を開けば再建案に協力ねがいたい、といいながら一方では労使間の正常な状態を自ら破かいし、警察とグルになってスパイ行為を行っていた。組合はこの挑発的な行為をきびしく追及し、この事実を中央労大会に報告し、大牟田警察署長に対し抗議を行った。警察署長は、スト当日の状況調査はさせたが、盗聴立会は指示していないと逃げているが、明らかに指示された行為であることはまちがいない事実である。

うらへつづく→

炭労大会支援を決議

抗議団は更に交渉をけい続、会社幹部一人一人に意見を出させたが、オ三者に一任して解決したらしという自らの責任を回ひする態度に出たため、再び組合員の怒りが爆発し、交渉は午后八時までもたれた。この間

中央大会に状況報告を行つたところ、大会は[illegible]事件を重視し、調査団を派遣し炭労全体の斗いとして取くむ決議しが知らされ、組合の態勢を有利にした報告のあと、交渉を打切つた。

終

三池炭鉱レッド・パージ公判ひらかる

昭和二五年以来斗いつづけてきた、三井三池レッド・パージ反対斗争は現在福岡高裁で係争中であるが、全面的にその量、質両面とも大規模な斗いに発展しつつある。

六月一七・一八の両日にわたり証人一三名をたて、当時占領軍の至上命令による組合活動家の追放の事実及びこれによる、労仂運動圧殺の意図を全面的にバクロした。

当時、三鉱連中執であつた三井美唄の若松証人は次の証言をなし、アメリカ占領軍と政府の弾圧の不当を明らかにした。

「会社のレッドパージ申入れと同時に炭労、三鉱連代表がGHQに呼ばれ、更に労使双方が総司令部労働課長エーミス及部員バーローによびつけられ、共産党員及び同調者の追放は占領軍政策であり、炭労や組合からも完全に排除せよ、と命ぜられた。更に大橋法務総裁は三鉱連代表をよびレッドパージに際し、ストライキを行つてはならないと要求され、このような圧力により遂に条件斗争に入り斗いは后退した。」

また、他の証人はいずれも当時共産党員であり組合の中心活動家であつて、この不当な首切りに対し徹底的に斗つた旨を明らかにし、退職金の受領もあくまで生活資金・斗争資金として受けとつたものでパージーを認めたものでないことを証した。

尚、次回は九月一七・一八日の両日行こなわれる。

No. 102
情報
九州炭労
1959年
6月22日

大会 長期にねばり強く斗う事を決定

××××××××××××××

炭労第二二回定期大会は東京都千代田区公会堂において六月十六日から五日間にわたって開かれた。日本の労働陣営の中核として斗ってきた炭労に対して全国民の注視をあびて、画期的な意義ある本大会は、各地から集った代議員により終始真剣な討議がおこなわれ、熱烈な討論のため、会期も一日延長された。企業整備反対斗争に対しては、ねばり強く長期斗争で対決し、妥協なき白紙撤回斗争を決定し、中斗指令第二号及び六五号指令を満場一致確認、完全に意志統一がなされた。又中小対策は大会決定後直ちに招集しとり組み組織の強化については斗争機構を更に強化し、炭労機関紙を組合員全員配布を決定し二十日午后二時大会を終了した。

××××××××××××××

圣過の概要

十六日 午前中政治局案、及び本質の役割を受けたのち、スローガンを一括採択して休憩。

十七日 午后、中央圣過報告及び各地方圣過報告について質疑応答を行い終了した。

十八日、午前中質疑応答を続行したが、会則違反のための議長集約に努めたが、論議百出、集約困難なため小委員会を構成して意見を集約する事にした。

委員会構成メンバーは、
中央執行委員　五名
九州　〃　八名
北海道　〃　六名
常磐　〃　一名
山口　〃　一名
各地方本部　一名
により、直に午后より小委員会を開き集約に努め大会に図る。

又、午后より
一号議案　三四年度上期々末手当斗争に関する件
二〃　統一労働協約、退職金及び保険斗争に関する件
三〃　労働基準法改悪反対斗争に関する件
四〃　日米安全保障条約改定反対斗争に関する件
について若干の討論の後確認した。

3. 三井三池の退路会会長の所信反対、斗争中の警察官違法事件に対して、三井より、動議が提案され、決定された。午后二時に抗議団を編成して、衆議員労働委員会及び警察庁及び三井本社に対して抗議を行った。

4. 午后五時、各地方の中小代表者会議を開き、次の点について集約を行った。
一、鉱区の調整について、
二、中小対策委員会の明確化について、
三、賃金格差排除について、
四、大巾な賃金カットが発生した場合の対策と事業の存続について、
五、組織税について、
六、会費値上げについては反対
以上の問題点を決定したが、此の点については大会終了後、中央執行委員会が大会終了後速に中小対策委員会を開催して検討することになった。

一〃〃　審議中
五号議案　綱領作成方針に関する件
七〃　救済規程並に施行細則一部改訂に関する件
八〃　役員選挙に関する件
以上決定した。

午后より
予算の提案を行い若干の質疑討論の後小委員会を編成した。
執行部　五名
九州地本　一名、
北海道地本　一名
代議員　十八名、

其の他の問題

1. 沖縄の核武装反対に関する決議　決定
2. 組織防衛資金に関する件
3. 三池の反対斗争（退職者の件について）今後予想斗争の中に含めて斗ってゆく。
4. 炭安斗争
九州で前進し、長期化の場合は賃金カンパを行い具体的には、次期大会で決定する。
5. 高松保安斗争
中央大会として、日炭本社に対して抗議電を発すると共に労組に激励電を行う。
6. 同地方共同提案
厚生年金保険法改悪反対に関する件　決定。

二十日
1. 表彰について
北海道　三名
九州　三名
1. 田川鉱組前組合長　武田　勇

炭労労組生産部長　秋、奥　室一
勝田労組主婦会　阪　中島マツ上

2、権限集約
期末・退手・昇給・労働法規改悪反対・安保条約・不当解雇反対

3、役員補充選挙（通査）
貝島労組　吉田、

4　予算小委員会案
三円値上げを決定

5、機関紙拡大組合員二名に一枚配布を全員就布に決定

6、総評の中小対策オルグ費五十萬カンパについては、原則的に確認して、総評大会に於て運営には充分検討した上でその決論に従う。

7、各地報告に関する小委員会案が出され確認された。
イ、銀行融資時に於ける賃金の取扱いと、部分ストライキについて、
ロ、三池斗争について、
ハ、オルグについて、
ニ、函館斗争について
ホ、賃金斗争について
ヘ、長期斗争

1、浅間山反対斗争
2、三井合理化反対斗争について、
3、斗争代表の充実と強化について、委員会を設ける構成は次の通り
中　組　二十一名
地方本部　各一名
資本別代表九州　十名
〃　北海道　七名
〃　常盤　一名
十四社労組代表　各一名
計　六十一名

予算の増額分については、次期大会に於て、カンパ金により徴出を行う。其の他数件決定されたが、細目については別途整理上資料として配布する。三十日午后二時、労働歌合唱を行い、代議員は直に山元に帰山し、企反斗争を強力に推進する事を誓って五日間に亘る意義ある大会を無事終了した。

以上

No.103
情報
九州炭労
1959年
6月30日

日炭山田

九月末で閉山、全員高松へ配転

二十八日会社側より提案される

大手四社の企業整備に対して炭労大会で白紙撤回まで強力に斗う方針が決定され、続いて九州炭労大会が開催されようとする前日の二八日午后四時に、日本炭鉱にも企業整備が提案された。「山田炭鉱の閉山及び高松への配転」を内容とする提案について、日炭連執行部は九州炭労に報告するとともに、中斗（七・三）に報告するため上京した。

提案内容

本日は皆さんにもかねてお判りになっていたことと存じますが、長年皆さんの協力により順調な出炭を続けて参りました山田炭鉱も、いよいよ命脈がつきまして近く終掘閉山の余儀なき次第となりましたので、その状況をご説明致し皆さんのご諒解をえたいと存じ、お集り願った次才であります。

それでは只今からご説明致します。

一、山田炭鉱の歴史

まず、山田炭鉱の歴史について皆か申述べますと、その詳細は明らかでございませんが大正年間に開さくが始められた模様であり、少くとも三五年以上の寿命を保った炭鉱であることは間違いないものと思います。明らかな所は昭和の初野上鉱業の系統となり、昭和八年一二月二六日日本産業株式会社によって買収され翌九年一月一五日、山田炭鉱株式会社が設立されましたが同年九月八日高松炭鉱とともに、日本炭鉱株式会社として新発足致しましたその后、昭和一二年には日産化学工業株式会社、昭和一八年には日本鉱業株式会社の石炭部門となっていたこともありましたが、昭和二〇年八月再び日本炭鉱株式会社として再発足し、爾来今日に及んだのであります。

昭和九年の新発足当時は高松は二坑が開さくせられたばかりで、一鉱とともに山田は会社の二大支柱として大きな役割を果しておりました。当時の従業員数は約一千人で月産約二万屯の中堅炭鉱としてその名を知られておりましたが、反面山の寿命は既に十余年と目されておりました。

事実二三年后には出炭も急激に減少し、一万屯級の炭鉱として終戦迄その命を留めておりました。

戦后は例の四大産業重点政策により生産の急速なる復興を求められ、労働者数は一、三〇〇人台に急膨張致したこともありましたが、余命いくばくもない山田炭鉱としてはその回復は到底困難なことでありまして、人員の割に出炭は伸びず六〜七万屯台が続くの状態であり、人員も漸次減少し、昭和三十年頃から大体現在の状態を続けて参った次才であります。

二、山田炭鉱の現状

次に山田炭鉱の現状でありますが本年上期は日産七〇〇屯の予定であり、これは山田鉱業所の並びに労使協議会でもお話し致した数字でありますが、山田炭鉱の従業員の方にはよくお判りになっていることと思いますが、主力の四尺炭及び五尺炭については、既に二、三年前から新しい炭壁を掘るということは全くなく、坑内のあちらこちらに残炭を探しあてては之れを採炭するという非常に苦しい状態を続けて参りましたが、今期に入りましてからは、一部は本線を撤収しつつ残炭をかき集めているという有様であります。

この今期の予定出炭を掘りつくしますと、即ち九月末ではどうなるのかと申しますと、

一坑	上の片四尺炭	①	三四〇〇屯
	上	⑥	三一〇〇屯
	四尺才一部	①	四二〇〇屯
	六尺炭	⑫	一四〇〇屯
	計		一二、〇〇〇屯
二坑	本卸五尺炭	③	三三〇〇屯
	合計		一四三〇〇屯

の実収炭量が残る予定であり、採業としては大体九月一杯で終るという状態になります。

会社と致しましては、山田炭鉱の従業員の方の要望も併せて考慮し、或いは色々と山田炭鉱の延命策を考えて参りました。才一には鉱区の拡張でありますが、関係方面とも数年に亘り折衝を続けたこともございましたが、御承知のように、山田地区は筑豊でも古い処で、既に各社の鉱区が折り重って設定されており、新鉱区の設定などは思いも及ばぬことであり、さりとて買収できるかと云えば、これまた各社の利害関係がからみ合って思うにまかせず、鉱区の拡張は断念せざるをえなくなりました。才二には鉱区内の新炭層の開発であり、これにつきましては、過去一五ヶ年間放棄されていた六尺炭を昭和三一年以降採炭、既に約一五〇〇〇屯採炭しましたけれども炭質甚だ粗悪で本年三月ついに採炭を断念するのやむなきに至り、鉱区内での新開発も全く希望を失うに至ったのであります。

三、山田炭鉱の閉山

山田炭鉱の現状につきましては、以上申上げた通りであり延命の手段もことごとくつきましたので、山田炭鉱については、上期一杯操業を続け、九月末をもって終掘閉山と致さざるをえなくなりましたので、本日ここに皆さんにお知らせ致す次才であります。

閉山、終掘閉山と申しましても、最后の一屯迄掘るということは事実問題として不可能であります。山田炭鉱の場合も十日や二十日は尚操業可能でありましょうが、何処、

あでみたねばならぬピリオッドでありますので、当鉱の事情を考慮の上、閉山の日を九月三十日と決定致した次第であります。

四、閉山後の従業員の取扱

閉山と同時に山田炭鉱の従業員は全員高松炭鉱へ配転として直接夫に配置転換致したいと思います。

但し、受入側の事情と撤収作業等の残務処理もありますので、十月初旬に第一次として四〇〇名の配置転換を実施し、残りの方には昭和三五年三月末日迄に逐次配置転換を実施致したいと思います。

配置転換に当っての取扱い処置等は別に御説明致します。

五、高松鉱業所の受入態勢

以上申上げました通り、山田炭鉱は九月末日をもって終掘閉山となりますので、山田の従業員を高松鉱業所へ配置転換しなければなりませんが、高松の方は狭い処所で山田の兄弟を受入れて下さるようお願い致します。

受入れの具体的なことにつきましては、高松鉱業所で御相談致したいと思います。

尚、住居関係につきましては、

(イ) 現在旅寮を早急に整理する。

(ロ) 通勢にある旧日産炭化社宅を改修する。

(ハ) 建増をして二戸貸を一戸貸にする。

等の措置をとり受入に万全を期したいと思います。

配置転換に伴う取扱並に処遇

一、時期

昭和三四年十月一日より五日以内

二、餞別料

(イ) 家族持　一律　六,〇〇〇円

(ロ) 単身者　〃　三,〇〇〇円

三、転換に当っては次の通り転宅休暇を与える。

(イ) 家族持　五日

(ロ) 単身者　三日

四、旅費

旅費は旅費規程による。

五、留守宅見舞金

特別の事情ある者に対し、期限を定めて、留守宅見舞金（一ケ月二,〇〇〇円）を支給する。

但し、右の金額は十六日未満半額、十六日以上全額とする。

右の「特別の事情ある者」とは家族の出産、疾病等のため事実上転宅が不可能となった者をいう。

この判定は会社組合検討して行う。

六、家具荷造り及び輸送

会社において手配する。

七、職種転換料

転換に当って職種転換をさせる場合には次の区分により職種転換料を支給する。

(イ) 坑外夫から直接夫へ転換する場合　五,〇〇〇円

(ロ) 坑外夫から坑内間接夫へ　〃　三,〇〇〇円

(ハ) 坑内間接夫から直接夫へ　〃　二,〇〇〇円

(ニ) 坑外事務から坑外勤務的へ　〃　一,〇〇〇円

八、会社並に共済部貸付金の引継ぎ

高松鉱業所に引つぐ。但し、鶴川預金については九月支払賃金までに返済を完了させる。

以上

No.１０４　情報　九州炭労　１９５９年　７月１日

独禁法違反の新聞代値上げ

不払い運動全国に拡大…

第六回厚生部長会議（六、二四）は、新聞代値上げ反対斗争＝値上り分不払運動を強力に推進することを決定した。すでに四月一日より値上げは広告されているので時期的には遅れたが、今からでも遅れた分を取戻さねばならない。運動は次々に拡大して現在では全国的な運動として行なわれつゝある。今回新聞代値上げを許したならば価格吊上げの時代を狙っている他産業者も続々と値上げを実施することは明らかである。しかも新聞代値上げは独占法で禁止されている行為によって行なわれており、これを看過するならば、独占資本は値上げは如何なる手段をとってもよいという自信を与えることになる。吾々はこのような独占の強奪的でしかも不当な物価吊上げより生活を守るため、強力な斗争を推進しなければならない。

強引な新聞料金値上げ

三月三〇日西日本新聞第一面に大きく「常時十六頁建、紙面を大刷新」と大々的な増頁記事の片隅に「なお大増ページと資材関係の値上がりにともない、四月一日からつぎのとおり定価を改定します」として新定価三九〇円（従来三三〇円）が書いてある。他社も同様で今日まで値上げに関する報道はこれのみである。なんと読者を馬鹿にしたやり方であろうか。今日新聞が各々の家庭の中にいかに溶けこんでいるかは、言を要しないところである。読者あっての新聞であり乍ら読者の声は全然きかず、一方的に押しつけている。新聞資本の独占の威力である。

独禁法違反の提訴

四月七日消団連は公正取引委員会に対して「各新聞社が一斉に値上げしたことは、三月二八日最終的な各社協定が行なわれたためであり、独禁法第八条に違反している」と提訴した。公取委は調査の結果違反の確証をにぎったといわれるが、新聞社も政界に働きかけもみ消しに躍起になっている。公取委が政府、業界の圧力に屈せず名の通り公正な審決を行うよう激電を送ろう

新聞企業合理化のため値上げ

今吾々は三菱、住友、古河、猛烈の企業合理化を斗っている。これと全く同じ背景をもって今回の値上げが出されている。増ページでサービスを向上させるということは読者をゴマカスもので、広告を増ページして何のサービスかといいたい。

朝日は莫大な資金を投入してファクシミリ送信機による印刷を六月から開始、毎日、読売も遅れてはならぬとその準備を急いでいる。又各社争ってどしどし大ビルを建てているので、これらに要する固定資産の急激な増加は新聞協会でも問題にしているといわれている程である。これら資金調達は新聞社の責任でなすべきものを、値上げして読者の負担によって行わんとしていることは、絶対認めることはできない。

反対運動漸次拡大

このような一方的不当値上げに対し、消団連を中心に総評始め民主団体の活動は全国的に拡大しつつある。特に家計を預る主婦の活動が活発で、炭婦協も積極的な運動を推進している。

「値上げ新聞は入らない」「値上げ分不払」運動にたかをくくっていた各新聞社も「まずいことをした」という意見もでているし、対抗策としての配達停止についても、武蔵野簡裁で「行きすぎで店主の契約違反」との判決が出され、新聞社首脳はにがりきっている。

西日本新聞営業局長は「自由契約だから高いと思えば……」買わずともよいといった不遜な態度で、これをみても一度出した値上げを簡単に引込めるとは考えられない。強い反撃に出ることは明らかである。

吾々もより強力な体制をもって反対斗争を推進せねばならぬ。

日尾支部では、主婦会と共斗を組織し「値上新聞は買わない」「値上分は支払わない」ビラを各戸にはり教宣を行なった。四月は三割位であったのが、逐次増加して六月は一〇〇％に成功している。

潜竜支部は販売店と話合い最終的結論が出るまで値上分の支払は中止することで話しが決まり、飯野支部でも同様な契約が取交されている。

三池、高松、貝島、鯰田その他多くの支部で活潑に斗われているが、各支部で心配されている点は、結論が吾々に不利な場合不払分を一括納入することに対する懸念である。この点新聞は月々精算される月決め契約で累計されることはないが、不払運動に附ずいして起る問題点の法的解釈について資料を作成することになっている。

福岡所在新聞社へ抗議

六月二三日炭地共、炭婦協代表十二名で抗議団編成、フクニチ、西日本、朝日、毎日新聞社に値上げの抗議と、反対運動に不当な干渉をしないよう申入れた。フクニチは「現地解決をはかるよう指導しており配達停止など考えていない」と回答があり、西日本新聞は前記の如く高いなら買うなの態度に猛反省を促した。朝日、毎日は本社が小倉、門司にあるので夫々の福岡総局長を通じ吾々の意向を申入れた。

No. 105

情報

九州炭労

1959年 7月 1日

ヤマの暴力追放を第一五回大会決議

仁保労にかさなる不法事件おこる…

××××××××××

仁保炭鉱労働組合（嘉穂郡庄内町仁保）組合員三〇〇名昭和三〇年全炭鉱より炭労に加盟、当時は個人能率一五トンという数字が示すように経営も安定しており、中小炭鉱ではメグまれた炭鉱であったが、昭和三二年一二月高田鉱業より坂口鉱業え売渡された頃は、賃金・期末等における会社の抵抗は激しさをまし、最近では月二回の賃金支払も（毎月一五日・二八日）全額一時払でなく、組合よりの一部立替その他主食の現物支給等でかろうじて支払を行ない、慢性化していた。

××××××××××

仁保坑の概要

会社の抵抗が強まった原因の中には基本的な面、即ち
①石炭界不況の進行
②炭層と採炭　採炭ケ所の良い所は復旧時代に掘りつくしており、坂口に移行した時は既に出炭率大巾に低下していた（現在個人能率一三・五屯）
③坂口系の他山は（多田・平佐・上赤東・田川採炭・大峰は閉山）経営状態が極めて悪く、仁保の増収による坂口鉱業の立直りを計画しており、そのシワヨセと考えられる。

また経済外的理由として

仁保は坂口のドル箱であり、しかも他山は労使協調にひきこまれているが仁保は炭労に加入して斗うため、会社には非常な障害となっていた。会社の抵抗の強まりと併行して組合員の意識も急速に高まり、賃金支払については一日遅れても実力行使で対決する方針を確立、会社の野望をその都度粉砕していた。

暴力事件の直接原因

このように賃金支払は慢性化しており、組合は常に実力行使を背景に解決をつけていた。

今回事件の原因となった二八日の支払については、当日は日曜である点及二九日よりの九州炭労大会との関係もあり、二七日にくり上げ支払を行う様会社に申入れ団交を行っていた。

会社は平佐、多田の売山金（事業団）を抵当に中小企業に融資を申入れており努力するということであった。しかしながら二六日の団交においては、月内支払は全然不可能であり七月七日迄待ってほしいと回答、二七日の団交において、喰いつなぎ資金三〇万円別に米の現物支給を行ない、残額七五万円程度の支払は七月七日まで待ってくれとの不誠意な回答であった。

ストで対抗を通告

組合は二九日二四時間全面スト、七月二日以降無期限ストを会社に通告した。

会社は事件発生当日新聞記者等には、組合が抜打ちストを行ったのでヤマの連中が立腹したのであろうと言明しているが、

賃金遅配については実力行使で対決する方針は団体交渉の席上常に言明しており、会社は充分承知しているはずである。団体交渉は飯塚市の本社で開催され、次長は仁保の山元に於て飯田労務課長が、松尾労組厚生部長に対し米の現物支給中止の意向をもらした。これに対し、これに対し熊谷書記長は「ストに対するホウ復手段であり組合感情を刺激しないよう」勤労課長に対し厚生課長を通じて抗議させた。

勤労課長日本刀を持ち出す

この事に激怒した勤労課長は「話をつけよう」と熊谷書記長を組合事ム所より約三百米離れた職員社宅附近まで連れ出し、桐稔採鉱課長宅より日本刀を持ち出し切りつけた。少し離れていたので直接被害はうけなかったが、田中靖正が短刀様なもので突き進んできたのでヒナンしたところ百米ほど追っかけ、その為組合事ム所まで勤労課長ときたので仁保駐在所に連絡、保護を求めた。（二回に亘り組合をおそい入口・ガラス戸等ガラスを一六枚破損している）

熊谷を殺せ！

また、松尾厚生部長事件は二九日のスト及び第二波以降実力行使の教宣をけい帯マイクでおこない、引上げる途中研削課勤労係員が「熊谷を殺せば闘未賃金も出さなくてすむし、労使の紛争がなくなるので殺してしまう」と言っているのを聞きとがめ、その非をさとした結果、研里親子に暴行され研里政夫が出刃包丁で厚生部長に突きかかり、手で受け止めたため一〇日の傷害をうけ、双方取組んだまま約三米のガケ下に転落両者は頭を負傷した。

一人対三人のためもし組合員が仲裁しなかったら恐らく松尾氏は死亡していたかも知れない。

歴史的な暴力のヤマ

復旧時代より暴力的傾向はあり、集団で身を守るというよりむしろ一人一人が身を守り他人がうけていても黙認するという状態であったが、最近は会社幹部が表面に出るようになり、組合員感情も暴力追放に立上り以前は反組合的なしかも時には暴力をふるっていた者も証言することを申出ている。

うらにつづく～

組合は事件発生后直ちに再発防止のため部類体制をとり、二九日午前九時より拡大斗争委員会引続き大会を開催次の要を確認、体制強化を行っている。

一、組織防衛のため組合要求を会社が全面的に妥結しない限り、実施中のストは解除しない。

二、第一波六月二九日全面二四スト、第二波七月二日以降全面無期ストを六月二九日より全面無期ストに強化する。

三、当事件に関係ある者は全員処分すること。

四、その他の要求事項

1 組合事ム所の完全復旧
2 社長自筆の謝罪文
3 組合幹部に対する慰謝料
4 松尾厚生部長に対する一切の補償（休業・治療・見舞）
5 組合が使用した費用一切の負担
6 組合員に対する慰謝料

五、証人・証言については積極的協力を行う。

九州炭労大会の決議

この事件は偶発的なそのでなく、戦斗的活動家に対する攻撃であり、他の中小に与える影響を重視しこの炭労切運動に対する暴力一切を排除するためにも、徹底的に斗う事が必要であり、二九日早朝現地に調査団を派遣現地闘争並に当面の指導を行わせ、次の四点を第一五回大会で決議した。

暴挙に対する抗議団を結成し福岡署の事件処理の消極的態度に対し抗議する（三池鉱闘争事件も合せて行う）

構成　九執若干名　炭地実代表二名　当該支部代表
大会代表団・県会議員団

（福岡署は組合事ム所の破かい・組合代の事件について叫き然とした証拠がありながら、本人が犯行を認めたという事で身柄不拘束にしており、我々の大衆活動組合活動に対するそれとくらべ大きな不満を感ずる）

二、暴力事件として告発する

① 鉄砲刀剣等不法所持
② 器物破損
③ 共同謀議による殺人未遂

三、今後の具体的指導は現地に対策委員会を構成し指導する。

構成　九執若干名　炭地実代表　山九執行部

四、会社に対する抗議は対策委員会で行う。

抗議大会を七月二日仁保で開催し炭地実は多くの動員を行ない会社に抗議する。

No. 106
情報
九州炭労
1957年 7月 1日

目尾斗争

ロ・アをはねかえし完全に就労！

炭地共対策委を現地に設置…

九州炭労第一五回大会の二日目（六月三〇日）目尾支部より緊急動議がだされた。経営の合理化に反対し部分ストライキに突入した目尾支部採炭部会の斗いに対して会社はロックアウトを宣言した。この報告と動議に対して大会は炭労として具体的対策をたてて取組むことを決定。大会終了と同時に古河各山と炭地共の代表者会議を開催（古河に於。古河代表、遠賀直轄炭地共各下組合名一名、古河四山代表、目尾執行部）、直ちに①安全灯の確保、②警察の本町派に対しての介入反対の申入 ③立入禁止仮処分対策を現地組合に対して指示するとともに、現地に急行した。

七月一日 現地からの連絡によると、敵前で安全灯を確保しロックアウト宣言を撤回して入坑した。

会社まき返しを図る

合理化と近代化によって多くの作業内容の変更や作業環境の変化は急速に進み、それによって人員配置の変更や労働密度の変化などが急速にたかめられた。

これらの合理化に対処するため、組合は昭和三〇年の職場条件の決定以来、毎年合理化によって生ずる新しい作業条件については、その都度新しい契約をおこない労働条件の維持改善を図り今日に及んでいた。

合理化はまず局部へ

会社は資本攻勢の余力をかつて、職場において従来の労働慣行を一方的に無視し労働条件の一方的な破棄をおこなうにいたった。

会社は職制を通じて要求をあらわしはじめた。組合は数次にわたって職場闘争を通じ交渉を重ね平和的に解決する努力をおこなったが解決にいたらず、ついに決裂に至った。合理化反対斗争は、いま日本の全労働者にかけられている攻撃であり、労働運動の主要な課題である。いま各支部に局部的にあらわれる問題に対して、真に全力をあげて取組まねば全般の運動の発展はありえない。

斗いの発端

五月十八日、矢の戸坑口（ホイスト巻扱者詰所）に出炭区変更した。

当時、ホイスト巻に関して、係員区長、係長、責任者、部会、分会の四者で話合いの結果、次の通り決定した。

○ ホイスト巻は誰が使うのか、係方を一名つけてくれ（要）

○ 現在、係員数が不足しているので採炭でやってもらいたい（会）

○ 採炭ですれば常時つかねばならないので労働強化になる。採炭ではできない。しいて採炭にやらせるなれば、当分の間採炭でするが、一人五〇〇円を支給せよ（組）

○ 五〇〇円を支給しますので当分の間採炭でやってほしい（会）

こうして決定したにもかかわらず、その後、一個に係方をつけようとしないので、再三、再四、三度と交渉するも、その場限りのいいのがれで実行されず、では二人でできるようにしてやればいいかという話をもってきた。

二人で安全に回って安全にできるように設備をすれば、二人でもできるという答をした。

ホイスト巻を右図のB地点に移転し、電灯をつければピットロの操作も簡単にするという話合いがなされたが、実際に取付けた所は図のCの所で、以前のお粗末と少しも変らず、ホイスト巻には一人が常時つききりで、とても二人ではできないので従来通り三名で続けた。途中三〇〇円に負けてくれといってきたが、五〇〇円だすときめたのだから、五〇〇円だすのが当然だと主張してきたが、会社側は一方的に六月三日以降五〇〇円の支給を打切っている。

その後、職場代表・部会で再三交渉したが、会社側は二人でやってもらいたい、五〇〇円支給しないので一交代りで、二一日職場所会を開き、採炭はホイスト巻の係方はださない。係方は別につけろと話合って決めたことを一方的に破ることに対する不満が爆発して本押しをやり、私は保安優先の作業を行った。

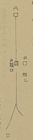

AよりDへ若干の傾斜あり。係方は常時必要。

斗いは全体のもの

私は保安優先の作業を進める一方、組合は会社と連続交渉をおこなった。その結果、六月二八日双方の対立が明確となり団交は決裂した。

組合は決裂の事態を重視し、二八日午前八時三〇分より総会をひらき、問題は本戸一卸の採炭だけの問題でなく、斗いを採炭全員の合理化をはね返す斗いとして推進することを決め、採炭斗争委員会を設置し、連帯を決定して会社に通告するとともに、九州炭労第一五回大会に斗いの実相を報告した。

戦術

六月三〇日 一番方より本戸一卸採炭部分スト

七月 一日 一番方より採炭全員無期限部分スト

その戦術の決定に対して、会社は直ちにロックアウトの宣言で対抗してきた。

ロ・ア準備を大衆行動で阻止

六月二九日団交が決裂して、三〇日部分ストライキに突入し、同日午後四時から代表交渉を開催した。その結果も会社の態度はあくまで強硬で、組合の要求を拒否したため、抵抗全員の無期限部分ストはさけられない事態となった。会社は交渉の途中において、バリケード構築準備まで安全灯の回保対策の行動をおこなっていた。組合は大衆行動でこれを阻止した。

全員就労

三〇日、オ一回目闘争対策委員会をひらき、通告収拾策を確認したあと、ロックアウト対策を討議し、現地の指導にあたった。

まず、安全灯ほか六ケ所に監視ピケを配置した。ピケ要員は主婦を主じえ約八〇〇名が参加した。

七月一日午前四時十分、職制によるバリケード構築準備を発見し、組合全員の実力行使をおこない、これを阻止した。

七時三〇分就労者（部分スト要員を除く）をデモによって職場に誘導したが、入坑のためのタイムカードを会社がイントクしたため、会社に対してカード請求交渉を行い、くりこみ場に会社幹部三人をよび大衆交渉を行ない（約一時間）就労者全員を率いて入坑した。入坑ももちろん全員で行なった。そのあと三番方入坑のために監視ピケを増強しケイカイに当っている。

一方、紛争を警戒するという名目で西方署が昨日から配置されていたが、対策委員が、これとの折衝に当り警察の介入を阻止している。

No.107

情報

九州炭労

1959年
7月2日

暴力をふるったもの全員解雇

仁保事件いちおう解決

ヤマの暴力追放のため九州炭労第一五回大会は、仁保労で発生した組合幹部の殺人未遂事件と傷害事件を重視し、現地に対策委員会を設置し対策に当っていたが、七月一日責任者の処罰等で一応解決をみた。

しかしながら、この種の問題は常に中小鉱に発生する要件をもち、特に前近代的な経営者の方針改変斗争を更に組織しなければならない。

委員長の名で告訴

七月一日、九炭小竹、横山弁護士等が頴狭署々長に対し、穂谷書記長の殺人未遂、松尾厚生部長の傷害事件に対する警察側の不当な処置に対して厳重に抗議すると共に、九州委員長、仁保組合長及び弁護士の共同連署をもって、殺人未遂、傷害、器物損かい罪で告発、同時に告訴を行った。

同警察署長は組合の追及に答えて厳重に処置すると言明した。

賃金のみは解決せず

一日、午后一時一五分より対策委員会は飯塚において会社側と団交（二項目要求内容情報一〇五、七月一日参照）を行い、午后五時次の了解点に達した。

一、関係者の処置については、飯田、稲里、田中三名は六月二九日付で懲戒解雇。樋橋課長は飯田を止めなかったので出勤停止、野沢労務課長はけん責処分とする。

二、社長の謝罪文は現在社長が上京中であるので、電話で詳細に報告した。社長は遺憾の意を表し、処置は代理者に一任するということであり、山元の鉱長、本社江里庶務課長の連名で謝罪文を出す。

三、組合事務所の復旧は直ちに行う。

四、慰謝料は組合付申費として一〇万円支給する。

五、松尾厚生部長の負傷について、休業補償、見舞金、治療代は一切会社が負担する。尚、この事件でかかった組合費用は会社が負担する。

六、賃金について

総額一九〇万円は会社幹部の財産を処分して八〇万円現物給与として二〇万円程度つくり、残額の五〇万円程度組合で融資してほしい。と申入れてきたが、組合は会社の責任で金ぐりすることを要求して拒否した。

目尾斗争

各番方ロ・アをはねかえし就労

七月二日あさ妥結し・スト解除

職場の既得権防衛のため全山斗争に発展、さらに九州炭労第一五回大会において取り組むことを決議した。その目尾支部採炭部会の斗いは一部既報したが、七月一日ロ・アをはね返し各番方完全に就労し斗っていたが、七月二日午前五時了解点に達し、部分ストの解除を行った。解決内容は（概要）次の通りである。

会社交渉を申入れてくる

一日午后九時三〇分会社側より交渉の申入れがあり、組合はこれに応じた。席上会社は三項目を一時金で解決したい、と回答したが、組合は聞きおくということで交渉は一五分で終了。

引続き執行委員会で討議した結果、会社のいう一時金の意をたしかめるという事で交渉を再開することになり、二日午前三時三〇分了解点に達し、午前五時ストライキ解除を指令した。

解決した内容

覚書

今次争議を解決するに当り、会社、組合は左の通り取り決める。

要求書三項目を妥結時に解決するものとし、会社は金二〇万円を組合に支給する。

了解事項

施設用ケ所における改善措置は現場で協議する。

〈註〉要求三項目

1、役更まで未払を支払うこと（五〇〇円）

2、採炭全ケ所のホイスト巻に五〇〇円支払うこと。

3、職場保障給を支払うこと。

尚、ロ・アの問題については山元で協議することになった。

以上

（うらへつづく）

宏安・偽装閉山でわれわれに挑戦

退職手当規程の改訂要求から深刻な組織斗争に発展した宏安支部の内紛について、大田炭労第一五回大会（六・二九～三〇）は、強力な理常ストを背景とする支部決議を無記名投票で行ない共に斗う体制を確立した。

一方、会社は大会決議に対して偽装閉山をもってわれわれに挑戦をかけてきた。

会社は七月一日突然休山を通告、現在会社側は某所に集合し内容証明付解雇予告（七月三一日解雇）を準備しているようである。予告内容は炭界不況と資金ぐりを理由としているが。

これはあきらかに大会決議に対する挑戦である。組合は解雇予告を一括返上して斗うことをきめており、宏安斗争に対する一層の支援が必要となってきた。

山田炭鉱の休山決定

住友生産制限のトバッチリ

筑豊の周辺に住友の租鉱権炭鉱として稼行している山田炭鉱は、六月二十八日附をもって全員解雇をおこなって休山した。景気の安全弁として始められた租鉱権山が不況の深化によって切捨てられる、それは独占資本にとっては当然の所業かもしれない。しかしこの独占の所業を当然のものとして、われわれは甘受しなければならないであろうか。一矢をむくいることなくして終ったこの反対斗争を反省しつゝ、この資料をおくる。

六月の初旬、山田労組に対して会社側から、六月十日頃企業整備の提案をすることになろうとの申入があった。

すなわち会社の申入によれば

１、昨年十月住友の生産制限にもとずく一部の石炭取引制限をうけたゝめ、一部自売体制をとるとゝもに組合にも企業整備に協力してもらったが

２、今回、全出炭量の引取りを拒否された。現在の不況下では全面的自売の目途はないので事実上休山を強制される段階となった。

というのである。

これに関連してこの住友の租鉱権山取つぶしの方針は、住友金山の企業整備に伴って生ずる退職者の就職先を予め準備するものではないかとの推定も可能であったし、又住友の生産制限、企業整備とつながるものであることは了然としているので、六月四日九州炭労執行委では、この反対斗争を「中央四社特に住友労連の全斗の一環として」取上げてもらうよう中央に連絡した。しかし大会と中央四社の全斗に忙殺されている中央は、この山田支部に於ける斗争の方針を明確にするのに暇どったし、一方山元に於ける交渉体制を強化して危機を切抜けようとの組合の主張に対し、将来に於ける租鉱権契約の継続をねがい又設備の一切を住友の出資にあおいでいる弱味をもつ経営者は住友の強制に抵抗力をはじめからもたないため「不況下の完全自売は不可能である」ことを強調また苦しい自売態勢をつゞけても「従来の労働条件の維持と万一休山になった場合、予告手当、退職手当の保証ができない」との態度に終始してはかどらなかった。

又同様の立場にあって且つ全炭鉱に属する小野炭鉱はいち早く休山を認めてしまったこと、

六月中に休山を承認すれば十二月の賞与が其々に支給されるため失業保険も高いが、六月をすぎれば失業保険が安くなるとの打算が組合員の心をとらえたこと。

住友の全斗と行動をともにして果して山田炭鉱の休山を喰いとめることができるかの疑問が組合員の志気を沮喪したこと等の事情が重なり、九州炭労もこの組合員の不安を一掃して斗争を指導する確信をかき六月二十八日急速に、(イ)予告手当　事業上退職手当　(ロ)特別退職金五十万円（総額）　(ハ)再開時の優先採用と労働条件の保約、を条件に休山を承認した。

同炭は、資金的に行詰ったわけでもなく、採算がとれずに休山するわけでもない。全く住友の生産制限のトバッチリで休山するのである。経営者側の休山の大義名分は全くないといってよい。

いくら不況下といっても千五百屯の石炭がうれない苦はない、この経営者の経営才ボをついて職場を確保する途それは生産管理あえて辞せずの態勢ではなかったろうか。統合的な住友の企業整備の一環として打出されたものであるだけにこれに対する抵抗は難かったかもしれないがこの方針を確信をもって実行しえなかった支部並に炭労の弱さが自己批判として反省されねばならない同時に個別企業の枠の中の斗争としてうけとめる全斗がたどらねばならぬ当然の結果としての反省の中から合理化に対決する全面的な統一斗争が速かに用意されねばなるまい。

No. 110
情報
九州炭労
1959年 7月 7日

三井賃金遅配

重大段階に突入！会社新提案を考慮

六日・各山元で大衆行動をおこす…

三井賃金遅配闘争は既報に引続き、更に団交を重ねてきたが会社は強引に遅配をおし進めようと企図しており、六日午后四時より団交を開催し会社の責任追及を行った。

東京に於て現在開かれている炭婦協評議員会より抗議団を送るとともに、団体交渉に当面し交渉団に対して激励を送った。尚、会社は八月以降については予測されない事態発生をほのめかして、組合に対してのおどかしをもって切抜け策作案を迫って来た。組合はいよいよ重大段階に突入したことを確認し各山元に於て、賃金全額支払を大衆行動をもって迫っている。

会社事業縮少でおどす

団交は午后四時より六時三〇分まで約二時間三〇分行ったが

① 賃金遅配について

有価証券を売却して一億五千万円を資金して、一五日の支払分の四五％を六〇％程度にしたい。あと残額の四〇％分については、月末支払をする。その間に生活に困る人もいるので、支部において措置をしたい。当面については会社と組合で決定したい。掛金については今月の二〇日に精算する。

② 八月以降について

八月以降については、資金ぐりは全く予測がつかない。従って、指命解雇或は事業縮少等提案さしなければならないかも知れない。この問題は非常に重要であるから、慎重に検討したいので、期日のゆう余をねがいたい。

会社より以上の提案がなされた。

会社の責任を追及

組合側は会社の四月以降、企業努力は全く見られないこれに対する会社の責任を追及し、会社の失敗を組合員に転化して犠牲を強要する事については、絶体反対であり、承服することはできない旨を会社に抗議して団体交渉を打切った。

本日（七日）中斗を開き、会社提案は極めて重大であるためこの問題を検討する。

炭婦協三井本社に抗議

炭婦協評議員会が七月五日〜七日の三日間、炭労会館で開催されているが五日緊急動議が提案され、抗議団を編成して三井本社に対して抗議を行った。執行部代表として江口ヤスエ氏（長崎・鯛野）議長団から今井氏（常磐）三井関係は各支部代表一名を選出した。（田川赤田、三池宮崎、美唄宮山、芦別佐藤、砂川一条）代表団は会社に抗議するとともに、団交を傍聴した。

賃金全額支払に人海作戦

六日は中央の団交と平行して、各山元では大衆行動をおこして会社山元責任者に対して全額支払を確約させた。

田川　正午を期して約一時間
山野　三時三〇分より約一時間
三池　午后六時より九時まで

次長や労ム課長を吊上げ賃金遅配はどう思うか。
会社〜悪いと思います。
組合〜悪いと思うなら本社に対して全額を支払うよう要請しろ、組合の抗議文を本社に持ってゆき全額を支払わせよ。
会社〜本社え全額支払うよう要請します。
組合〜全額支払を約束させるまで帰ってくるな。
会社〜はい、帰ってきません。
以上の様な内容をもって会社山元労務部の確約をとり、大衆行動をといたが今后さらに大衆行動を強化し人海戦術をもって完全支払を要求してゆく。

期末手当団交はじまる

大手一四社期末手当の第一回団交が七月六日、東京においてひらかれた。まず双方の交渉委員名前交換が行なわれ、あと要求書の質疑をおこなった。会社側はあくまで炭鉱不況のため要求に応ぜられない、と答えたが、炭労より七月六日具体的な回答を行うよう要求して第一回団交を終った。

No.111
情報
九州炭労
1959年
7月10日

四社・一方的に勇退募集を強行
直ちに各山元とも反撃体制に入る

××××××××××××××××××

企業整備図表が七月九日各社一斉に明らかにされ、会社より次の強行案が示された。内容はいずれも同一である。

三菱〜一〇日より短期間に希望者を募集したい。

古河〜近日中に期間を定めて希望者を募集したい。

住友〜一四日より一〇日ないし二週間希望退職をしたい。山元組合には一一日に提案する、一週後に不足の場合は指名解雇や閉山をやる。

雄別〜目下検討中で、今週中は組合と協議し来週からやりたい。

以上の提案をうけた炭労は戦術委員会を開き、会社の一方的な措置を粉砕するため協議した。中央指令も炭労の企業整備を無視し、各山にオルグを長期に派遣することをきめた。

××××××××××××××××××

戦術委・一〇日以降に実力行使を決定

会社の一方的な措置に対して戦術委員会は

① 六五号、七三号指令による大衆行動を強化するよう地本で指導せよ。

② 住友は一四日より四八時間ストが申請されているが検討する。

③ 実力行使は一〇日以降情勢を判断して決定する。

ことなどをきめた。

大衆行動下会社の暴挙をつく

会社の一方的な企業整備首切りの報に接した各山元は、大衆行動を強め会社に抗議するとともに、職場炭職に対する職場活動を展開、会社の首切り等に備えて陣規を強めている。以下七月一〇日の山元の表情である。

鯰田　七月九日組合より中央交渉の決定がなされるまで、山元では一切本問題に対して行動を行なわないよう申入れ、紛争がおきた場合一切の責任は会社にあることを厳重に申入れた。

組合はさきの六五号指令に基き希望ムード拒否を行なわしていたが、同日、職員組合に申入れ協議した。職員組合はできるだけ協力するが完全な統制は困難である旨回答した。

九〜一〇日拡大斗争委員会を召集し、居住区分会（支部）に待機させ会社のうごきを監視している。

潜竜　まだ掲示等はおこなっていない。組合は教宣活動を強化し内部体制を固めている。いま職場活動家を常駐させ地域・職場に配置し大衆行動の指導に当たらしている。

大峯　一〇日、会社は勇退募集を掲示した。掲示内容はさきに示していた通りである。

勇退募集期間　七月一〇日より七月一六日まで

条件（特別餞別）一年未満平均賃金　六〇日分
一年〜五年　〃　一二〇日
五〜一〇年　〃　一五〇日
一〇〜二〇年　〃　一八〇日
二〇年以上　二〇〇日

餞別金　四万円（女子・係員二万円）

支部では指令にもとづいて誓約書をとっているが、本日戦術委員が職場説得にまわっている。

崎戸　表面的には動きはないが、課長・副長等の肩叩きなどが予想されるので、全斗争委員の合宿をおこない、大衆行動、勇退阻止の具体的な行動の方法を討議中である。

西賀山　三円と浴場に勇退募集を掲示した。期間は七月一〇日より一五日迄の六日間で内容はさきに会社が示した通り。

組合は緊急斗争委員会を開き、大衆抗議と職場・居住区に監視班を配置している。

目尾　九日午后九時三〇分勇退募集阻止のため団交を行ったが決裂、七ケ所に会社は掲示した。現場の職制を通じて申込み受付けを行うことを明らかにした。組合は説得班と監視班を編成し平常の人事管理の不当性と会社側の一方的な処置に対して抗議を行うことになった。

忠隈　七月一四日より希望退職を強行することを明らかにし、もし勇退者が予定より不足する時は指名解雇を行うといっている。組合は午前九時より戦術委員会を開いて対策を進めている。

飯塚　九日午后一時坑口・繰込場などに掲示した。一〇日組合は戦術委員会を開き、午前九時三〇分坑長に抗議・午后一時より緊急斗争委員会を開催する決議を行なった。

峰地一坑　七月一三日に予定していた決起大会を八日にくり上げて実施、企業整備を粉砕する決議を行なった。

一〇日主婦会、自治会（居住区組織）を召集し教宣活動を実施している。

うらにつづく

杵島にも企業整備でる

XXXXX　四社の企業整備斗争は九日会社の一方的な強行措置により、重大な段階に突入した。いままた杵島炭礦に「再建」の名で企業整備が提案された。組合は本申入れについて一〇日斗争委員会を開催して態度を決定し、交渉にのぞむことになった。　XXXXX

経営協議会を申入れてくる

当社経営の窮状に関してはしばしば御説明申上げてまいりましたが、皆様の努力にもかかわらず経理面の窮迫はますますその度を加え、今や賃金遅払さえさけ得ない最悪の状態に立ちいたりました。加ふるに貯炭の増加・炭価の暴落等不況が更に深刻化しておる事は、御承知の通りであります。ついてはこの際早急に貴方の協力を得て、企業の安定と存続に関する諸施策を協議するため　左記により経営協議会を開催致したく申入れます。

一、場所　本社会議室
一、議題　企業再建に関する件
一、日時は貴方と協議の上決定したい。

資金計画で本日団交

会社は一四日より経協を開く予定のようであり、九日この申入れのあと資金計画という名目で、賃金の支払について一〇日を日時とする申入れを口頭で行つてきた。

組合は資金計画についての申入れを議題とする団体交渉を、一〇日午后二時より行う。

三鉱連・いちおう今月分解決

一部既報した三鉱連の賃金遅払反対斗争は、七月九日最終的に一五日に六〇%を受取り（分割を認めたということではなく）、残り四〇%は山元の実情に応じて措置することになった。尚、具体的には各山元出身の三鉱連中斗は本日帰山して報告することになっている。

No. 112　情報　九州炭労　1959年7月14日

杵島に企業再建を狙う賃金遅配

十三日抗議集会ひらく

×××××××××××××××××

既報（一一一号）のように、杵島炭鉱では賃金遅払が申入れられた。七月一〇日から今日まで団体交渉が三回にわたってもたれている。一応会社提案は六月分の賃金は七九％しか支払えないというものであるが、この賃のネライは、今秋に於ける大規模な合理化計画を成功させるための前段の攻撃であり、特に、大手四社が、希望退職募集を強行しようとする資本攻勢の攻撃と一致するものであると考えられる。

七月十二日第三回団交をもった結果では、若干の譲歩をみせただけに止まり、組合の不満にあい改めて、十三日に団交を持ち越すことになった。　なお一三日は、グランドで抗議集会を開き、約二時間に亘って会社幹部に対し大衆抗議した。

×××××××××××××××××

交渉の前に賃金遅配

去る九日、会社から経営協議会開催についての申入れがあった（内容は企業再建に関する件）、そのあとに賃金支払いについて十日話し合ってもらいたいという申入れがなされた。

したがって、組合は、この申入れについて十日斗争委員会を開催し検討した結果、同日午後二時からの団交に臨むことになった。

二割は貯金してくれ

午後二時から開かれた団交の席上、会社側が提案したことは、

１、六月分賃金支払日である七月十三日には、全額の七九％しか支払えない。

２、あと残りの二十一％については、会社預金にしたいと考えている。（一定期間）

３、毎月二十五日におこなわれている臨時払（一日から十五日分の賃金）についても、四六％しか支払うことができない。

以上の内容であった。

これに対し組合は、若干の質疑を行った程度で、改めて、十一日午後一時から団交を開くことを約し、午後四時交渉を打切った。

第二回団交も…

第二回団交は、予定通り、十一日午後二時から開かれたが、その団交で一向進展がなく、双方の主張は平行線を辿った。　しかし組合の強力な主張に、会社は別室交渉を申入れてきた。

一時間後に開かれた団交の席上で代表折衝をもって話し合いを行いたい」との提案があったので、直ちに代表折衝の場にきりかえられた。

午後四時からもたれた代表折衝は、一二時近くまで続けられ、そこで出されたものは、

１、精算払の七九％を八九％にして支払いたい。

２、残りの一一％は、二二日に炭代が入るので、そこで精算したい。

という内容であった。

この回答に接した組合は、執行委員会を開き、約三時間に亘って論議を行った。その結果、会社提案は不満である、両者譲歩せよという結論に達したので、その旨会社に通告した。

会社別室で協議

一二日の第三回団交で、会社の不誠意を強く追及した所、会社は別室交渉を申入れてきたので、組合は、前進を前提とすることを条件で、これに応じた。

しかし、回答はいろいろ銀行関係についても論議してみたがどうしてもできなかったということであったので、組合は不満を表明して、午後七時交渉を打切った。　しかし、いつでも交渉に応ずることもあわせて伝え引揚げた。

抗議集会に三五〇〇名集る

一三日、組合は全国統一斗争と平行して杵島自体に表われた企業整備の攻撃をはね返すため抗議集会を開いた。　抗議集会のためテニスグランドに約三五〇〇名近く集り、また会社幹部を大衆の前において、会社の現状を追及又われわれの生活の権利を保障せよと訴えた。会社も全額支払いに努力すると言明して成功裡に集会は終ったが、更に体制確立に万全を期している。

中小支部 期末手当斗争はじまる

十三日代表者会議で意志統一

九州炭労中小代表者会議が、新らしく、山口の美祢支部を加え、七月一三日福岡市において開催された。会議は、中労委各支部、中小Bクラスの期末手当要求金額を決定、なお Cクラスの要求については、地区事務局が指導してきめることになった。

中労委関係

中労委七支部は、七月一五日要求書を提出し、交渉方式は対角線交渉でいくが、交渉場所を全支部福岡市に集め実質上は統一交渉の行いうるようにすることが確認された。

要求額は前期同様に行う。

立川	二六、〇〇〇円
飯野 大日	二五、七〇〇円
新屋敷 早良 山口 大浦	二四、五〇〇円

要求額

小倉	一四、〇〇〇円
岩屋	一八、〇〇〇円
新山野	一八、〇〇〇円
亀山	一五、五〇〇円
伊岐須	一八、〇〇〇円
木城	〃
仁保	〃
新向山	〃
福要	〃
宮栄	一七、〇〇〇円
東の上	一四、〇〇〇円
福久	一一、八〇〇円
伊賀	一四、〇〇〇円
米要	一四、〇〇〇円

中小Bクラス一五日要求

Bクラスも一五日要求書提出、金額は原則として前期要求額を要求する。交渉は対角線方式で行うことになった。

以上。

No. 115
情報
九州炭労
1959年 7月18日

相次ぐ企業縮少

九採・再び二坑終掘の提案

九採労組では、本年四月賃金斗争中、配置転換、出炭夫の首切り配転、不良鉱員の整理と、坑外夫停年の繰り上げ等の企業整備案がだされ、最終的には四月十八日に賃金と同時解決をみたが、七月二日再び二坑終掘に伴う企業整備案を提案してきた。支部からの報告をうけた九州炭労では、中斗にたいし三役会議の申請を行い、十七日に調査団を編成し、二十一日頃から現地調査を行って斗争を推進することになっている。

現在企業整備のせん風は全国的にふきまくっており、一企業や特殊産業だけの問題にとどまらず、労働者組織全体の統一行動なくしては企整斗争の勝利はないだろう。

提案内容

過去の二坑採掘関係

二坑は昭和二十八年十二月大盛層を採掘する目的をもって開坑され爾来今日まで操業を続けているが、当時非常な期待をもって開坑された。開坑当時は自然条件炭層条件にめぐまれ採掘状態も良好であった。然し深部に移行するにつれて次第に宿命的な悪条件が累加して現今では技術的、保安的にも限界に達し、必然的に経済的に救うべからざる状態に立ち入っている。

問題

1、炭層条件の悪化

中硬の肥大坑口より本坑中部附近までは中硬が薄く（〇、三〇～〇、六〇米）一、四六の山丈として可能であったが深部に進むにつれて（一、〇〇～一、三〇米と肥大し、更に中硬の岩質が砂岩、頁岩と変り取扱に困難を来し下層のみ（山丈〇、六五～〇、七〇米）を採掘せざるを得なくなった。更には深部に至るに従い予想されない不規則な小断層の続出、傾斜の不均一などによって正規の払を作ることさえ困難となり的確な合理化、機械化を講ずることができない状況である。

2、古洞水の問題

大水上部に明治～大正初期に採掘された大根土層の古洞が全面的に覆いかぶさっている。このことは当初から既知の事実として計画され、貯水してもその量は少く大盛層を採掘することによって漸次抜水されて一時に出水するなどの保安上の危険は考えられなかったのであるが、深部移行につれて古洞中の貯水が増大してこの一年間に三〇立方米の水が五〇～六〇立方米に増大している。これは設備的には解決し得る問題であるが、前述の自然条件の悪化と相俟って払の維持、作業条件の低下を招き更にその影響は四片の天井、壁の土ルミの基をなして三坑・五に比べ坑道維持が非常に困難である。この古洞水は最近では局部的溜水と思われるが一時に多量の水を放出する傾向にある。之に対しては上層に対する先進穿孔、坑道掘進による探水等を怠らず保安上万全を期している。

深部に移行する場合

現在移行深部に四五尺断層が予定される。この区域の大盛層の採掘については同深坂炭鉱の古洞水の完全抜水なくしては殆不可能である。この採掘古洞は本石、赤石、二段、三段及び大根土層の各層と採掘をもって連絡している。湧水量は二一万屯と予想されるので手段として旧深坂炭鉱の坑道を取明け古洞水の水位を漸次低しながら水位を下げて行く段階を計画したのであるが当初考えられていた以上に坑道の取明け探掘は困難を極め、進度は一進一退し、出砂水等により安全作業を危惧されるに至った。

偶々、昭和三十二年十一月東中鹿炭鉱に出水事故が発生した水、これは同炭鉱の発見が旧深坂炭鉱の赤石古洞を貫通連絡し古洞水を引落したものと判断される。同鉱の取明作業は本年三月末で一一六一米まで取明されているが、その後同鉱の事情により以深の取明けを中止するに至り、更に同坑の閉山を決定すると今後は東中鹿炭坑の湧水（約二十五立方米）は逆流し、古洞水と継続に排水せねばならず、完全抜水はいよいよ困難となり保安上の危険は充分予想される。

更に自然条件が好転する合理的採掘は全然考えられず諸悪条件はいよいよ加重されることは明らかである。

以上の如く四十五尺断層以下の進入は、(1)保安上安全を期し難い (2)自然条件の悪化は加重される。

このことは従来あらゆる方向から慎重に研究検討されてきたのであるが、技術的な対策及び設備をしてもなお至難である。従って四十五尺断層以上をもって二坑を終掘放棄せざるを得なくなったのである。

二坑区域炭量

終掘までの残炭量は	右側区域	六五、〇〇〇屯
	左側	一九、〇〇〇屯
	計	八四、〇〇〇屯

〇終掘迄の生産計画

三十四年度出炭

実績

四月	五月	六月
五、八三九トン	六、五九三トン	六、〇八〇トン

予定

七～十二月	一～三月
六、二〇〇トン	五、三〇〇トン

以上の出炭計画は現況並に将来の坑内外状況を勘案し特別の変化がない限り同坑は、今年十二月をもって終了する。

（つゞく）

以後は右翼のみの採掘となり来年五月をもって終掘としたい。

○ 二坑終掘後の新平の出炭計画

二坑終掘後の新平は三坑・五坑の両坑によって採掘する。両坑の出炭量は坑内条件を勘案して、三坑月産、八五〇〇屯・五坑一五、五〇〇屯、計二四、〇〇〇屯を目標出炭とする。

出炭対策については従来に引続き払の良好、強化を推進し、併せて、運搬施設の増強を計るものとする。

以上。

No. 116

情報

九州炭労

1959年
7月21日

期斗・企斗

11社、25日より無期限スト

三井、杵島は25日24時ストと時限ストを反復

七月二〇日、午前十時より午後八時半に亘る長時間、中央斗争委員会は、今後、企斗、期斗を斗っていくための方針について討議した。その結果、中斗指令第八五号として次のような斗争方針を決定し、指令消化のため七月二三日に地方本部を招集し、中央よりオルグを派遣することになった。

ストライキ突入に関する指令

一　企業整備反対斗争の強化（省略）

二　期末手当斗争の強化（省略）

三　企業整備・期末手当斗争推進の方針

１、三井、杵島斗争

(1) 三井、杵島の期末手当斗争の本質と基本的な考え方

指令七三号を決定した当時と現在は、期末手当斗争に対する各社の態度は大きく変化した。当時の中斗委の判断は、三井、杵島に加えて企斗該当四社は、期末手当を不況にからませすりかえようとするであろう。収拾的に期末手当斗争は困難な斗いとなる。従って、十四社同時解決でなければならない。であった。しかし現在では、三井、杵島を除く十一社は、四社を含め二万二千円は出せないと額の面で、炭労に譲歩の態度の意志表示がなされており、単純な期末手当斗争に終始する状態にある。一方三井、杵島は、支払賃金の資金ぐりさえつかないのに、期末手当年末でも、とその回答にあらわれているように、当時の態度を堅持しており、他の十一社と明らかに区別される。われわれは指令第七三号で、三鉱連、三社連に提示された賃金遅払は、単なる遅払という現象面でとらえるべきでなく第二次企業整備を容易ならしめるための前段的な対策攻撃であり、その背後には無期解雇という悪質な計画を内包していることを明らかにした。期末手当の回答は、このような会社の態度を更にはっきりさせた。従ってわれわれは当面する賃金遅払の撤回期末手当獲得を斗うことは、好むと好まざるとにかかわらず、必然的に企業整備に関連し、三井は会社が既に開発しているであろう第二次合理化案と、杵島は現在提示している合理化案と対決しない解決はありえない。このことは三二年の杵島斗争の歴史が如実にものがたっているところであり、杵島も、三井の指揮並びに資本と全く同一のものである。

従ってこの両者の場合は、単なる期末手当斗争でなく合理化斗争だと規定することが正しい。

以上の分析で明らかなように、三井、杵島は他の十一社とその質において区別されるから他の十一社と同時に一斉無期限ストライキで期末手当の解決斗争を行ったとしても同時解決のみられないことは過去の杵島斗争の実例が示すところである。

従って、指令第七三号の十四社期末手当同時解決の方針は、炭労の意思とは別に状態からは修正せざるをえない状態にある。

杵島は住友資本の系列にあり、資本の全面的支援を云々する三井とは、その状況で違う印象を与える。しかし杵島に於て超過利潤を獲得しようとする住友資本は、住友鉱各支部に対するものと全く異った出方―賃金遅払合理化提案、期末手当回答―を行っており、この点から判断すると程度の差はあれ、三井と同質と判断せざるをえない。

(2) 三井、杵島の合理化斗争のもつ役割

過去の炭労の歴史をふり返ってみると、三鉱連が炭労に与えた影響は大きい。三鉱連の斗争の勝敗は、そのまゝ炭労の斗争の勝敗に通ずる。しかし現時点では、このような意味に於ての外でなく、三井の合理化斗争がどのような方針で、どのように斗われ、どのように妥結するかは、今後の石炭産業の動向を決定し、炭労の運動方向を左右する決定的なのである。戦前戦後を問はず炭鉱の労務対策は常に三井が指導的役割を果し、さきの企業整備妥結後、日を経ずして長計決定があるにも拘らず、三鉱をはじめとする四社が、標準的企業整備案を提案したことにもうかがえる。

現在の石炭産業は、一般的な不況に加えて消費構造の変化、重油、液体ガス等の競合から超過利潤を確保するためには、総合した犠牲を労働者にしいるが、基幹産業をも含めて基本的な石炭政策の確立をはかる以外には困難という立場においつめられている。そして、石炭資本及び独占資本は、前者に重点をおきそのため現在の石炭企業にあきたらず、石炭協会に労務対策委員会（仮称）を設け合理化計画に石炭資本として労務対策をおりこもうとし、独占側をして「石炭産業の合理化推進には、炭労対策が問題」といわせている。しかし、各々の出方で、労働者に犠牲をしいることが困難となれば、石炭資本は超過利潤を確保するためには国家政策も含めて石炭政策を大巾に変更させざるをえないであろう。三井、杵島の合理化はこのような情勢を前提に石炭資本及び独占資本の要望をになって登場しているものであり、この段階では、三井の合理化斗争が他社にどのような影響を与えているかというなまやさしいものではなく、炭労の運命を決定する斗いなのである。

従ってわれ／＼は、現在までの炭労の統一斗争を質的にも戦術的にも一段飛躍させた斗いが必要である。

(3) 三井、杵島斗争の問題

この敵の構えに対決し、われ／＼の労働条件をまもり、企業整備を完全撤回させるためには、六二、六五号指令で決定した長期斗、柔軟にして根強り強い斗いを、という基調にたって、基本的な斗いの路線を設定する。

従って、七三号指令で十四社の同時解決を基本とした期末の路線についてはこれを修正し、企反の完全な体制をもって長期に統一斗争をもって推進する。

以上の判断から具体的な戦術路線として

① 職場斗争、大衆行動をもって生産点で対決すると共に、二五日、二四時間ストライキ、以降は一週一回一時間五〇分の時限ストライキをもって斗う。

② 斗争の進展の状態の中で炭労統一行動（ストを含む）として継続する。

③ 総合体制確立のため、三井、杵島に対して一人当一万円の融資を行う。

④ 融資の労金利子については、十四社の全体カンパで処理する。

右の戦術決定の理由は

二四時間ストライキについて

① 会社が期末手当を支払わないとする態度についての抗議

② 指令七三号の職制変更の撤廃と今後の斗いに対する思想統一と意思結集

③ 期末手当引上斗争への参加

時限ストライキについて

① 一時金を求めての大衆行動の統一

② 時限ストを加重することによっての敵への打撃

以上の観点から戦術を決定した。

(4) 三社連の取扱

25日に決行する二四時間ストライキ並びに七月中の時限ストライキについては、今次斗争に対する組合員の認識と理解について徹底しなければ、組織全体として堂々とストライキを実施しうる状態ではない。更に、今次企反斗争の分析と展望にたって、長期斗争を斗い抜くためには、三社連傘下各支部の体制確立を必要とする。

従って、今次ストライキはこれを免除し、七月末日までを体制確立期間とし、九州、北海道地方本部並びに三社連は各機関を通じて積極的に活動を実施し、八月以降戦列に参加する体制を確立するために努力せよ。

(5) 四社の企業整備反対斗争

① 希退者募集の対策

十日から十六日にかけて三鉱、住友、古河の三社は一方的に希退者募集を強行した。その結果については正式報告で明らかにしたが、各社その実態について非常な相違がある。勿論、このことは企反斗争の路線における現時点において、その状況を判断することはできないが、指令六五号、七三号の実施、斗争指導について検討、批判がなされなければならない。

事実問題として希退者がでている現在、その対策として

① 今回の希退者募集は、会社側が一方的に強行したものであり、そのことによって生ずる生産体制（労務配置）の不均衡は一切会社側の責任に於て解決すべきである。

希退者の募集後における生産計画、労務計画の提案に対しては、原則として職場職種に反対し、労働強化を排除するなかから人員充足を斗いとる。

(2) 企業合理化（五月六日附申入）を撤回しない会社に対する対策。

① 完全撤回まで従来の方針通り、指令オ六五号及び七三号によって斗争を推進する。

② 住友については、希退者の募集強行を中止、古河については一六日募集しめきり、雄別については、希退募集の強行は組合の了解なしには行わないとの態度であり、いずれも五月六日附申入の完全撤回ではない。従ってひきつづき完全撤回の交渉を行うと共に、会社が再提案を行った場合、戦術委員会が内容検討の上、その対策についてあらためて指令する。

③ 指令オ七三号にもとずく時限ストライキ（二五日）について。

大手一一社が二五日以降、期末手当引上斗争のため、一斉無期限ストライキ突入の体制にあり、更に三鉱の五月六日付申入の撤回、住友の希退者募集強行の中止、閉山、指名解雇（七月九日住友申入）の撤回、古河の募集締めきり後の事態変化の状況にあい、現在ひきつづき七月六日付申入撤回の交渉中でもあり、七月二五日、一時間五〇分のストライキを中止し、期末引上斗争終了後あらためて、企業整備全体の総合判断にたって指令する。

(3) 全支部の斗争体制確立

四社の企業整備にひきつづき斗いぬけなければならない三井、杵島の企反斗争の本質については、三井、杵島の合理化斗争のもつ役割の中で明らかにした。この斗いをひちぬくためには、各炭企業連の斗いを核として、炭労の統一ストライキをもって対決する以外にはない。

従って、各支部は、今後斗争の推移によっていかなる指令にも対応できる体制を確立せよ。

(4) 大手一一社の期末手当引上斗争

われ／＼は既に指令オ七三号によって、基準賃金獲得後の引上斗争は、いかなる困難をも排除して基準額到達まで断乎斗う方針を明らかにした。

この指令にもとずく傘下組合員の斗争力を背景に

① 組合員、家族を含めて全体が一斉に斗争に参加する。

② 各企業連支部がそれぐ決定の決意をあらためて総力をあげて会社に対決する。

③ 到達斗争において、二万二千円獲得をした企業連（支部）は、自動的にストライキを解除することによって会社側の戦線を分断する。

従って到達斗争に対するカンパは行わない。

（次頁へ続く）

以上の判断からその戦術は各社一斉無期限ストライキと決定した。

記

一、三井、杵島斗争。

1、斗争目標

イ、期末手当二二、〇〇〇円獲得

ロ、企業整備完全てっかい

2、ストライキ突入支部

三鉱連傘下全支部、杵島支部

3、ストライキ突入の日時、方法

七月二五日一番方から一斉二四時間ストライキ

以後別途指令するまで毎週水曜日各番方昇坑時一時間五〇分時限ストライキ

4、保安要員

従来の慣行に従い各山元で協議決定せよ

5、総ケッキ大会の開催

イ、七月二五日総ケッキ大会を開催、今次斗争推進にあたっての思想統一と斗いの意志一致をはかるとともに本指令のてっていを期せ

ロ、大会の決議にもとづき企業整備反対、期末手当の支給を本社々長交渉行動をするとともに鉱業所長に対して抗議デモを決行せよ。

6、オルグの派遣

本指令貫徹のため関係地区協（炭労共）中斗をオルグとして派遣する。

7、期末手当の一部ゆうし

三井、杵島斗争の本質から期末手当の早期解決ははなはだしく困難な状たいにあり、超長期の斗いとなることは必至と判断される。

従って期末手当の一部として、組合員一人当り一万円を中央本部において融資する。利子部分については大手十四社のカンパによってこれを負担する。

8、大衆動員、交流

イ、支部における大衆動員・抗議行動は指令第六五号にもとづき、具体的に計画実施せよ。

ロ、各地方本部は該当・非該当支部間の交流、企業連内に於ける交流については、この実施について計画指導せよ。

二、四社の企業整備反対斗争。

1、希退者募集強行后の対策については、原則として配置転換に反対し、労働強化を排除し、人員充足を斗いとれ

2、合理化を撤回しない会社に対しては、指令第七三号にもとづいて斗争を推進すると共に、完全撤回の抗議行動を行なえ

3、会社の同意案があった場合は、中斗委員会において別途指令する。

4、七月二五日の時限ストライキは中止する。

三、期末手当別途斗争（十一社）

1、ストライキ目標

期末手当二二、〇〇〇円の獲得

2、ストライキ突入支部、期日、規模、方法

三菱炭連、住友労連、古河労連、明治労連、雄別労連、太平洋労連、日炭労連傘下各支部及び貝島支部、日鉄二瀬支部、大正支部、常炭労支部。

七月二五日一番方から一斉無期限ストライキ。

3、保安要員

従来の慣行に従い各山元で協議決定せよ。

4、総ケッキ大会の開催

七月二五日各支部は総ケッキ大会を開催、次の決議と行動を実施せよ

イ　大会決議にもとづき期末手当の即時解決を本社々長に要求打電せよ

ロ、大会決議にもとづいて、三鉱連傘下各支部・杵島支部に対して激励支援文を送附せよ。

ハ、大会終了后、鉱業所長に対し期末手当の即時解決の大衆交渉を実施せよ

5、ストライキ突入期間中の大衆動員

イ　ストライキ突入以降、各支部は連日、組織的な大衆動員、抗議行動を組織し、期末手当の即時解決を鉱業所長に要求せよ。

ロ　地区協内の交流については指令第六五号にもとづいて、地区協（炭労共）が計画指導せよ。

四　地方共闘の結集

各地方本部は七月二三日地方委員会を招集せよ。

五、オルグ派遣

本指令説明並びに現地指導のため、中斗を出身地区協（炭労共）に派遣するとともに、地方共闘出席のため次の中執を派遣する。

九州地方〃　古賀事ム局長、木下組織部長、杉山総与部長、鉄治厚生部幹。

北海道〃〃　野口副委員長、石塚組織部長、高垣教宣部長、

常磐地方〃　野呂事ム局次長

六　企整、期末両斗争推進のための必要斗争事項は以後あらためて指令する

以上

No. 117

情報

九州炭労

1959年 7月25日

期末到達団交二万円の回答で決裂

杵島はゼロ回答を固執

首切り賃下げの嵐のなかで、三四年上期々末手当斗争は、一五日午後九時四五分、重点スト対象支部ー北炭に二万二千円の提示があり、斗争委員会はこれを承認しスト中止指令を出した。このあと中斗は一七社の到達のため指令八五号を発令した。大手各社は、指令に即応する体制を固めるとともに、到達交渉に入った。二四日各社一斉に団交を申入したが、いずれも二万円の回答のみで前進せず、交渉は決裂した。

このため、二五日より各社一斉に無期限ストに突入した。

中央六社の団交

三井を除く中央六社は、午後三時各社一斉に団交を開いた結果、各社とも二万円の回答があり、交渉は決裂した

三菱　二0,000円
住友　二0,000円
雄別　二0,000円
古河　二0,000円
明治　二0,000円
太平洋　二0,000円

三鉱連としては団交の意思があるが、三鉱連は会社側より団交の申入れがなく、二四日は団交は開かれなかった。尚三鉱連は二四日から東京において大会開催中である。

大正は二万円だが金はないと……

いっぽう西日本ブロック傘下支部も中央交渉に併行して開催した。

日炭　午後四時三〇分福岡本社においてひらき二0,000円の回答、支払は別途協議すると答えた。

貝島　午後四時三〇分団交、回答二0,000円

三瀧　午後四時四五分団交、　〃

帝部　午後四時一〇分団交　〃

大正　午後一時一〇分に団交が開かれた。会社回答は他社並に、二0,000円は出すが、現在は一0,000円も出せない。このため約一0,000円の支払は明確に回答できず、支払は来年四月以降になると回答した。

杵島　午後五時と七時に団交を行ったが、回答はゼロ

中小斗委・期斗戦術を決定

Aクラスは八月一日より無期ストに……

大手につづき中小ブロックは期末斗争にはいった（既報）。九州炭労は二四日福岡市において第二回中小ブロック斗争委員会をひらき、戦術を決定した。Aクラスは八月一日より無期スト、Bクラスは八月五日六日四八ハストさらに無期ストに突入することを決定。尚Cクラスは派遣オルグ、地区事ム局が斗争指導にあたる。

北海道は二九日四八ハスト

北海道地本関係では、Aクラスが七月二七日を期限とする誠意回答を要求し、二九日より四八ハストの予定。Bクラスは三〇日の期限付回答・八月三日より実力行使。

常磐地方では大手の到達斗争の解決後　常磐・常内の二支部を重点スト支部に予定している。

Bクラス・八、五実力行使

第二回ブロック斗委は盆前に解決する方針をたて、そのためにB、Cクラスの解決時期を考えてAクラスの戦術を次の通り決定した。

七月二八日　期限付回答申入
　　三〇日　最低回答要領
八月　一日　無期スト

BクラスはAクラスの解決をまつということではなく

八月　一日　回答申入
　　三日　回答要領
　　五日
　　六日 〉四八時間スト
　　八日　無期スト

No. 118　情報　九州炭労　1959年 7月28日

期末到達斗争

大正を除き解決……

中山中労委会長勧告案示す

炭労の要求（七、一五）のあと、大手一三社は到達斗争に突入。二五日より全山無期限ストで斗っていたが、会社のガードは意外に固く斗いは困難な様相となった。

スト突入后の三日目の二七日、中労委の中山会長は炭労期末斗争に対し事情聴取をすると共に、午后八時三〇分期末二万円貸付金二千円を骨子とする勧告案を提示の結果、これを確認し交渉を再開午后一〇時より二八日午前四時の間に、勧告案の通りで妥結した。たゞ大正支部は二二、〇〇〇円の半額会社予金提案を会社が撤回しないため、この問題をめぐってストを続行している。

（宇部興産は対象に入っていない。

事情聴取ひらく

二七日午后四時、中山中労委会長より事情聴取が行なわれた。

炭労側は、野口、古賀、野宮の各中斗が出席した。この席上、中山会長は自主解決の見通しについて質問があり、これに対して炭労は、いつでも交渉に応ずる用意がある旨を答えた。

一方、会社側にも同様な質問があり会社は、午后六時頃社長会議を開いて回答すると答えたもようである。

中山、勧告案を提示

午后八時三〇分中山中労委会長は、事情聴取の結果に基づいてか、勧告案ということで労使双方え次の提案を行った。

1、今期々末手当は一人平均二万円（税込）とする外に貸付金一人平均二、〇〇〇円

2、右貸付の措置については、炭労・各社間の交渉とすること

3、職員については前期々末（一二月）に準じてきめること。

尚、細部については

イ　貸つけ金は各社だけで妥結すること。

ロ、配分は二二、〇〇〇円でやる

ハ、細部事項については前期末（一二月）の取扱そのまま

ニ、常傭、臨時夫は前期々末と同様と云うことであるが交渉の巾を残している。

ホ、確認団交を開き、確認出来たところから逐次スト解除する。

勧告案受諾をきめ交渉

以上の勧告をうけた炭労は午后一〇時戦術委員会で討議の結果勧告をうけることを確認、ひきつゞき八社ブロック確認、さらに午后一一時四〇分西日本ブロックも確認した。

古河まず解決

勧告に基づいて各社団交を再開、古河午后一一時妥結、住友一一時一五分、三菱一一時二〇分、住友駆〇時三〇分、雄別三割天引予金の提案があったが、交渉の結果これを撤回させ妥結、明治常傭臨時夫の支給で難航したが、五五％支給で午前六時妥結した。

大正はスト続行

午后一〇時四〇分勧告案を確認したあと、各社交渉開始をした。その結果、宇部興産午前一時五〇分、貝島午前一時より二時三〇分迄交渉の結果妥結、日炭取三時五〇分、日炭は常傭臨時夫の取扱いが難航したが午前四時三〇分解決、二瀬は吉隈労と稲築問題を討議され、実質的に格差をなくすことで午前四時妥結。大辻午前四時解決、大正では午前三時より四時四〇分まで団交が開かれたが、会社は二七日分割払・予金提案を引込めるよう努力すると答えたにもかかわらず、二二、〇〇〇円の五割の一一、〇〇〇円予金をゆずらず、そのため団交を代表折衝に切替え午前六時三〇分迄行ったが、その結果も前と同じで進展をみることができず組合は斗争委員会を招集し今后の方針を討議している。

以上

中小期斗

Aクラスは三〇日に最後回答

九州炭労執行委配置につく……

九州炭労傘下中小ブロックの斗争状況は既報（情報一一二、一一七）の通り、Aクラスは八月一日より無期限スト、Bクラスは八月五日より四八ストの戦術を決定して交渉を行っているが、大手妥結につゞいて本日期限付回答の申入れを行うことになっている。

一方、常磐、北海道地方部でも中小期斗の推進のため斗われているが、二七日の情報によると北海道朝生支部が九七〇〇円プラスと五〇円で妥結した。

（うらえつゞく）

申入書（Aクラス）

期末手当に関してさきに要求書を提出しておきましたがこの間の期日は、社内事情と照らし合わせて御検討を願うに充分なものと思料しますし、両者の事情も追々に明らかとなりましたので来る七月三〇日正午迄に会社側の最終的回答を頂き度く申入れます。
追って右回答の如何によっては八月一日以降行動の自由を留保することを申しそえます。

九執、全員が配置に

右申入れのように中小Aクラスは回答如何によっては、八月一日より無期ストに突入するが、中小期末交渉における執行委員派遣表は次の通りとなっている。

A級	
立川	松本佐賀地区事務局長
飯野	久保長崎、
共同	渡辺福岡地区指導部長
甲良	山本中小対策部長
山口	田中事務局長
新屋敷	橋本佐賀地区指導部長
大塚	光永労働部長
B級	
小倉	光永労働部長
新山野 亀山	山本中小対策部長
伊賀	
須栗	小竹法対部長
不破	高瀬教宣部長
伊崎頭	桝田厚生部長
福美	毛利福岡地区局長
仁保・宗の上	渡辺指導部長
新古山	松本佐賀局長
岩屋	橋本指導部長
美里	大牟山口地区局長

~~8000~~ 6NOUA
89000.—000.—

No. 119 **情報** 九州炭労 1959年 7月 30日

これ以上の労働強化はゴメンだ

飯塚支部：山元斗争にたちあがる！

炭鉱独占資本の合理化の魔手は、一方的な長期安定政策の希望退職という名で首切りを行ない、今また杵島労組にも大巾な労働条件の切り下げ、首切りが提案された。一方希望退職を締切った各社は更に犠牲をわれわれに一方的に強要する。自然減耗の無補充、人員採用の中止などとあわせ山元では激しい圧迫が加えられつゝある。

極端な合理化おしつけ

三菱飯塚支部では、六坑が自然発火によって休坑し、竪下卸の終掘が八月七日前後といわれ、新坑への集約が当面の問題となっているとき、会社はこの機会を利用して坑内外全般にわたって、極端な合理化を押しつけようとしている。

これは新坑集約時における作業体制は、今日の飯塚坑の作業形式、人員配置、労働条件の骨格となるものでその意味からも、会社の方針は厳しいものと思われる。

全組合員が一丸となって

飯塚支部第八回斗争委員会（七・二二）は労働条件を守り労働強化を打破するため、全組合員と家族が一丸となって斗うことをきめ、実力を山元斗争に結集する決戦を行ない、行動にはいった。

要求項目

組合要求	会社回答
一、新坑採炭夫の請負は基準作業量を決定せよ。（採炭支部と話合って具体的な要求案をきめる）	現在検討中であるので、後日提案する。 ※ 会社は作業量の引上げを意図しているようである。
二、新坑掘進夫の請負は基準作業量を設定せよ。（掘進支部と話合って具体的な要求案をきめる）	現在検討中である
三、新坑採炭夫の交替制を三交替とせよ	現在の交替制を、甲方、乙方の二交替制とする。
四、坑口取換料（通勤料）を実施せよ。	
五、新坑人車設定計画を明確にせよ。	
六、新坑集約に伴う人員配置は、次の通りとせよ	
（採炭） 現在人員八四名を一〇二名にせよ。採炭一方二九名の実働で三交替とする。	現在人員八四名を一〇六名に坑内他職種より補充して、甲乙方の二方採炭とする。
（掘進） 現在人員六三名とする。	現在人員六三名を七九名に坑内他職種より補充する。
（仕繰） 現在人員九六名を、六坑九名、竪下一五名、待見六名、新坑六〇名とする。 ※ 掘進、仕繰より採炭へ一八名補足し、これに伴う不足人員は他職種より補充する。	現在人員九六名を、六坑竪下一五名、新坑六四名とし、一七名は採炭、掘進へ転換する。
（回収） 現在人員七名に道具番より一名、ドリル方に補充し、ノミ方一名は修繕方に転換し八名とする。	現在人員七名を九名とし、坑外より補充する。ドリル方は廃止して修繕方六名、鉄柱修理二名、枕料方一名とする。

（採　炭）
現在人員一九名を二一名に他職種より補充し、新坑人車九名、エンドレス六名、電機六名とする。
（大　工）
現在人員の一八名とし、当番は現在通りとする。
（雑　夫）
現在人員一四名を一二名とし、道具番二名を一名ドリル方、一名取載とする。
火薬方五名、測量三名、研究班一名は現状通りとし、道具番は五名を三名とする。
（助　手）
現在員の二一名とする。
（坑内工作）
修工一二名、電工一〇名は現在人員通りとし、ポンプ方七名の中、坑下四名は撤収後転換する。ベルトは四名を六名とする。
又卸掘方に坑外掘方より三名あてる。
（坑務坑外）
現在人員の一四名とする。
安全灯七名、採炭検査二名、大工一名、庶務四名。
（炭　務）
新坑ケッブラー（四×三）（三×三）の二一名とし、不足人員は課内で操作する。
他の職場は現在人員通りとする。
（勤　労）
守衛は六二を二名、神の浦二名、坑下二名、六坑三名とする。
本部外勤は三名（一、一、一）とする。なお坑下廃止後は五名（一、二、二）とする。
給仕は四名を三名とし、一名は本部外勤へ転換する。　他は現在人員通りとする。
（坑外工作）
坑下掘方は三名は又卸掘方に転換する。他の職場は現在人員通りとする。
（資　材）
運搬手二名は解職する。
他の職場は現在人員通りとする。
（経理・庶務・厚生）
現在人員通りとする。

現在人員一九名を一七名とし、二名を採炭、掘進へ転換する。新坑人車六名、エンドレス五名、電機五名
現在人員一八名を一三名とし、当番は整理方にはつけない、五名は採炭、掘進へ転換する。
現在人員一四名を一一名とし、三名は採炭、掘進へ転換する。
道具番三名、火薬方四名、測量三名、研究班一名。
同　上
修工一二名を一一名、電工一〇名を九名とし二名はポンプ方へ転換、当番については別途提案する。
ポンプ方は七名を九名とする。ベルトは現在人員の四名とする。
又卸掘方に坑外掘方より三名あてる。
現在人員一四名を一二名とし、採炭検査二名を一名、庶務四名を三名として、二名は坑内仕生日役に転換する。他は現状通りとする
新坑ケッブラーは（三×二）（三×二）の一二名とする。試験師現在人員一二名を九名とし、三名を坑内日役、回収検三名を二名とし一名を代表検炭の係員と交替、益ガスリ一名を〇名、分析四名を三名とし一名はセンクサリへ、原炭ポケット係員一名を任意者と交替する。
守衛、本部外勤一一名を八名とし守衛は全廃して本部外勤（二、三、三）とし、給仕は四名を三名にし、余剰人員は坑内に転換する。坑内不適格の場合は三角転換とする。病院看護婦二名を一名とし、衛労日役に転換する。物療室三名を二名とし、後課に転換する。
掘方八名を三名とし、坑内掘へ三名、二名は暫定的に六坑、坑下掘に配置し、その後坑内へ転換する。
運搬工場六名を五名、営繕六名を四名、事務四名を三名とし、余剰人員は坑内へ転換する。
坑内不適格者は三角転換
運搬手二名は解職する。
他の職場は現在人員通りとする。
現在人員通りとする。

大正。一日おくれて期斗妥結

既報（情報一一八）の通り大手各社（三井、杵島を除く）が、中山中労委会長の勧告によって期末二万円、貸付二千円で妥結したなかで、大正のみは半額払内千金を会社側が撤回しないためストをとかず、団交を行っていたが二九日午前七時一五分、二二，〇〇〇円中一四，〇〇〇円を支払い残りの八，〇〇〇円は労金より借入れて支払うことで妥結しストを中止した。が、会社は今次期末手当を契機に今后賃金遅払い企業整備を企図していることは明らかである。この会社の意図を完全に粉砕しえなかった点を確認し、妥結后の宣伝活動を活発に行こない、一方会社に対しては資金ぐりのつき次第全額支払を早急に行うよう要求し、交渉をもっている。

三井またも分割払を提案

二九日午前二時、三鉱連は会社の申入れに応じて八月分賃金支払問題について東京本社で団交をひらいた。会社は七月同様、八月一五日五〇%、三一日に五〇%支払いを提案した。これに対し組合は会社の不誠意を追及するとともに、期末手当の要求を迫ったところ会社は、賃金さえ全額支払えないいま期末手当は全く出すことはできないと回答した。

三鉱連ではこれらの提案と回答に対して、本日（七・三〇）三鉱連中斗を開催して対策を協議することになっている。

北海道中小期斗

前期と同額で妥結

北海道地本仐下中小支部の期末手当斗争の概要は、情報一一七（七・二五）で知らしていたが、二九日よりの四八時間ストをひかえた二八日、次の支部が妥結した。

東幌内	二〇，〇〇〇円	（A）
新二股	一九，一〇〇円	（〃）
豊里	一六，六五〇円十アルファー	（〃）
北奏　五山	一五七五〇円十アルファー十五〇〇円	（A）
横剣	九，五〇〇円	（B）
富殺	一九，一〇〇円	（A）
三昭	一七，一〇〇円十二，〇〇〇円（貸付）	（A）

尚、旭支部（B）には一万円の回答があったが、二九日よりのストを延期して交渉継続中、住吉支部はゼロ回答

〈註〉北海道地本でいうA、Bの分類は企業規模ではなく、鉱連加盟をA、未加盟をBとしている。

（うらへ続く）

34年度上期々末手当斗争状況（地地方）

北海道　7月6日要求

支部	前期妥結	今期要求	
東幌内	20.000	25.000	20.000　29日妥結
高根	19.100	23.000	19.100　〃
豊里	16.650+α	22.000	16.650+α 前期なみ 妥結
北星	16.250	21.000	15.750+500+α　〃
新二岐	19.100	23.000	19.100　妥結
平岸	10.000	21.000	
三舟	19.200	23.000	12100+2000(貸金)　妥結
住吉	18.900	23.000	回答なし　29日からのスト延期
日曹	12.000	16.000	
上尾幌	13.600		回答途上
月形	11.500+6万円(一律分)	16.000	
朝日	10.000+550+205	16.000	10.000　29日からのスト延期
幌別	13.100	16.000	
栄和	11.700	18.000	
宗谷	8.000	13.000	
春田	9.000	13.000	
北拓	9.200		
相生	10.000	15.000	9.700+750　25日妥結
九州	10.900	15.000	
小石	9.200	13.000	
北海炭砿	5.100	8.000	
茅沼		15.000	

支部	前期妥結	今期要求	
上村		10.000	
奈井江		8.000	
北隆		7.000	
北聚		6.000	
新奈井江		6.000	
赤平建設		5.000	
油谷			} は回答途上
大和田			

常磐　7月13日要求

支部	前期妥結	今期要求	
磐城		18.000	
重内		12.000	
高萩（[illegible]）		4.500	
高萩		10.800	
大正（山田）		4.500	
向洋		7.000	
東北新田		16.800	
三田鉱理		12.000	

情報 No. 120
九州炭労
1959年 8月 1日

期末 杵島に一五、〇〇〇円の回答出る

組合、更に体制を強化し継続交渉を決定

既報のとおり、大正を最後にして、三井・杵島を除く、大手各社の期末手当斗争は、二二、〇〇〇円を妥結したが、三井・杵島の両支部は、いまなお斗いを続けている。

三井は二九日に賃金の分割払、期末手当のゼロ回答を出したが、杵島支部も七月三一日、精力的に期末手当の交渉を行った。その中で、会社は、最初一万円、最終的には一五〇〇〇円の回答を出した。

しかし、支払はいつになるかわからぬという全く話にならないので、杵島支部斗争委員会は、この回答を不満とし、今後更に斗争体制を確立し、企業整備をはね返す斗いと結合させて期末手当二二、〇〇〇円獲得の斗いを強化することを決定した。

回答話しにならぬと追及

七月三一日、杵島支部は午前一時から期末手当について交渉を行った。その席上、会社は一万円を出す、その金額については、現在金繰りのため、所長はじめ会社幹部が上京している。したがって、支払期日については、今こゝで、盆前に支払うとか、盆あとに支払うとかということは、いえないとの提案をしてきた。

これに対し、組合は、三井、杵島を除く各社は既に二二、〇〇〇円を出しているのに、一万円という回答は納得がいかない、問題がある、と追及した。 しかしこれ以上の交渉進展はみられず、午後六時一旦休憩することになった。

二二千円の獲得めざす

午後八時より再度交渉がもたれたが、前回提案をめぐる論争の繰返しで、一向進展をみられないまゝの空転を辿ったが、八月一日、午前零時に及び、会社側から「一五、〇〇〇円を支払いたい」という提案があった。

しかし、支払時期については、前回と同様、現在金繰りのため努力中ということで、なんら具体的な提案を示されないまゝ、交渉はうちきられた。

組合は、ただちに斗争委員会を開催し、このような会社の態度に対し、こんごどのように対処するかということについて討議を行った。

その結果、会社提案の一五〇〇〇円の金額は不満である。 更に、斗争体制を強化して交渉を継続していくことを決定した。

中小A級の期斗解決

B級は最後回答を八月三日に受領

中小期斗の先頭にたったA級の各支部は、福岡市内に交渉場所を移し、さきに申入れていた三十日正午の期限付回答をうけるため団交に臨んだが、各社とも具体的回答は三一日に延期された。ストライキを翌日にひかえた三一日夕刻から一斉に交渉を開始した結果、早良を皮切りに全支部が妥結し、八月一日からのストライキを解除した。

妥結内容

中小支部の期末斗争は、当初大手の長期化が予想されたなかで、盆前解決への態勢をかためた、情報（一一七号）の通りの斗争日程に従って各支部は交渉を開始した。

中小共各支部の代表は、三〇日福岡に集結、三一日の交渉から最終交渉を続けた結果、共同、山口が前期を若干下廻って妥結したが、他の支部は前期なみの線を獲得できた。

妥結に際して、共同、山口の分割払いと、会社が資金難を理由に八〇〇万～一、五〇〇万円の資金繰りの協力を組合にもとめていることは従来と異ったものである

このことは、金融の困難さもさることながら、会社側のＰ.Ｒ.が現実化され、組合員の斗争意欲にヒビをいれる結果にならないとも限らない。

飯野～ 二二、五〇〇円（期末一九、五〇〇円、貸金三、〇〇〇円）

共同～ 二〇、八〇〇円（但し盆前に一四、〇〇〇円、残額は盆過ぎに支払う）

早良～ 二〇、七五〇円（期末一九、〇〇〇円、貸金一、七五〇円）

山口～ 二〇、五五〇円（期末一八、五〇〇円貸金一八五〇円、プラスアルファ 二〇〇円）但し、七〇％を盆前、残りを九月に支払う。

新屋敷～ 二〇、七五〇円

九森～ 二〇、三〇〇円

飯野、早良、山口の貸金は大手と同様の取扱い。

B級は予定通り斗争に入るが、八月三日の期限付回答受領日に福岡地区事務所でオルグ会議を開いて突っこみをかけることになっている。

No. 121
情報
九州炭労
1959年 8月10日

日鉄二瀬・首切り合理化案提示

"六五六名の勇退者募集"

八月七日、労使協議会において、会社は炭界の不況による赤字と、特に二瀬鉱業所の老朽化を理由に、人員整理による企業存続を計るためと称して、六五六名の勇退者募集を提案してきた。

二瀬労組では、翌八月八日、斗争委員会を開催、中斗発六二、六三、七三号指令の企及斗争方針に基き、直ちに大衆行動、抗議斗争を組織し、早急に生産点での斗いを強化して、白紙撤回の日まで斗い抜くことを確認した。

提案理由

冒頭、炭界一般の状況についての説明のあと、二瀬の現況について次の報告がなされた。

二瀬の現況は、昭和三三年度五億四千九百万円の赤字を出し、三四年六月末においては、七八、四八一屯の貯炭をかゝえている。一昨年来赤字減少に努力したが、三三年度六六万屯目標で出炭五三万二百屯で三三年度下期までの過去五年間赤字累計十六億八千五百万円に達した。

日鉄鉱業として鉄鉱石その他の収益で二瀬を維持してきたが、外航運賃の低落に伴う鉄鉱石部門の低調、石炭部内がその出炭規模に比し全国最高の貯炭をかゝえるに至り、今后、年間五～六億円に及ぶ赤字を引続き負担するわけにはいかない。又、有明の開発のための投資もしなければならない。以上の状態で現況を打開してゆかねばならないわけであるが、坑道上り山で老朽化し、能率を向上して収支償う状態にすることは期待できない。

貯炭の内容をみると、九七%が一般炭、その六〇%が五二〇〇カロリーの下級炭である。その需要先である塩田、電力をみると、塩田は制度で整備縮少の段階であり、又電力についても石炭の消費をへらし重油によるコスト低下を図りつつある現況で、炭価の大巾切下げ以外には、一般炭上級物の開発であるセメント業界も急激な需要増はのぞめない見通しである。原料炭も四五%程度の産出である。従って、需要面からの制限と更には老朽化が問題である。即ち、稲築鉱が三〇年閉山し、又、高雄一坑が遠からず終掘する状態である。三四年四月現在可採炭量は約三二一万屯で、採掘可能か否か不明の炭量が二九七万屯程度あるが、今后の更新しなから採炭対象にならないと考えるべきだ。従って増産の余地はなく、かゝる条件で高雄一坑の終掘を考えると月産四万一千屯程度が限度である。一方能率についてみると、今后月一人当二三屯程度、少くとも二〇屯以上でなければならぬ。しかしそれは期待できない。三三年度の平均月能率は一二、六屯で、この際、二割程度能率を向上させねばならない。又発電所も本年末閉鎖、中央工場も一部縮少の状態で機構の整備、管理部門の縮少も行はなければならない。

以上の点から月約四万一千屯、年間四九万二千屯に対する所要在籍鉱員数は二、五六三名であり能率は一六屯である。この体制においても屯当り六〇〇円をこえる赤字はまぬかれぬので、今后各方面の人員の再配置、自然減耗補充の外、赤字の減少に努力しなければならない。

一方社内三山の状況は、北松は出炭減を余儀なくされており、嘉穂は集約採炭は不可能で一般炭で出炭規模が制約されている。伊王島は数年の調査が必要で、三山いずれも増員の余裕はなく能率向上でコスト低下につとめている。有明についても十年程度を要する見込みで増員の余地はない。

提案内容と取扱いについて

以上の理由から、今回在籍鉱員の二割程度の方々に主として

1、家庭事情の許すもの
2、高令者
3、出勤成績良好ではないもの。
4、労働能力の低下しているもの。

等の中から是非とも勇退していただきたいのであります。現状を御判断の上、二瀬存続のため御協力をお願いします。

オ一、今回の勇退者に対する取扱いは、一定期間を限り左記のとおりといたしたい。

記

1、退職手当
退職手当協定書記オ二の七の事由により計算された額。

2、特別加給金
①、基準額　平均賃金
②、日数
イ、勤続満一年未満のもの　六〇日分
ロ、〃満一年以上五年未満のもの　一二〇日分
ハ、〃満五年以上十年未満のもの　一五〇日分
ニ、〃満十年以上二〇年未満のもの、一八〇日分
ホ、〃満二〇年以上のもの　二一〇日分

3、餞別金　一律四万円。

4、停年間近なものの取扱。
本取扱期間終了の翌月より二ケ月までの停年予定者……前記2、3の30%
同じく二ケ月をこえ四ケ月までの停年予定者　前記2、3の50%
同じく四ケ月をこえ六ケ月までの停年予定者　前記2、3の70%。
同じく六ケ月をこえ八ケ月までの停年予定者　前記2、3の90%。

5、その他